

産業建設常任委員会

日 時 令和6年3月12日（火）午前10時から

場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件（12件）

- (1) 議案第13号 令和5年度射水市水道事業会計補正予算（第3号）
- (2) 議案第14号 令和5年度射水市下水道事業会計補正予算（第3号）
- (3) 議案第5号 令和6年度射水市水道事業会計予算
- (4) 議案第6号 令和6年度射水市下水道事業会計予算
- (5) 議案第30号 射水市農村環境改善センター条例の一部改正について
- (6) 議案第31号 射水市都市公園条例の一部改正について
- (7) 議案第32号 射水市営住宅条例の一部改正について
- (8) 議案第33号 射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第34号 射水市水道事業給水条例及び射水市上下水道事業経営委員会条例の一部改正について
- (10) 議案第37号 射水市大門コミュニティセンター条例の廃止について
- (11) 議案第38号 市有財産の無償貸付について
- (12) 議案第41号 指定管理者の指定の期間の変更について（新湊農村環境改善センター）

2 報告事項（7件）

- (1) 第3次射水市中小企業振興計画（案）について
(産業経済部 商工企業立地課 資料1)
- (2) 射水市道の駅新湊等整備運営事業に係る公募型プロポーザルの実施結果について
(産業経済部 観光・定住課 資料1)
- (3) 射水市移住・空き家トータルサポート業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について
(産業経済部 観光・定住課 資料2)

(4) 大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センターの民間事業者への貸付について

(産業経済部 農林水産課 資料1)

(5) 射水市緑の基本計画(案)について

(都市整備部 都市計画課 資料1)

(6) 水道事業包括業務委託【第2期】の契約締結について

(上下水道部 上下水道業務課 資料1)

(7) 令和6年度水道水質検査計画(案)について

(上下水道部 上水道工務課 資料1)

3 その他

第3次射水市中小企業振興計画（案）について

1 パブリック・コメントの実施結果について

(1) 実施期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月12日（金）まで

(2) 閲覧を行った書類

第3次射水市中小企業振興計画（素案）

(3) 書類の閲覧場所等

ア 射水市ホームページ

イ 窓口での閲覧：7カ所

（商工企業立地課、本庁舎1階総合案内、各地区センター、市中央図書館）

(4) 寄せられたご意見等

ア 意見等の提出者数 1名

イ 意見の件数 1件

(5) ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方

No.	対象箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	P16 第2章 (4)産学官金 連携促進事 業	富山県立大学に加え、包括的連携協定を締結している富山高等専門学校及び学校法人浦山学園の共同研究件数を併記することで、本市が中小企業の新技術開発に、官民共同で取り組んでいることがより理解されるのではないか。	本計画では、代表的な取組として、富山県立大学での取組を上げており、記載としては現行のとおりとします。 ご意見のとおり、高等教育機関との取り組みを様々な方に広く認識していただく事は有意義なことと考えられますので、今後は、中小企業振興会議の場など、様々な機会を捉えて、本取組を周知してまいります。 本計画を推進するための貴重なご意見として承ります。	無

2 素案作成後の修正点

No.	項目	内容
1	将来像について	<p>【文言修正】</p> <p>P25 将来像「コロナや社会情勢の影響がある中で」を「様々な社会情勢の影響がある中で」に修正しました。</p>
2	災害への対策	<p>【項目追加】</p> <p>P27 「1 中小企業が元気なまち」に中小企業の防災・減災対策に関する項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P27 施策体系に「(5) 災害時の事業継続力強化」を追加 ・ P30 現状や課題、文言追加、関連グラフなど追加 ・ P31 今後の方向性への文言追加 <p>今後取り組むべき事項に「(5) 災害時の事業継続支援」及びそれに対する内容、補足の追加</p>
3	食文化の発信	<p>【内容修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P33 本市は海産物が有名であり、県「寿司と言えば、富山」プロジェクトと連携し、ブランディングの推進はもちろんであるが、その他食材や食文化についても、発掘しブラッシュアップの必要性があるため、項目を「寿司等、射水市に根付いている食文化の発信」に改めました。

3 修正後の第3次射水市中小企業振興計画（案）

資料1－2のとおり

4 これまでの経過及び今後のスケジュール

時期	内容
令和5年 8月	第1回第3次射水市中小企業振興計画検討委員会で審議
8月～9月	企業状況調査の分析、市民アンケート、企業ヒアリング及び事業承継に関する事業者アンケートの実施
10月	第2回第3次射水市中小企業振興計画検討委員会で審議
12月	12月議会 第3次射水市中小企業振興計画（素案）報告
令和5年12月～令和6年1月	パブリック・コメントの実施、集約
令和6年 1月	第3回第3次射水市中小企業振興計画検討委員会で審議
3月	3月議会 第3次射水市中小企業振興計画（案）報告
4月	市ホームページ等で公表、周知

第3次射水市中小企業振興計画

【案】

射 水 市

令和 6年 3月

目 次

第1章 計画の趣旨と計画期間.....	1
第2章 射水市の中小企業の状況.....	3
第3章 中小企業振興のために目指す方向性.....	25
第4章 基本方針・施策・具体的な取組	30
第5章 計画推進の役割と計画の進捗管理.....	40
第6章 推進施策の成果指標と目標値.....	43

第1章 計画の趣旨と計画期間

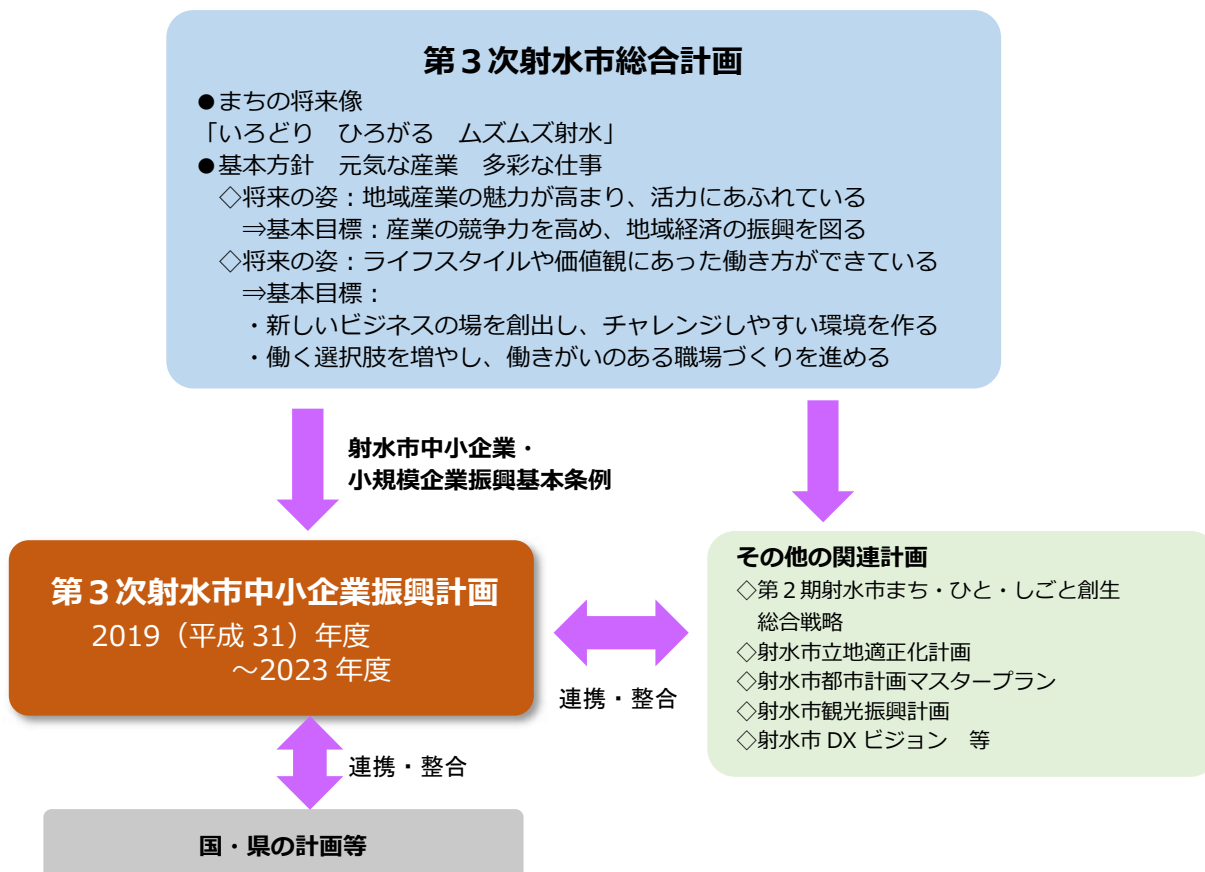
1 計画策定の趣旨

本市では、2019（令和元）年4月に、中小企業等の振興に係る基本的な事項を定め、その振興策を総合的に推進することで、地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上を図るため、射水市中小企業・小規模企業振興基本条例を策定しています。この条例に定める基本理念の実現に向け、中小企業振興に係る基本施策等をまとめた「第2次射水市中小企業振興計画」では、産学官金それぞれが関連する取組を実践してきました。

しかしながら、2020（令和2）年に世界中でまん延した新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活が大きく変化するとともに、企業においては、リモートワーク等の新たな働き方やDX（デジタル・トランス・フォーメーション）化への対応が求められるなど、社会経済環境は大きく変化しています。また、急速な人口減少による雇用の確保や後継者の育成、更には、脱炭素社会の実現を目指すGX（グリーン・トランス・フォーメーション）の推進といった大きな課題解決にも取り組む必要があります。

こうした状況に加え、現計画が2023（令和5）年度をもって5か年の計画期間が終了することから、既存の施策を検証するとともに、昨今の社会経済環境の変化を踏まえた新たな施策を打ち出し、地域振興・産業活性化を図るため、「第3次射水市中小企業振興計画」を策定するものです。

■関連計画等との位置づけ



2 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とし、第3次射水市総合計画との整合性を図っていきます。

なお、第3次射水市総合計画の基本構想は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間で、基本計画は、2023年（令和5）年度から2027年（令和9）年度の前期計画と、2028年（令和10）年度から2032年（令和14）年度までの後期計画で構成されています。

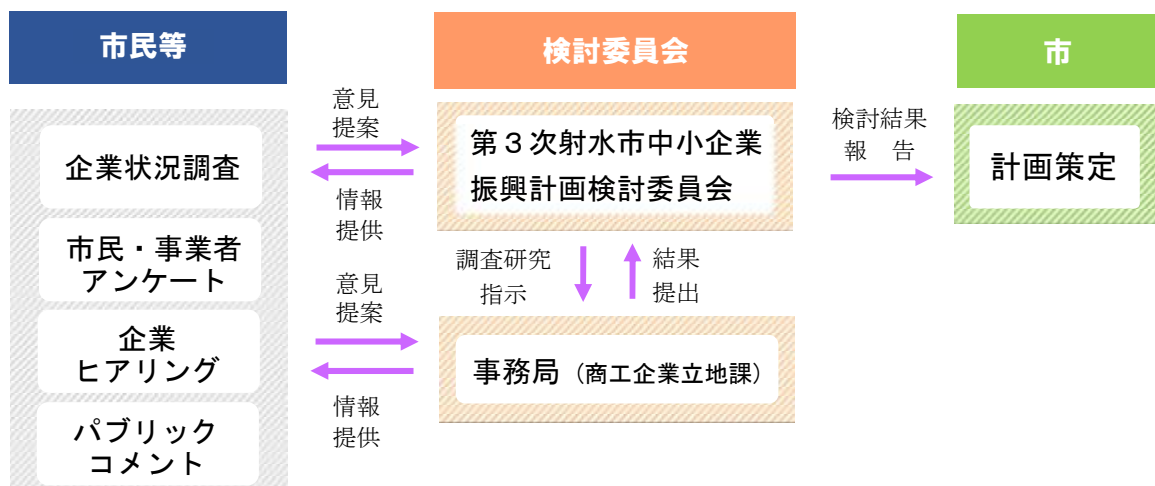
■計画の期間

		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R12)	2032 (R13)	
中小企業振興計画			第3次中小企業振興計画									
総合計画	基本構想	第3次射水市総合計画(R5~R14) (10年間)										
	基本計画	前期：R5~R9 (5年間)					後期：R10~R14 (5年間)					
	実施計画	前期：R5~R9 (5年間)					後期：R10~R14 (5年間)					

3 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、2019(平成31)年4月に制定された「射水市中小企業・小規模企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、また、国・県の動向や社会潮流、本市の関連計画や統計データ、企業状況調査、市民アンケート等を踏まえながら、市内中小企業に係る課題を整理し、中小企業の振興策の方向性や取組等を定めていきます。

■策定体制イメージ



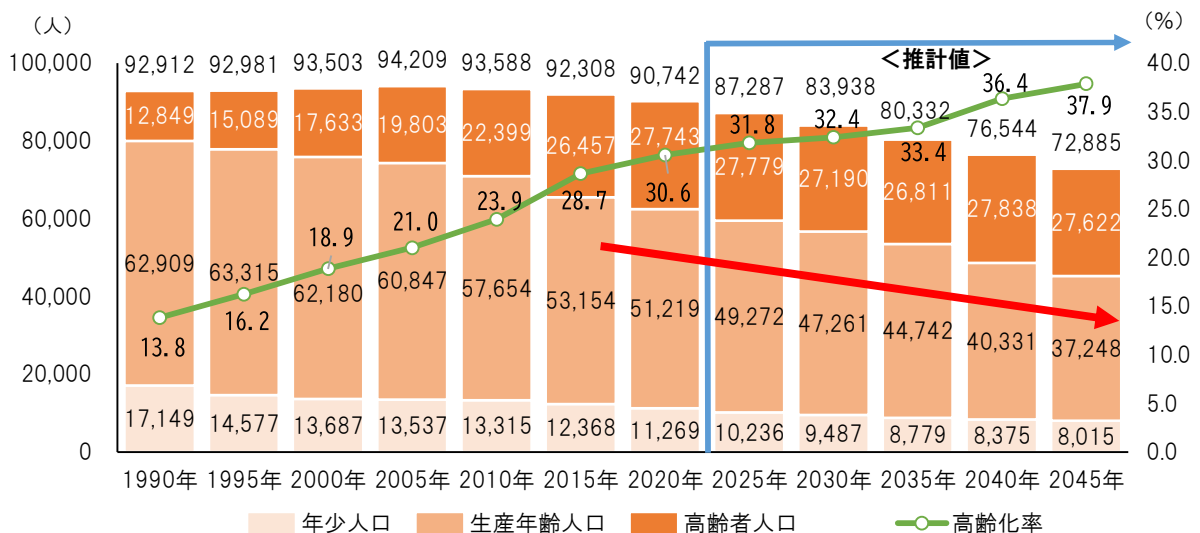
第2章 射水市の中小企業の状況

1 射水市の中小企業を取り巻く現状

(1) 人口の状況

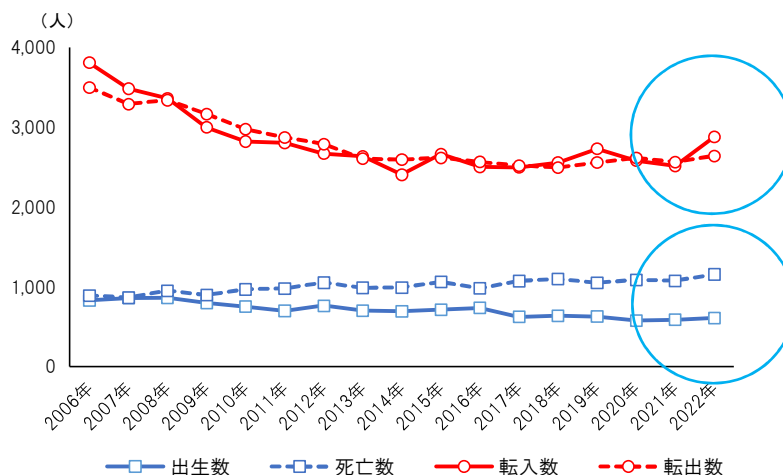
- 本市の総人口は、2005（平成 17）年以降、継続して減少傾向にあり、今後も少子高齢化の傾向が予測されています。特に若年層の転出が背景にあると考えられ、2018（平成 30）年はとりわけ 20 歳～24 歳世代の首都圏等へむけた転出超過（社会減）が顕著に見られます。
- 自然動態は、死亡が出生を上回る自然減が続いており、近年その差が拡大する傾向となっています。社会動態は、近年転入数と転出数が交差する状態が続いていますが、直近の 2022 年には転入超過となっています。

■総人口の推移・年齢3区分別人口割合の推移



資料：令和2年までは国勢調査、2025年以降は社会保障・人口問題研究所の推計

■人口動態の推移



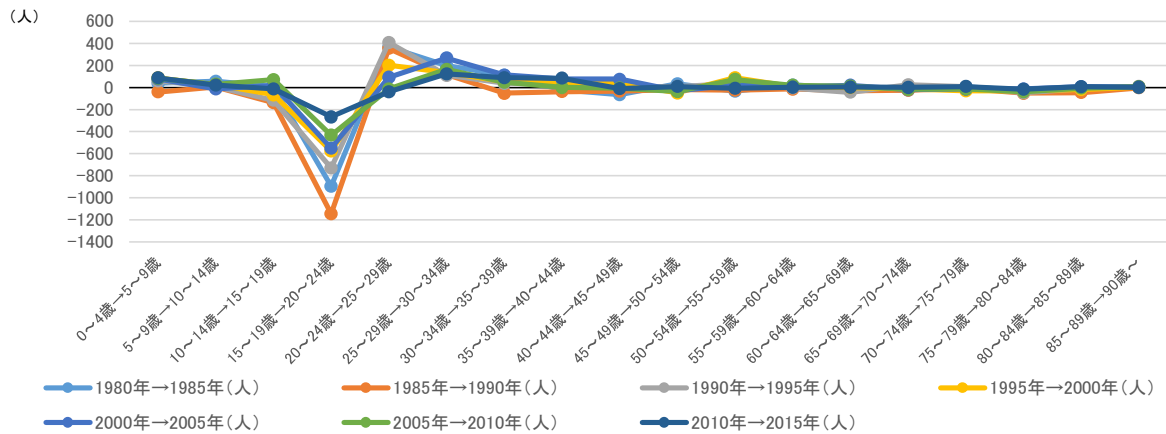
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（前年10月1日～当年9月30日）

○年齢別男女別の純移動数の推移をみると、男性は、15～19歳→20～24歳において経年的に純移動のマイナス幅が縮小傾向となっています。これに対し、女性はあまり変化がなく、若い女性の人口流出に歯止めがかかっていない傾向がうかがえます。

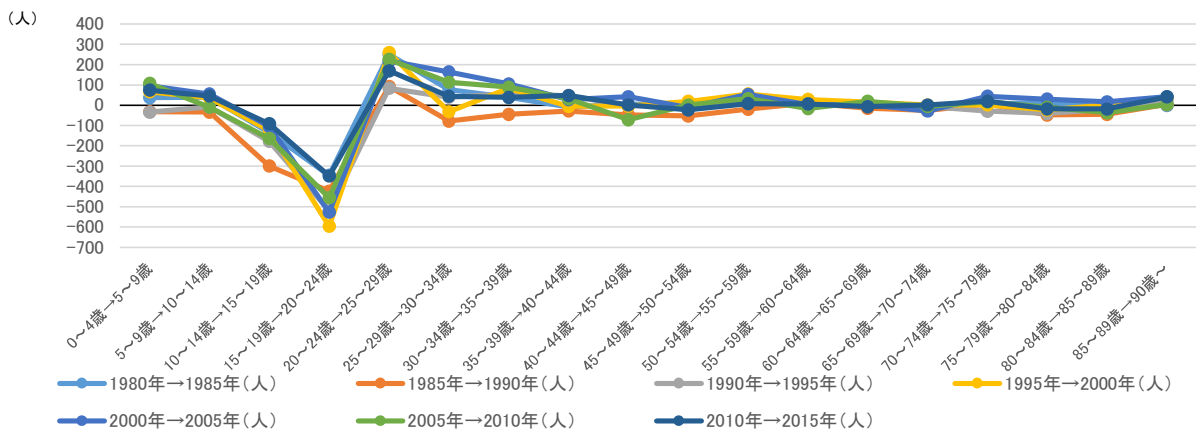
○外国人住民は2013（平成25）年から2021（令和3）年にかけて1.6倍に増え、2021年時点で2,751人、総人口の約3%を占めています。令和2年国勢調査では、県内で最も高い外国人比率となっています。

■人口純移動数の推移

【男性・年齢別の純移動数の推移】

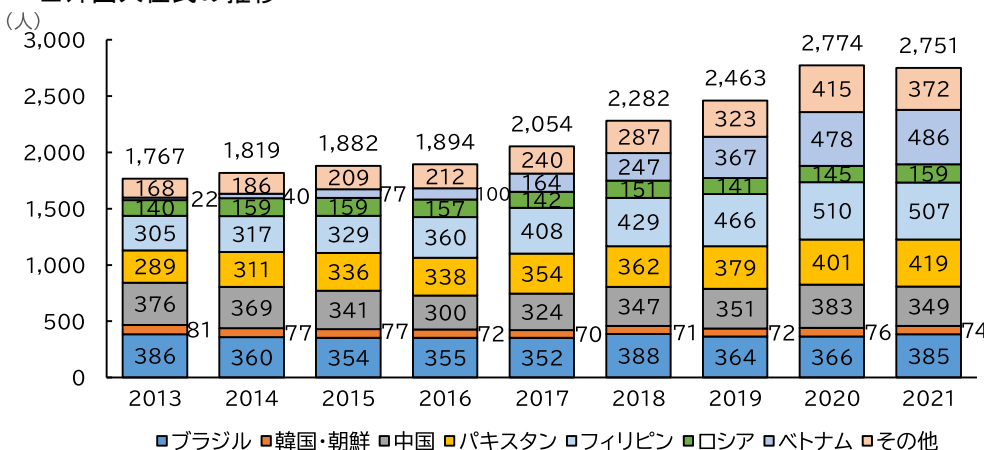


【女性・年齢別の純移動数の推移】



資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

■外国人住民の推移



■人口に占める外国人住民の割合

市町	射水市	入善町	高岡市	小矢部市
割合	2.62%	1.86%	1.79%	1.77%
市町	滑川市	上市町	朝日町	氷見市
割合	1.20%	1.12%	1.12%	0.96%
市町	南砺市	舟橋村	富山市	砺波市
割合	1.69%	1.63%	1.54%	1.47%
市町	魚津市	立山町	黒部市	(富山県)
割合	0.95%	0.83%	0.79%	1.58%

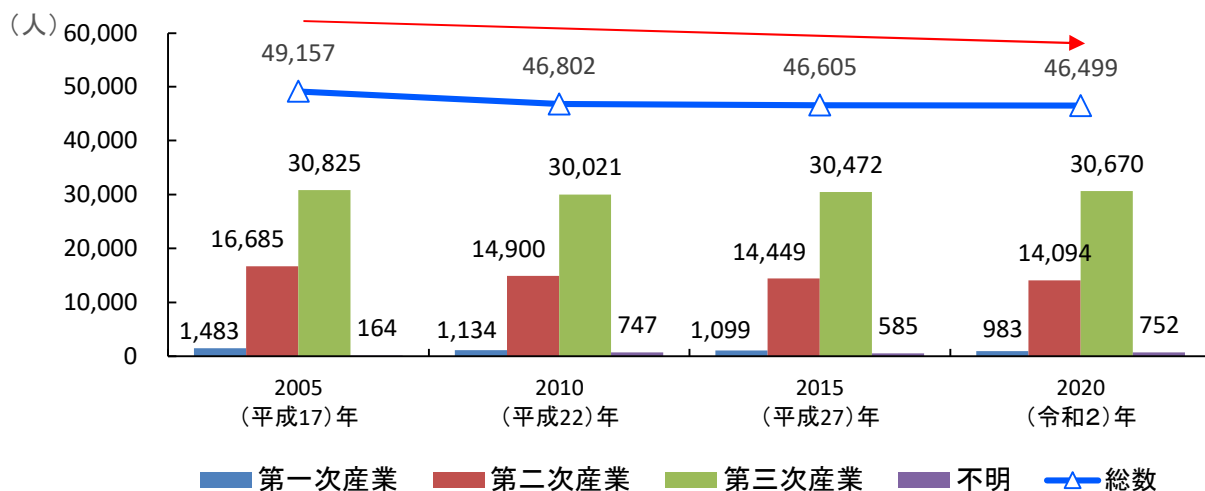
資料：令和2年国勢調査

(2) 就業者の状況

○産業別就業者数については、2020（令和2）年時では46,499人と2015（平成27）年の数値と比較して微減となっています。特に第一次産業、第二次産業では減少傾向が続いています。

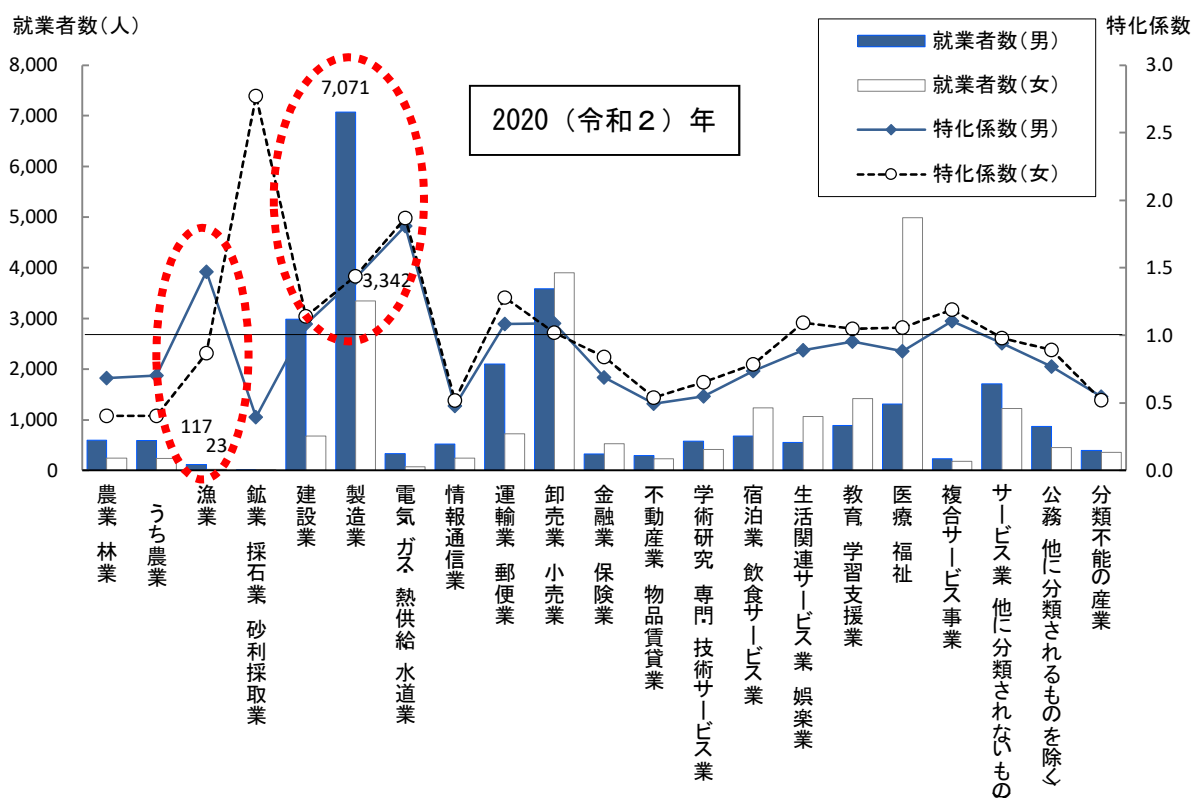
○産業別就業者数と特化係数については、漁業、製造業は強みの産業分野となっていますが、近年減少傾向がうかがえ、楽観視できない状況となっています。

■産業別就業人口



資料：国勢調査

■産業別就業者数と特化係数

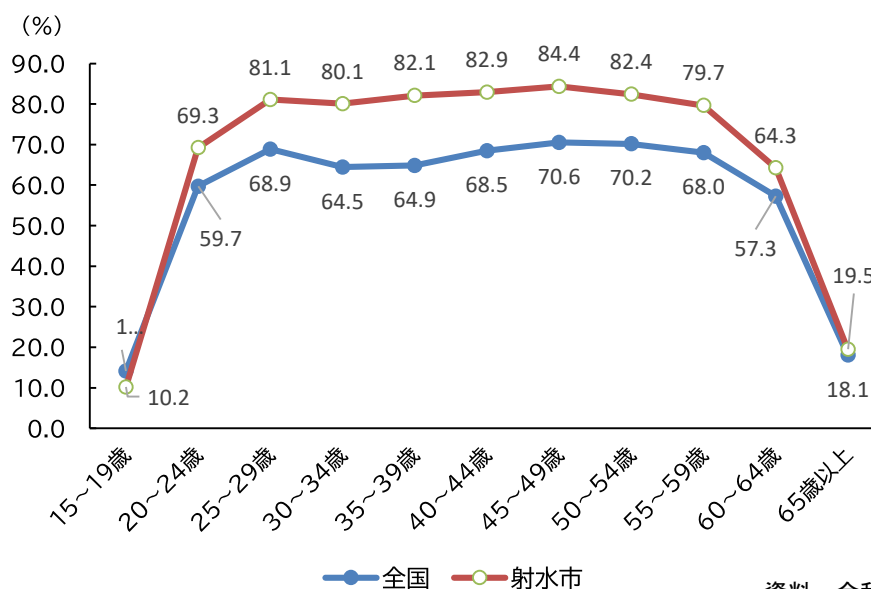


資料：令和2年国勢調査（常住地による産業（大分類）別就業者）

○女性の就業率をみると、2020（令和2）年では、全国の実業率よりも高く、女性の就業の高さを示しています。

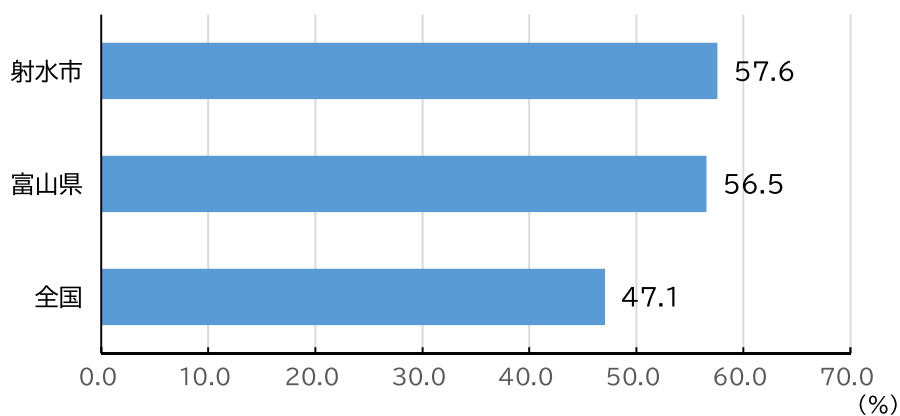
○共働き率をみると、2020（令和2）年では、全国、県の割合よりも高くなっています。

■女性の就業率（全国・射水市比較）



資料：令和2年国勢調査

■共働き率（全国・富山県・射水市比較）



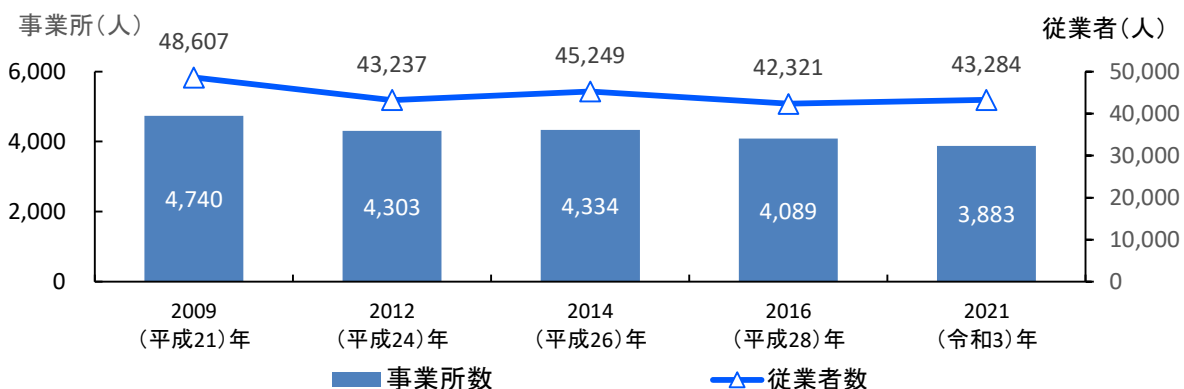
注）共働き率・・・夫、妻ともに就業世帯数/夫婦のいる一般世帯数

資料：令和2年国勢調査 就業状態等基本集計

(3) 事業所、従業者数の状況

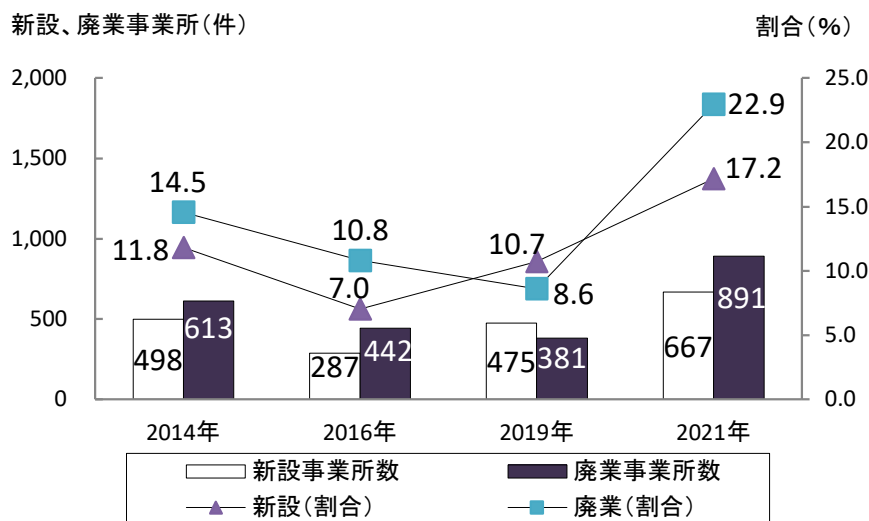
- 民営事業所数と従業者数の推移について、2016（平成28）年と2021（令和3）年を比較すると、事業所数は減少傾向となっていますが、従業者数は増加がうかがえます。
- 新設、廃業の事業所件数の推移をみると、2021（令和3）年では、新設、廃業ともに近年では最も件数・割合が高くなっています。

■民営事業所、従業者数の推移（農林漁業を含む）



資料：経済センサス-活動調査

■新設、廃業の事業所件数の推移



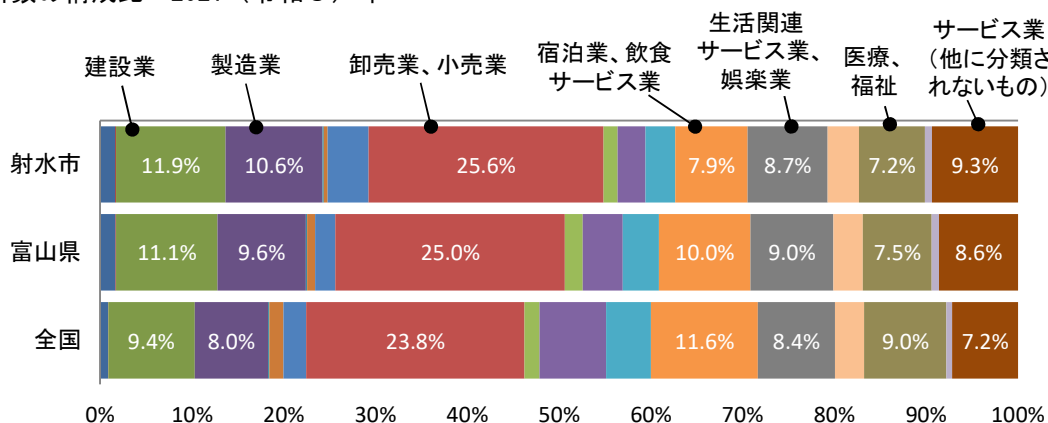
注) 2019年は廃業の件数に休業の事業所を含んでいるため参考値

資料：経済センサス-基礎調査、活動調査

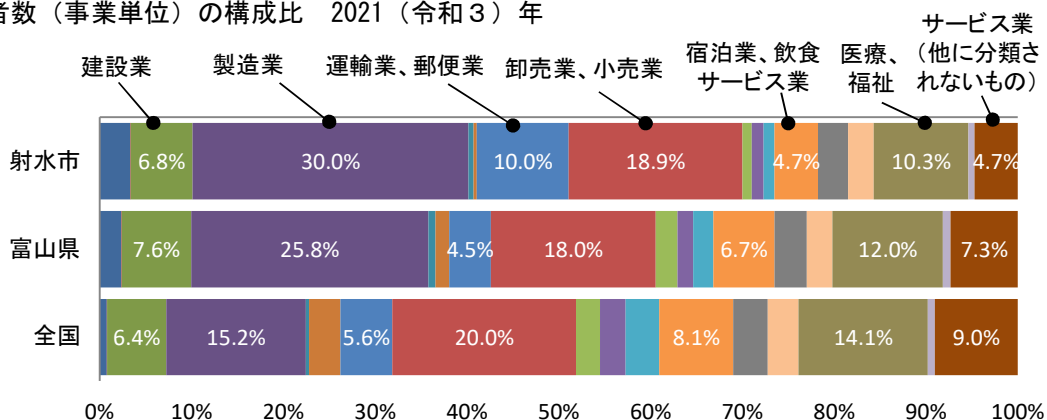
(4) 産業構造の状況（事業所、従業者数、売上金額の業種別構成比）

- 全国、富山県と比較して、全産業において高い業種をみると、事業所割合では「建設業」「製造業」「卸売業、小売業」「サービス業（他に分類されないもの）」が多くなっています。
- 従業者の割合（事業所単位）では「製造業」「運輸業、郵便業」が多くなっています。
- 売上高（企業単位）では「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「運輸業、郵便業」が多くなっています。

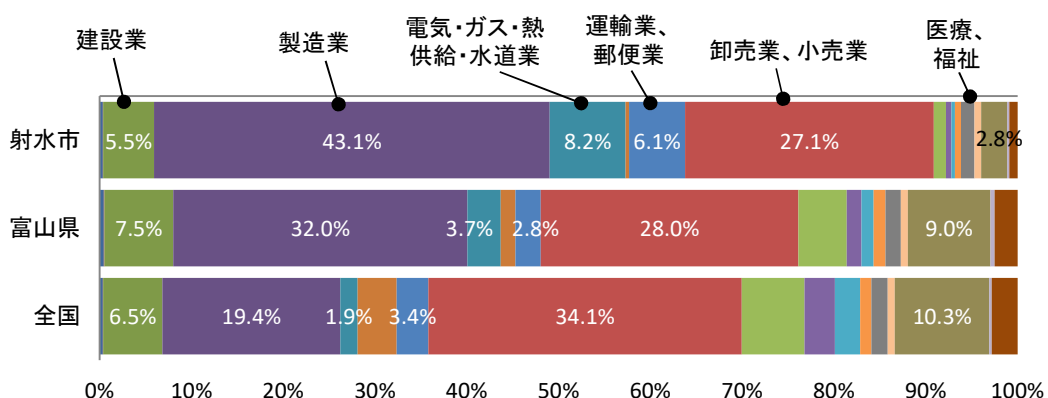
■事業所数の構成比 2021（令和3）年



■従業者数（事業単位）の構成比 2021（令和3）年



■売上高（企業単位）の構成比 2021（令和3）年



注) 売上高は一部の事業所等については試算値のため参考値

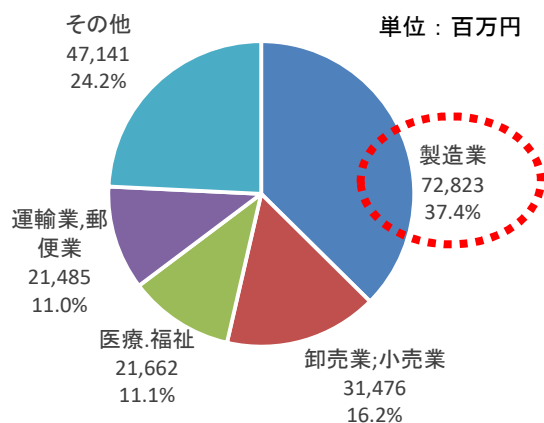
資料：地域経済分析システム（経済センサス活動調査）

(5) 工業、商業の状況

○全産業における付加価値額では、「製造業」が最も高い割合を占め、射水市にとって重要な産業であることがわかります。「製造業」の付加価値額の割合をみると、全国や富山県に比べて「非鉄金属製造業」「鉄鋼業」の業種の割合が多く分布している状況となっています。

○射水市の製造品出荷額等、付加価値額は2009（平成21）年のリーマンショック以降、持ち直し基調にありましたが、2021（令和3）年には再び減少傾向となっており、新型コロナウイルスによる影響が想定されます。

■全産業 付加価値額 2021（令和3）年



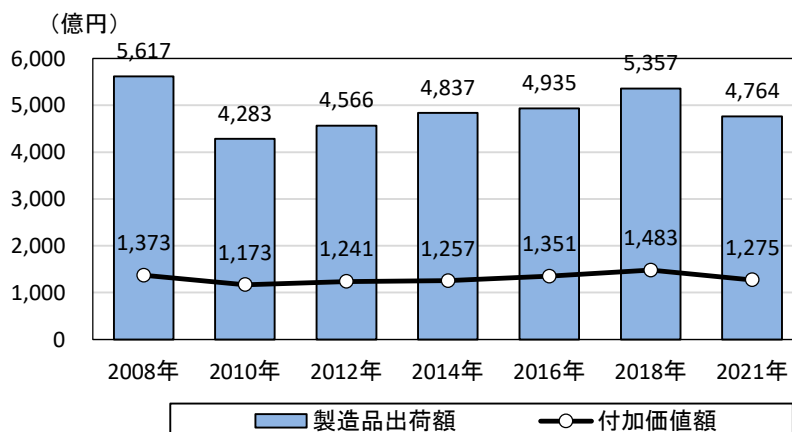
■「製造業」の付加価値額の割合 2021（令和3）年

	射水市	富山県	全国
非鉄金属製造業	41.6%	5.9%	2.3%
鉄鋼業	13.7%	3.2%	2.8%
金属製品製造業	13.2%	12.0%	6.2%
化学工業	2.2%	21.2%	11.9%
その他	29.3%	57.8%	77.5%

令和3年経済センサス - 活動調査

資料：令和3年経済センサス - 活動調査

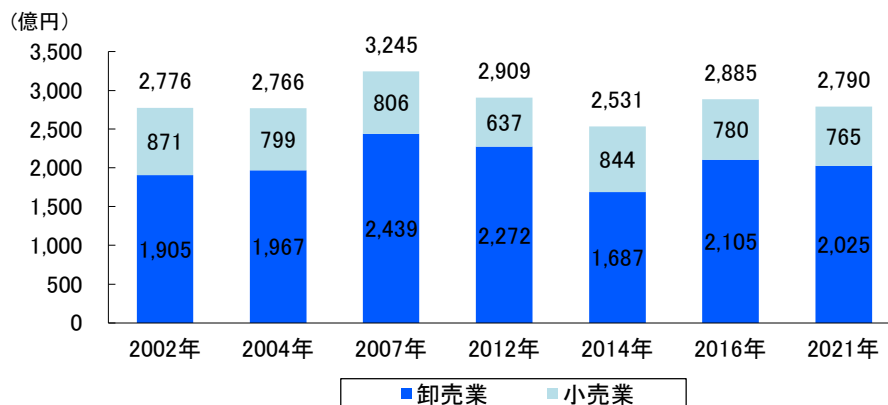
■製造品出荷額等と付加価値額の推移



資料：工業統計調査、2021年は経済センサス活動調査

○卸・小売業の年間販売数の推移をみると、卸売業は2012（平成24）年まで増加した後、それ以降は減少しましたが近年は再び増加傾向にあります。小売業については増減がみられながら、直近年では減少傾向にあります。卸・小売販売総額は、2007（平成19）年に3,000億円を超えているほかは、2,000億円台後半で推移しています。

■卸・小売業の年間商品販売額の推移



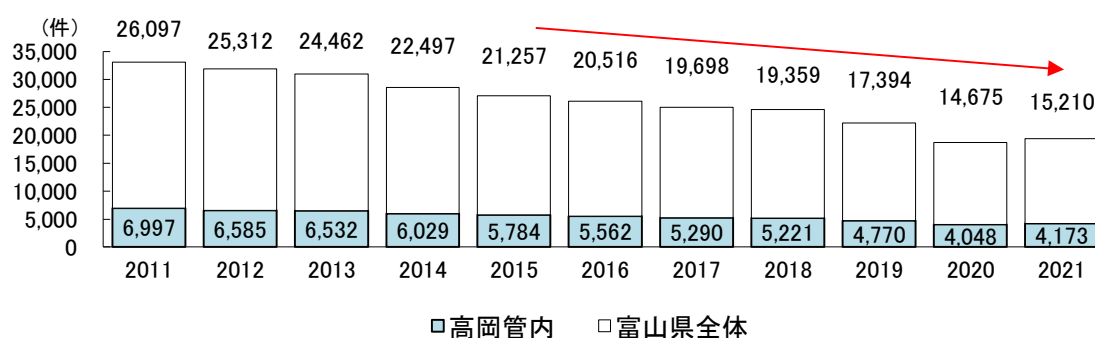
資料：射水市統計書、2016年以降経済センサス

(6) 雇用の状況

○充足数については、県全体、ハローワーク高岡管内ともに、2011（平成23）年度以降、一貫して減少傾向となっています。

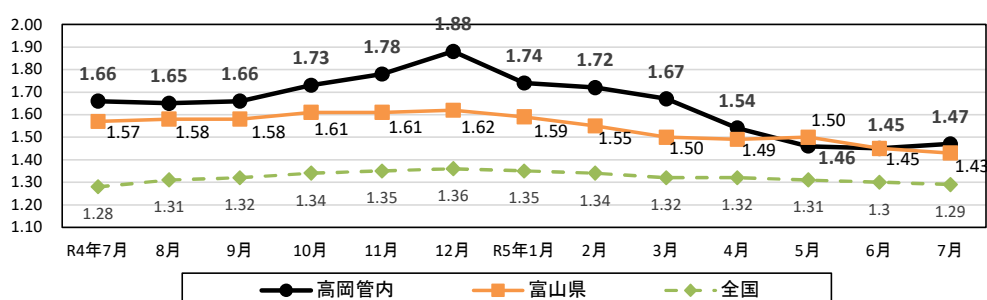
○有効求人倍率については、県全体、ハローワーク高岡管内ともに、全国数値よりも高くなっており、求職者数に対して求人数が上回る状況が続いています。

■充足数の年度ごとの推移（富山県（全体）とハローワーク高岡の比較）



資料：富山労働局「業務概況（資料編）」、ハローワーク高岡「労働市場の動向」を基に作成

■有効求人倍率の推移（全国、富山県とハローワーク高岡の比較）



資料：富山労働局「富山県の雇用情勢」を基に作成

(7) 地域経済循環の状況

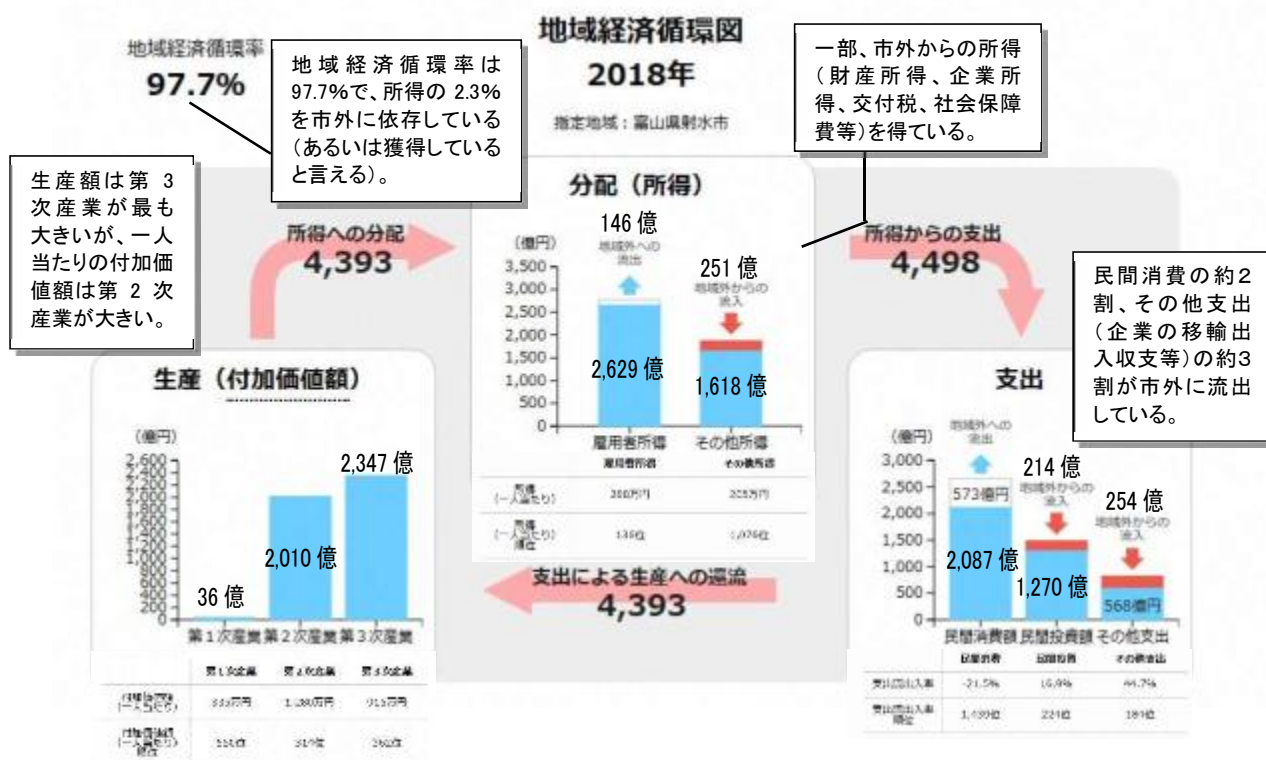
① 射水市における地域経済循環図

○射水市の2018（平成30）年における地域経済循環図をみると、各産業活動による生産（付加価値額）は4,393億円となっています。

○分配される所得総額は4,498億円で、生産÷分配で算出される地域経済循環率は97.7%となっており、一定の循環率は保っていますが、所得の2.3%を市外に依存している状況となっています。支出では、民間消費が市外へ流出しており、原材料の調達など企業間取引の収支（移輸出入収支）等を示すその他支出においても、市外への支出が市内を上回っています。

○2015（平成27）年と比較すると、産業全体の生産額が増加し、経済循環率も増加していることから、市内産業の育成・支援を進めるとともに、消費・支出の流出抑制に努めることが引き続き求められます。

■射水市における地域経済の状況（2018年）



資料：RESAS（地域経済分析システム）

■富山県内市町村別地域経済循環率比較（2018年）

No.	市町村名	地域経済循環率	生産（付加価値額）	分配（所得）
1	滑川市	122.1%	1,879億円	1,538億円
2	富山市	110.7%	21,094億円	19,047億円
3	射水市	97.7%	4,393億円	4,498億円
4	高岡市	95.3%	6,973億円	7,320億円
5	黒部市	93.7%	1,829億円	1,951億円
6	砺波市	93.2%	2,076億円	2,228億円
7	魚津市	92.0%	1,821億円	1,980億円
8	上市町	82.8%	757億円	914億円

No.	市町村名	地域経済循環率	生産（付加価値額）	分配（所得）
9	南砺市	79.3%	1,907億円	2,404億円
10	氷見市	78.3%	1,490億円	1,903億円
11	小矢部市	75.9%	1,041億円	1,372億円
12	入善町	74.8%	787億円	1,052億円
13	立山町	66.4%	799億円	1,204億円
14	朝日町	53.0%	302億円	569億円
15	舟橋村	50.3%	72億円	144億円
	富山県	98.1%	47,220億円	48,123億円

資料：RESAS（地域経済分析システム）

② 富山県における地域経済循環図

○富山県全体をみると、分配（所得）において、雇用者所得、その他所得ともに地域外からの流入があるものの、それらに大きく依存しているわけではなく、比較的高い地域経済循環率を保っており、自立型の経済構造を有していることが分かります。

○一人当たりの雇用者所得、その他所得ともに全国都道府県の中で高い水準にあり、第1次産業と第3次産業における一人当たりの付加価値額が全国14位と高くなっています。

○支出については、地域外への流出は大きくはないものの、今後、外貨を稼ぐ基盤産業の成長を促進し、民間消費や企業の域際収支、投資の外部流出を抑制することが求められます。

■富山県における地域経済循環図（2018年）

「生産（付加価値額）」を「分配（所得）」で除した値であり、地域経済の自立度を表す指標

地域経済循環率
98.1%

地域内の生産により、生み出された付加価値額から分配される金額の総額

所得への分配
47,220



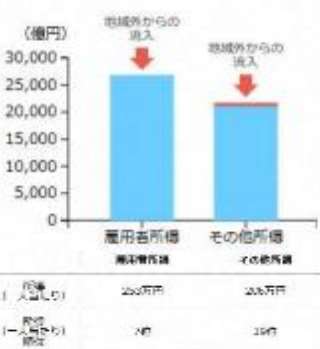
<参考例示:富山県>

地域経済循環図

2018年

指定地域：富山県

分配（所得）



支出による生産への還流
47,220

地域内での支出から生産へ還流される金額の総額

分析ポイント例:

- ・所得は域外に漏れているのか、それとも域外から流入しているのか。
- ・人口一人当たりの所得水準は、他地域と比較して優位といえるのか。

⇒富山県では、雇用者所得、その他所得ともに地域外からの流入があるものの、それらに大きく依存しているわけではなく、人口一人当たりの所得水準は全国的に上位です。

所得からの支出
48,123

地域内の住民・企業・行政等が獲得した所得から支出される金額の総額



分析ポイント例:

- ・付加価値額が最も大きい産業は何か。
 - ・労働生産性（従業者一人当たり付加価値額）は、他地域と比較して優位といえるか。
- ⇒富山県では、産業間では第2次産業の付加価値額が976万円と最も大きく、各産業の全国での順位では第1次産業と第3次産業で14位となっています。

分析ポイント例:

- ・地域住民の消費を域内で吸収できているか。
 - ・地域外からの投資・資金を呼び込めているか。
- ⇒富山県では、民間消費とその他の支出で地域外への流出がみられる状況です。

資料：RESAS（地域経済分析システム）

- ・雇用者所得：労働の対価として得る賃金・給与
- ・その他所得：財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等
- ・民間消費額：住民の消費
- ・民間投資：企業への投資
- ・その他支出：地域内企業の移輸出入収支額・政府の投資

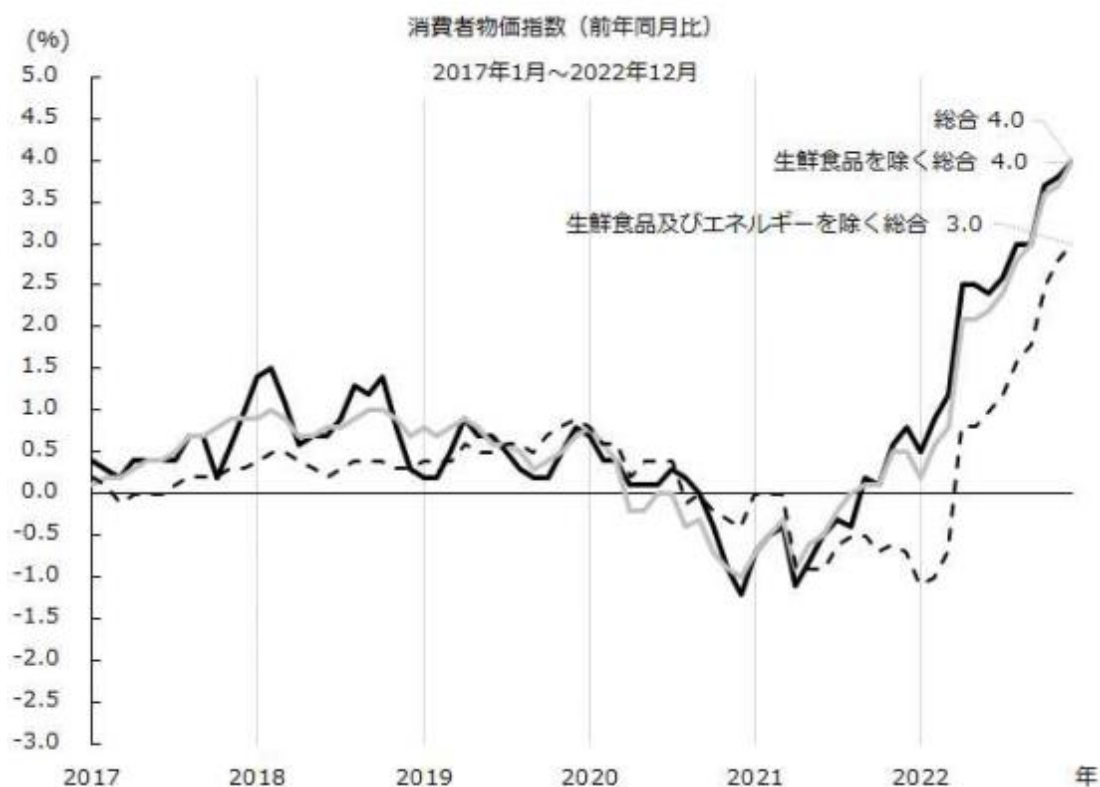
地域経済循環：①地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値は、②労働者や企業の所得として分配され、③消費や投資として支出されて、再び地域内企業に還流するという流れを指しています。地域経済循環図は、地域のお金の流れを生産（付加価値額）、分配（所得）、支出の三段階で「見える化」したものです。これにより、地域経済の全体像と、各段階におけるお金の流出・流入の状況を把握することができます。

(8) その他、中小企業を取り巻く社会情勢

○全国の消費者物価指数をみると、2017（平成29）年から2022（令和4）年にかけて、総合（生鮮食品及びエネルギーを含む）では、前年同月比で4%程度の上昇となっています。

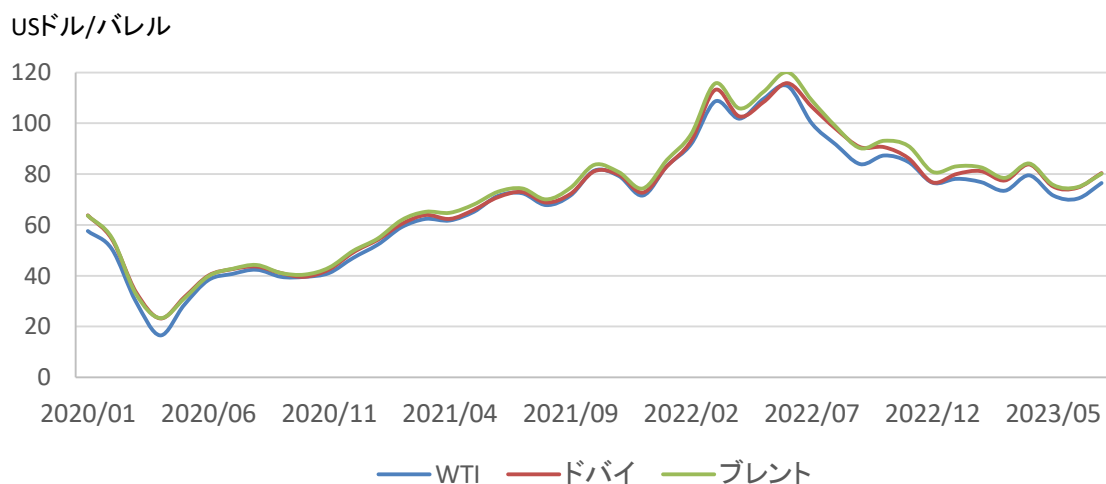
○世界の原油価格をみると、2020（令和2）年から2022（令和4）年にかけて、原油価格が上昇しており、その後減少しているものの、原油高の傾向は続いています。

■消費者物価指数（前年同月比）



資料：総務省統計局「消費者物価指数」
(注) 各基準年の公表値による前年同月比。

■原油価格の推移（月次）



資料：世界銀行（World Bank - Commodity Markets）
(注) 月間の平均価格

2 主な中小企業関連施策の実施状況

(1) 射水市中小企業制度融資

本市では、企業のライフステージ（創業期、拡大期、安定期、再生期など）に応じて、様々な制度融資を実施し、中小企業の安定的な経営を支援しています。

■射水市中小企業制度融資及び信用保証料助成の実績

□射水市中小企業制度融資の実績

年度	富山県		射水市				合計
	小口事業資金	中小企業振興資金※	創業者支援資金	短期季節資金	工場設備近代化資金	店舗近代化資金	
2013 (平成 25)	件数 444 件 金額 1,519,922 千円	70 件 559,682 千円	14 件 55,230 千円	2 件 10,000 千円	2 件 30,000 千円	0 件 0 千円	532 件 2,174,834 千円
2014 (平成 26)	件数 198 件 金額 774,149 千円	74 件 667,078 千円	8 件 32,300 千円	7 件 22,400 千円	※平成26年度から設備投資促進資金に統合 ※令和3年度から預託金なし	-1件 -千円	287 件 1,495,927 千円
2015 (平成 27)	件数 223 件 金額 987,984 千円	47 件 439,890 千円	7 件 40,100 千円	8 件 28,000 千円		-1件 -千円	285 件 1,495,974 千円
2016 (平成 28)	件数 160 件 金額 781,485 千円	48 件 327,787 千円	7 件 36,600 千円	6 件 19,120 千円		-1件 -千円	221 件 1,164,992 千円
2017 (平成 29)	件数 150 件 金額 707,660 千円	39 件 309,615 千円	11 件 31,505 千円	4 件 9,000 千円		-1件 -千円	204 件 1,057,780 千円
2018 (平成 30)	件数 130 件 金額 572,428 千円	32 件 270,420 千円	5 件 21,300 千円	5 件 12,000 千円		-1件 -千円	172 件 876,148 千円
2019 (令和元)	件数 123 件 金額 561,100 千円	30 件 230,030 千円	3 件 8,000 千円	2 件 2,000 千円		※平成26年度から設備投資促進資金に統合 ※平成30年度で終了	158 件 801,130 千円
2020 (令和2)	件数 18 件 金額 70,500 千円	10 件 95,900 千円	1 件 2,500 千円	0 件 0 千円			29 件 168,900 千円
2021 (令和3)	件数 38 件 金額 136,700 千円	17 件 136,930 千円	4 件 24,800 千円	0 件 0 千円			59 件 298,430 千円
2022 (令和4)	件数 30 件 金額 116,700 千円	9 件 94,750 千円	7 件 18,900 千円	0 件 0 千円			46 件 230,350 千円

※工場設備近代化資金融資制度と店舗近代化資金融資制度は、2014（平成 26）年度から中小企業振興資金（設備投資促進資金）として新設統合

※中小企業制度融資（振興・経営支援・経済変動・設備投資促進・緊急経営改善）

中小企業制度融資は、中小企業の経営の安定化、設備の近代化、創業等に必要事業資金の融資を目的に実施しています。また、企業が市制度融資を利用した場合、公的な保証人である信用保証協会の保証を受ける際に企業が支払う信用保証料について、市が制度ごとに 2/3～全額の助成率で助成金を交付しています。

※「富山県小口事業資金」「射水市中小企業振興資金」の新規申込が大幅に減ったのは、富山県新型コロナウイルス感染症対応資金（3年間無利子、保証料ゼロ（又は 1/2））等有利な県の融資の申込が多かったため。（参考：売上減少等の認定書の発行、R2年度1,377件、R3年度115件、R4年度135件）

「産業経済部資料」を基に作成

□信用保証料助成の実績

年度	件数	金額
2013(平成 25)	232 件	20,910 千円
2014(平成 26)	335 件	32,061 千円
2015(平成 27)	239 件	16,912 千円
2016(平成 28)	174 件	13,052 千円
2017(平成 29)	168 件	11,723 千円
2018(平成 30)	138 件	11,386 千円
2019(令和元)	134 件	10,316 千円
2020(令和2)	37 件	3,368 千円
2021(令和3)	58 件	3,107 千円
2022(令和4)	57 件	4,622 千円

「産業経済部資料」を基に作成

(2) 射水市中小企業販路拡大支援事業補助金

2013（平成 25）年度から、中小企業の新分野への進出、販路拡大等の推進を目的として、富山県外で開催されるビジネスマッチング（見本市、展示会、商談会等）の参加に要する経費の一部について補助金を交付する「射水市ビジネスマッチング等販路拡大支援事業」を実施していました。

2015（平成 27）年度から、同事業を「射水市中小企業販路拡大支援事業」に変更するとともに、海外での事業実施を補助対象とし、補助限度額を 30 万円（海外は 50 万円）に引き上げています。

■ 中小企業販路拡大支援事業補助金の実績

年度	補助件数	補助金額	補助率	補助限度額
2013(平成 25)	10 件	1,167,347 円	1/2	20 万円
2014(平成 26)	7 件	836,800 円		
2015(平成 27)	8 件	1,736,900 円	2/3	30 万円 (海外は 50 万円)
2016(平成 28)	11 件	3,254,900 円	1/2	
2017(平成 29)	15 件	3,457,600 円		
2018(平成 30)	24 件	5,528 千円		
2019(令和元)	16 件	1,861 千円		
2020(令和2)	2 件	576 千円		
2021(令和3)	4 件	1,200 千円		
2022(令和4)	10 件	2,044 千円		

※2015（平成 27）年度は地方創生交付金の活用により補助率 2/3

「産業経済部資料」を基に作成

(3) 射水市中小企業専門家活用支援事業補助金（2016（平成 28）年度から実施）

中小企業者が経営・技術等の改善を図るため、商工団体、富山県新世紀産業機構、中小企業基盤整備機構の専門家派遣事業を活用した場合に支援しています。

■ 中小企業専門家活用支援事業補助金の実績

年度	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
補助件数	5件	4件	1件	4件	1件	0件	0件
補助金額	110,000 円	80,500 円	10,200 円	80,500 円	10,200 円	0円	0円

※補助率 1/2、補助限度額 3 万円

「産業経済部資料」を基に作成

(4) 産学官金連携¹促進事業

本市には、富山県立大学や富山高等専門学校等の高等教育機関や、近畿大学水産研究所富山実験場等多くの研究機関があり、2006（平成 18）年には富山県立大学と、2011（平成 23）年には富山高等専門学校、2021（令和 3）年 8 月には学校法人浦山学園と幅広い分野で包括的な連携・協力関係を推進するための協定を締結しています。

このような背景のもと、市内企業と高等教育機関等との連携を促進することにより新技術や新製品の創出を図るため、射水市商工協議会による産学官金交流会の開催等の産学官金連携促進事業を支援しています。

■市内企業と県立大学との共同研究件数の推移

年度	2018(平成 30)	2019(令和元)	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)
共同・受託研究 (年間件数)	14 件	14 件	15 件	9 件	4 件

資料提供：富山県立大学（年度契約件数をカウント）

* 計上した共同・受託・奨励研究

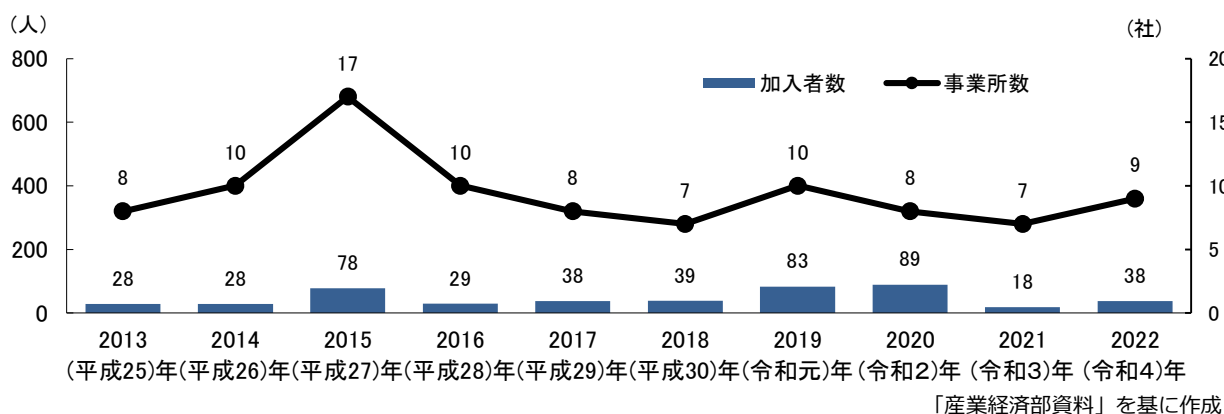
- ・ 共同研究・・・企業等とお互いに研究持分を決めて研究をするもの
- ・ 受託研究・・・団体機関から委託を受けた研究を行うもの
- ・ 奨励研究・・・教員が研究開発するための環境支援、研究支援を行うもの
- ・ 学術相談・・・教員が有料で技術相談を行うもの。（平成 28（2016）年から）

(5) 中小企業退職金共済契約掛金補助金

中小企業に働く従業員の福祉向上と雇用の安定を図るため、中小企業者が新規に退職金共済契約を締結し掛金を 1 年間納付した場合、掛金に対し補助金を交付します（1 事業者につき 1 回限り）。

補助率：掛金年額の 20%（1 人当たりの限度額 12,000 円）

■中小企業退職金共済契約掛金補助金の交付実績



¹ 民間企業、行政機関、大学等の教育機関、金融機関が金融技術や新商品等の開発その他の取組のために連携を行うこと。

(6) 射水市地域職業相談室（ワークセンター射水）

射水市地域職業相談室は、県内ハローワークの統廃合に伴い2007（平成19）年度末で廃止されたハローワーク新湊に代わり、職業相談及び職業紹介を行っています。

■射水市地域職業相談室の利用実績

年度	新規求職者数 (A)	就職件数 (B)	就職率 (B/A×100)	来所者数
2018(平成30)	1,049人	714件	68.1%	10,925人
2019(平成31)	981人	654件	66.7%	12,558人
2020(令和2)	884人	540件	61.1%	9,495人
2021(令和3)	809人	513件	63.4%	8,041人
2022(令和4)	967人	479件	49.5%	6,962人

「ワークセンター射水資料」を基に作成

(7) 合同企業説明会事業者参加支援補助金（2015(平成27)年度から実施）

大都市圏に就学している大学生等のUIターン就職を促進するため、市内事業者が首都圏、関西圏、中京圏で開催される合同企業説明会に参加する場合に経費の一部を補助していましたが、2018（平成30）年度からは、三大都市圏に限らず、県外開催であれば補助対象とすることとしています。

■合同企業説明会事業者参加支援補助金の実績

年度	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
補助件数	4件	0件	0件	2件	2件	0件	0件	0件
補助金額	439,600 円	0円	0円	210,100 円	11,500円	0円	0円	0円

※補助率 2015(H27)～2016(H28)年度；先行型交付金を活用し 2/3 補助

2017(H29)年度～；1/2 補助、補助限度額 10 万円（三大都市圏の場合 20 万円）

「産業経済部資料」を基に作成

(8) 学生企業訪問支援事業（2015(平成27)年度から実施）

若者の3年以内の離職率が高い状況において、学生が市内企業の業務内容等を十分把握することにより、自分に適した魅力ある市内企業への就職につなげるため、市内企業内の視察等を行っています。

■学生企業訪問支援事業の実績

年度	実施回数等	コース、参加企業数	参加者数
2015(平成27)	2回(2日間)	全4コース、延19社で実施	延66名
2016(平成28)	1回(2日間)	全5コース、延22社で実施	延64名
2017(平成29)	1回(2日間)	全5コース、延26社で実施	延86名
2018(平成30)	1回(2日間)	全5コース、延22社で実施	延71名
2019(令和元)	新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止。		
2020(令和2)			
2021(令和3)	1回(1日間)	全1コース、4社で実施	9名
2022(令和4)	1回(1日間)	全2コース、7社で実施	30名

「産業経済部資料」を基に作成

(9) とやま呉西圏域就業マッチング支援事業（2018(平成30)年度から実施）

本事業は、首都圏への人材流出を防ぎ、とやま呉西圏域における人口増加、雇用創出等を図るため、WEB等の新たな手法による企業と新卒学生などの求職者のマッチング機会の創出、圏域内企業に対する総合的な求人サポート、Uターン・Iターン就職支援による圏域定着の促進を行っています。2020(令和2)年度、2021(令和3)年度においては、コロナ対策のためWEBによる企業説明会を開催しましたが、2022(令和4)年度にはコロナ前と同様、対面による合同企業説明会を開催しました。

■とやま呉西圏域就業マッチング支援事業の実績

年度	2018 (平成30)	2019 (令和1)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
マッチングイベント参加者数	228人	-	323人	220人	160人
事業費(圏域全体)	5,360千円	-	5,680千円	5,674千円	5,785千円

※2019(令和元)年度のマッチング支援事業は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

「産業経済部資料」を基に作成

(10) とやま呉西圏域異業種交流促進事業（2018(平成30)年度から実施）

圏域内の企業交流や域外企業との新たなビジネスマッチングの実現に向けた機会創出を推進するため、展示会への共同出展及び企業への出展補助を行っています。

■とやま呉西圏域異業種交流促進事業の実績

年度		2018 (平成30)	2019 (令和1)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
商談件数 (1業者あたり平均)	圏域	3.6 件	3.5 件	0.14 件	2.3 件	2.8 件
	射水市	4.0 件	4.3 件	0.0 件	1.6 件	2.7 件
事業費(圏域全体)		5,135 千円	5,375 千円	1,191 千円	4,936 千円	5,341 千円

※2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン商談会に出展 「産業経済部資料」を基に作成

3 第2次計画の成果指標の状況

(1) 経営革新及び創業の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023年度)
年間商品販売額 <small>※経済センサスから</small>	2021 (令和3)	2,790億円	3,300億円
製造品出荷額 (従業者300人未満の事業所) <small>※工業統計調査から</small>	2021 (令和3)	2,988億円	3,300億円
専門家活用支援事業補助金 利用件数 <small>※商工企業立地課資料から</small>	2022 (令和4)	0件/年	10件/年
創業支援事業補助金利用件数 <small>※商工企業立地課資料から</small>	2022 (令和4)	19件/年	累計85件 (2019~2023年度)

(2) 販路拡大の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023年度)
中小企業販路拡大支援事業 補助金利用件数 <small>※商工企業立地課資料から</small>	2022 (令和4)	10件/年	30件/年

(3) 産学官金連携の促進及び連携による新技術等開発の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023年度)
産学官金共同研究の年間件数 <small>※富山県立大学から聞き取り</small>	2022 (令和4)	4件/年	15件/年

(4) 人材育成及び人材確保の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023年度)
合同企業説明会参加者数 ※商工企業立地課資料から	2022 (令和4)	-	80人
学生企業訪問支援事業の参加 学生満足度 ※商工企業立地課資料から	2022 (令和4)	97.7%	98.3%

(5) 円滑な事業承継の支援

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023年度)
専門家活用支援事業補助金 利用件数 (再掲) ※商工企業立地課資料から	2022 (令和4)	0件/年	10件/年

(6) 地域資源や地域特性を活かした地域経済発展の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023年度)
商店街等新規出店支援事業 補助金利用件数 ※商工企業立地課資料から	2022 (令和4)	6件	累計10件 (2019~2023年度)
工事の市内業者発注件数割合 ※管財契約課資料から	2022 (令和4)	82.89%	87%
市内企業団地分譲率 ※商工企業立地課資料から	2022 (令和4)	98.1%	100%

(7) 労働環境及び勤労者福祉の向上の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023年度)
射水市ゆとりライフ互助会加入者数 ※ゆとりライフ互助会加入実績から	2022 (令和4)	778人	900人
中小企業退職共済加入者数 ※中小企業退職金共済事業本部資料から	2022 (令和4)	3,865人	4,100人

(8) 次代を担う若者の勤労観及び職業観育成の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023年度)
創業機運醸成事業 参加者数 ※射水市創業支援等事業計画に基づく 創業機運醸成事業実績から	2022 (令和4)	55人	累計250人 (2019~2023年度)

4 射水市の特徴・取り巻く状況等のまとめ

(1) 市の特性・特徴など

- 古くは旧北陸道や北前船航路、近年では港湾、高速道路、鉄道が充実した物流の拠点
- 国際拠点港湾の富山新港を擁し、環日本海・アジア地域の交流・物流拠点
- 外国人住民が市の総人口の約3%と、県内市町村の中で最も割合が高い
- 製造業の事業所が集積し、「非鉄金属製造業」「鉄鋼業」の割合が高い
- 富山県立大学、富山福祉短期大学、富山高等専門学校など高等教育機関が集積
- 1人当たりの雇用者所得は県内市町村で最も高い
- 市外に流出している民間消費額が多いが、近年新しい商業エリアも整備されつつある
- 女性の就業率、共働き率が高い

(2) 中小企業（産業構造）を取り巻く状況など

- 人口減少、少子高齢化が進展する一方、コロナ禍、ウクライナ情勢などの影響、DXやGX等の急速な進化など中小企業を取り巻く経営環境は多様化・複雑化している
- 分野ごとの課題
 - ＜製造業＞
 - ・ 製造品出荷額等は、リーマンショック以前の水準には届いていない
 - ・ カーボンニュートラルに向けて迫られる対応
 - ＜商業・サービス業＞
 - ・ 郊外への大規模小売店の進出やEC市場の拡大に伴い、商店街の空洞化が進行
 - ・ 地域商店の経営者の高齢化や後継者不足
 - ・ 卸売・小売業の年間商品販売額は減少傾向

(3) 統計データにみる主なポイント

- 人口減少が加速する中、次代を担う若者の育成と、女性や高齢者、障害者、外国人など、多様な人材活躍を促進する必要がある
- 経済循環構造上の資金の“漏れ”は、民間消費にみられるため、商業や観光等による消費流入の回復と、企業の域外マネーの獲得が求められる
- 製造業が実質的な基盤産業となっているが、経済・社会のグリーン化に対応した業態変革支援や、土地活用上の課題も踏まえ、高付加価値化、高効率化が必要
- 幅広い産業分野の強みを有しており、相互連携による相乗効果を発揮させる
- コロナや世界情勢などで人材不足、物価・エネルギー価格の高騰などにより、中小企業への影響が多大となっており、幅広い支援が求められている

(4) 第2次射水市中小企業振興計画の取組

- 中小企業制度融資や射水市中小企業販路拡大支援事業補助金などの主な中小企業関連施策について継続して実施した。さらに以下の取組についても実施・創設等を行っている。

<その他、第2次計画期間に取り組んだ主なもの>

- ・ 中小企業販路拡大支援事業補助金（2021年度から「オンライン特別枠」を創設）
- ・ 学生企業訪問支援事業（バスツアー）を実施
- ・ 沖塚原企業団地の分譲を令和5年4月1日開始
- ・ 市内中小企業向けDX個別相談会の実施
- ・ 射水市中小企業等DX推進事業補助金の創設
- ・ 複合型テレワーク拠点施設「アグリライミズ」の開所
- ・ サテライトオフィス等開設支援事業補助金の創設



■次期中小企業振興計画策定にあたって、対応していくべき課題案

- ①市の強み・特性の発揮と産業間連携推進による好循環構造の実現
- ②DX、グリーン化、アフターコロナ対策等新たな社会潮流への対応
- ③人づくりと産業政策が一体となった持続的発展
- ④事業承継への支援
- ⑤女性活躍の推進
- ⑥多様な働き方を叶える雇用環境の整備

【参考】現状把握・課題抽出に当たっての各種調査

中小企業の課題抽出に当たり、参考とした調査の概要は次のとおりです。

(1) 企業状況調査

- ・調査基準日：2023（令和5）年1月1日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収結果：発送500通、回答192通、回収率38.4%（前年度35.8%）
- ・調査内容：事業所概要、業況変化・見通し、経営上の課題、市の施策、労務状況など

(2) 市民アンケート調査

- ・調査実施期間：2023（令和5）年9月25日～10月10日
- ・調査方法：ホームページ、SNSによる配布・回収
- ・回収結果：回答203件（ホームページ8件、SNS195件）
- ・調査内容：回答者の概要、職場に求める制度・対策、商業・工業振興に必要な取組など

(3) 企業ヒアリング

- ・調査基準日：2023（令和5）年8月～9月
- ・調査方法：各商工団体に依頼し、相談に来所または訪問した企業へヒアリング
商工企業立地課窓口にて各種申請や相談に来庁した企業へヒアリング
※直接ヒアリング形式、またFAX等で回答のあったものも含む。
- ・調査結果：49件
建設業9社／製造業8社／小売業10社／不動産・物品賃貸業2社／専門・技術サービス4社／飲食サービス4社／生活関連サービス5社／サービス業1社／医療2社／情報通信業1社／不明3社
- ・調査内容：事業所概要、施策の認知度、特に力を入れている取組、事業環境に関する評価、必要な支援、連携の状況、今後の事業展望や参入意向、施策へのアイデア等

(4) 事業者アンケート（事業承継について）

- ・調査実施期間：2023（令和5）年9月4日～9月19日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収結果：発送500通、回答226通、回収率45.2%
- ・調査内容：事業所概要、経営者の区分、事業承継の意向、事業承継の状況など

第3章 中小企業振興のために目指す方向性

1 将来像と基本的な視点について

(1) 将来像について

農水商工観のバランスがとれた経済構造を有する射水市は、これまで築き上げた取組をベースに、特色ある地域資源や強みを活かして、中小企業振興や経済成長に取り組んできました。

今後、これらのポテンシャルをより一層、発揮するために、地域資源のより一層の磨き上げと有機的な連携の強化により、射水市ならではのイノベーションによる“新・地域産業”を創出し、新たな価値を創造しつつ、持続的に発展する都市を目指します。

射水市の中小企業振興による経済成長が、市民一人ひとりの豊かさや成長へとつながり、ワクワク心躍り、チャレンジ可能な働きがいのある地域となるような将来の都市像をイメージして、第3次中小企業振興計画の将来像を「～共創し、未来へ挑戦し続ける射水の中小企業～射水イズムで、まちの飛躍をリードする」とします。

■ 第3次中小企業振興計画の将来像

～共創し、未来へ挑戦し続ける射水の中小企業～

射水イズムで、まちの飛躍をリードする

※様々な社会情勢の影響がある中で、「挑戦し続ける姿勢、相互に連携し合い成長力を高める取組（射水イズム）」によって、射水市の未来を先導し、発展につなげる。

(2) 推進する基本的な視点

将来像を実現するための、基本的な視点を以下の3つに設定し、各基本方針を体系化します。
また、計画を体系化するにあたっては、上位計画である総合計画等と整合をとり、進めることとします。

■市総合計画における基本的な視点

1 産業の競争力を高め、地域経済の振興を図る

中小企業の経営革新、創業支援、販路拡大などの取組を進め、さらに市内企業や関係機関等の有機的な連携によるイノベーションを促し、産業の競争力強化を高め、産業全体の振興をはかります。

2 新しいビジネスの場を創出し、チャレンジしやすい環境を作る

人材育成や人材確保、事業承継への支援を進め、中小企業の活力を永続化させ、高度化した経済循環を実現するために、新しいビジネス機会の創出や、チャレンジできる環境づくりを産業進めます。

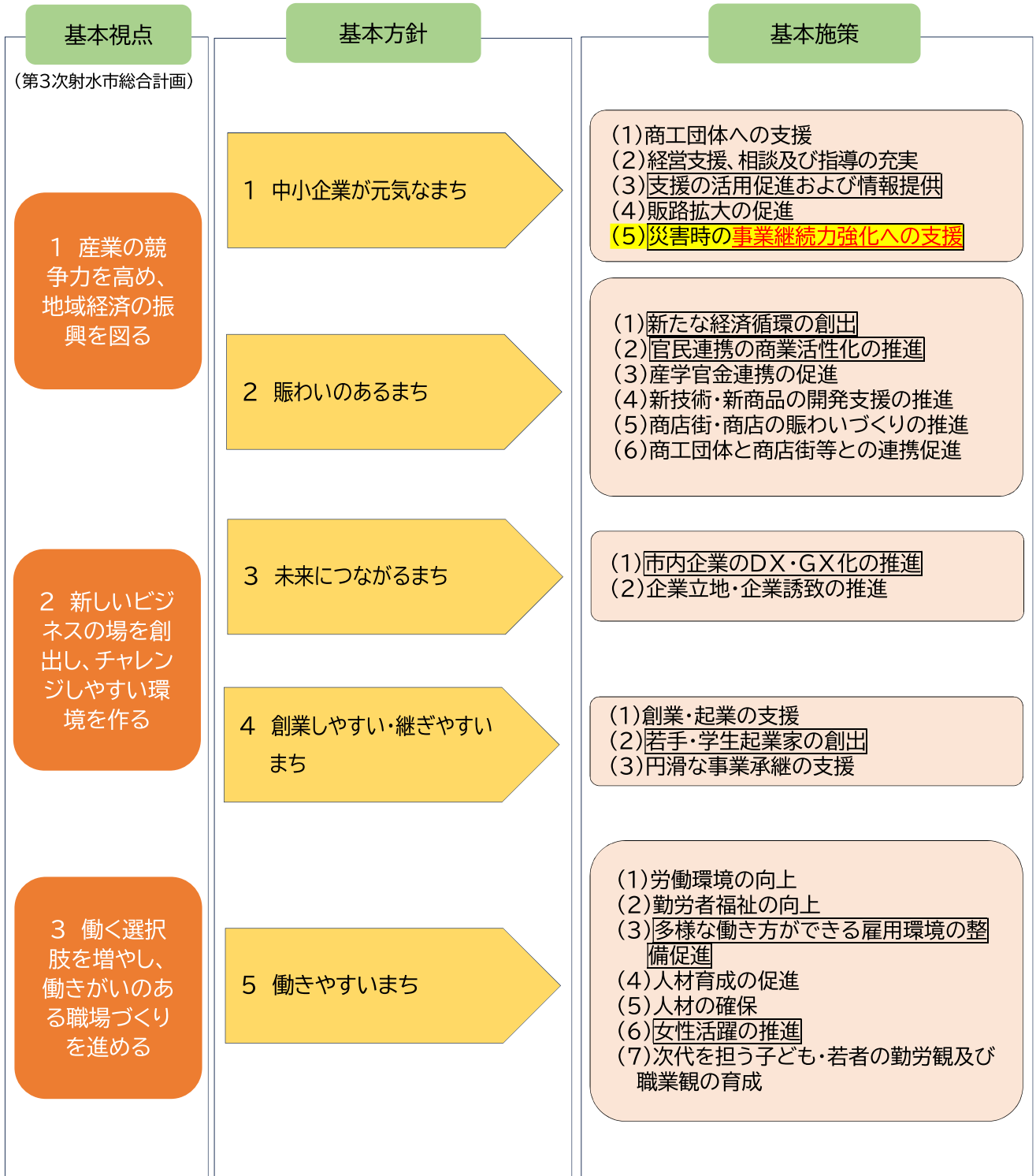
3 働く選択肢を増やし、働きがいのある職場づくりを進める

多様な人材が活躍できるよう、労働環境や勤労者福祉の向上に取り組み、雇用環境の整備をはかるとともに、次代を担う若者たちが、安心して働くことができるような就労・仕事環境づくりを促進します。



2 計画の体系（基本施策）

■ 第3次射水市中小企業振興計画の体系



※基本施策の は第3次計画での新たな取組です。

(3) 重点取組

第3次射水市中小企業振興計画では、様々な施策のうち、横断的・重点的に取り組む内容を以下の4つに設定し、集中的に推進します。

●重点施策1 『仕事をおこす（創業への機運醸成・創業しやすい環境づくり）』

様々な創業ニーズに対応した施策を実施し、創業者の発掘・成長に取り組みます。創業の種を蒔き、育てることで地域経済の担い手を増やし地域経済全体の新陳代謝をはかります。

<関連する事業>

事業名
○創業支援事業補助金、○商店街等新規出店支援事業補助金（創業者加算）創業サポートセミナー、○創業塾・創業サロン（商工団体）、○先輩創業者に学ぼう！起業・創業セミナー（呉西圏域連携事業）

今後必要な事業・ 拡充すべき事業・ 検討する取組	○若手・学生起業家の創出及び創業後支援 ○小中高校生への職業観の醸成 ○専任スタッフによるビジネスサポートセンターの設置
--------------------------------	--

●重点施策2 『時代に即した柔軟で多様な働き方への対応』

あらゆる人が多様な働き方で活躍できるよう市内中小企業の実践を支援します。また、職業訓練や柔軟な働き方ができる職場環境の整備に取り組みます。

<関連する事業>

事業名
○ワークセンター射水の運営、○学生企業訪問支援事業（バスツアー）、○就業マッチング支援事業（とやま呉西圏域連携事業）、○求人採用動画作成支援事業、○高等教育機関の各種セミナー等の周知、○ワークセンター射水の運営支援、○障がい者雇用奨励金、○テレワーク拠点施設の整備、○サテライトオフィス等開設支援補助金、○市認定インキュベーション施設

今後必要な事業・ 拡充すべき事業・ 検討する取組	○男性の育児休暇取得率向上 ○誰もが働きやすい職場環境づくり ○リスキリング、リカレント教育 ○インターンシップの推進 ○デジタル人材の育成 ○副業・兼業、ショートタイムワーク ○シェアオフィスの開設
--------------------------------	--

●重点施策3 『あらゆる団体が連携し地域内経済循環を拡大する』

中小企業の強みや魅力を地域の企業同士をはじめ、商工団体、金融機関、高等教育機関など地域社会を構成する団体との連携を密にし、新たなイノベーションや地域の賑わい創出、労働力の確保を実現します。

<関連する事業>

事業名
○市内中小企業への経営指導、○地域振興事業を担う商工団体への支援、○新商品・新技術開発支援事業補助金、○ものづくり相談会（とやま呉西圏域連携事業）、○市商工協議会産学官金交流会の開催支援、○消費喚起事業（プレミアム付商品券など）

今後必要な事業・ 拡充すべき事業・ 検討する取組	○地域通貨・クーポン事業 ○産学官・政策間・地域間連携による多角連携型の地域活性化事業
--------------------------------	--

●重点施策4 『DX推進に取り組む』

市内中小企業が複雑化する経営環境に対応するため、デジタル技術を活用した既存業務の構造的な見直しを推進します。また、それぞれの段階に応じた必要な取組みができる環境を整えます。

<関連する事業>

事業名
○DX 個別相談会、○中小企業等 DX 推進事業補助金、○IT 活用支援事業補助金

今後必要な事業・ 拡充すべき事業・ 検討する取組	○富山県立大学 DX 教育研究センターと市内中小企業の連携推進 ○企業内 DX 人材育成事業 ○企業 DX 化推進支援事業 ○デジタル人材育成事業 ○SNS ツールを活用した企業への支援情報提供 ○「IT 導入補助金」など、国補助金申請代行支援事業
--------------------------------	---

第4章 基本方針・施策・具体的な取組

基本方針1 中小企業が元気なまち

現状と課題

近年、経済に多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症が収束に向かいつつあり、改めて経済活動が活発化する中ではありますが、少子高齢化、世界情勢不安によるエネルギー価格の高騰、**防災・減災対策**など、市の産業を取り巻く状況は、より一層の厳しさを見せています。

こうした状況下にある事業者ニーズとして、融資や助成、補助金等の支援を求める傾向があることから、今後の中小企業振興にあたっては、情報提供の強化を含めて、継続的かつ効果的に支援していく必要があります。

(統計調査から)

◆継続的な経営環境への支援対策の推進

人口減少や若者の人口流出、新型コロナウイルス感染症や世界情勢不安等によって、中小企業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、今後も継続的に、中小企業等への支援策に取り組む必要があります。

(これまでの取組から)

◆コロナ後の状況を踏まえた取組が必要

中小企業制度融資や射水市中小企業専門家活用支援事業補助金、オンライン枠での中小企業販路拡大支援事業補助金の実施など、企業の状況の応じた取組を推進してきましたが、コロナ期間は利用数が減少したため、改めて、利用促進を図る必要があります。

(企業ヒアリングから)

◆販路拡大の促進

受注・販路開拓に関する主な意見として、「都心への販路拡大機会が欲しい」などの意見がありました。

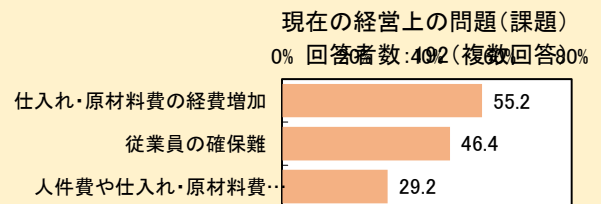
◆わかりやすい情報提供が求められる

射水市の支援施策についての認知度では、「知らない」への回答が4割を占めていました。

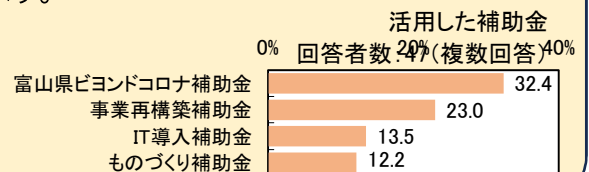
(企業状況調査から)

◆事業者が望む経営対策への対応

・経営上の課題については「仕入れ・原材料費の経費増加」が55.2%で最も高くなっています。



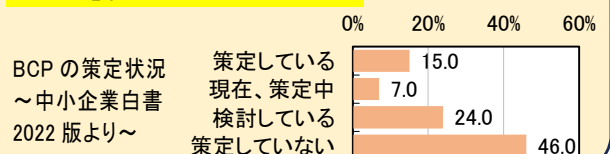
・近年、新しい取組を行った事業者のうち、補助金を活用した種類については、「富山県ビヨンドコロナ補助金」が32.4%で最も高くなっています。



(中小企業白書・2022 から)

◆約半数が事業継続計画(BCP)を策定していない

・2021年時点で46%が「(BCPを)策定していない」状況となっています。



今後の方向性

地域経済の持続的な発展には、中小企業の存在が必要不可欠です。人口減少やグローバル化に伴う様々な経営課題の解決に向け、商工団体と連携し、融資制度の充実や専門家の派遣などの支援を継続するとともに、支援内容の情報提供のあり方も見直し、多様化・複雑化する経営環境に対応するための支援策に取り組みます。

また、災害等における事業継続の困難を回避し、早期の事業回復を支えるため、「事業継続計画（BCP）」や「事業継続力強化計画認定制度」に関する情報発信や講座の開催など、各計画の策定を後押しするとともに、緊急時の資金を調達・確保など、早期の復旧・復興できるよう、国・県・各金融機関等との連携を強めていく必要があります。

今後取り組むべき事項

施策（案）	具体的な取組（案）	区分
(1)商工団体への支援	①商工団体への支援	継続
(2)経営に関する支援、相談及び指導の充実	①経営相談、経営指導等の充実 ②融資制度の充実 ③経営革新に向けた専門家派遣事業に対する支援 ④【新】専任スタッフによるビジネスサポートセンターの設置	継続 ④新規
(3)支援の活用促進および情報提供	①企業訪問によるヒアリングの実施 ②【新】SNS ツールを活用した企業への情報提供	②新規
(4)販路拡大の促進	①中小企業販路拡大支援事業補助金	継続
(5)災害時の事業継続力強化への支援	①事業継続計画(BCP)の策定支援 ※1 ②事業継続力強化計画認定への策定支援 ※2 ③国・県と連携した早急な復旧・復興支援	新規

※1 事業継続計画(BCP)

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

※2 事業継続力強化計画認定制度

中小企業が行うハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定、発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）、ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策など、防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定するもの。

認定を受けた中小企業は、税制措置や補助金の加点などの支援策を活用できる。

基本方針2 賑わいのあるまち

現状と課題

本市では、富山県立大学や富山高等専門学校等の高等教育機関との協定のもと、産学官金交流会の開催など、連携を促進するとともに新規商品の開発を促し、商店街の新規出店等への支援等にも取り組んでいます。今後、さらなる市の賑わいづくりの創出に向け、工業・商業分野のニーズをくみ取りながら、他分野および関係機関との連携や空き店舗等を活用した商店街等への支援など、取組を強化していく必要があります。

(企業ヒアリングから)

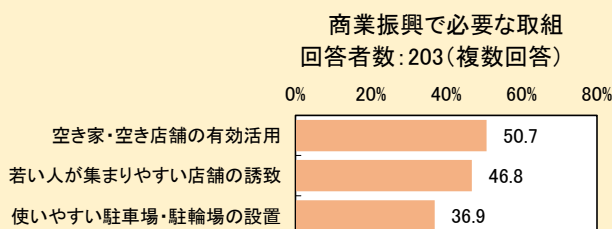
◆商店街対策、観光分野との連携等が必要

商業分野については、「商店街の駐車場が狭い(苦情がある)」「老朽化が深刻」「商店街を盛りあげるイベント開催や助成があるとよい」等の意見がありました。また、観光の土産品開発について、「地元特産を活用した商品開発への支援」や「商品について、市の認定をもらえるとよい」などの意見がうかがえました。

(市民アンケートから)

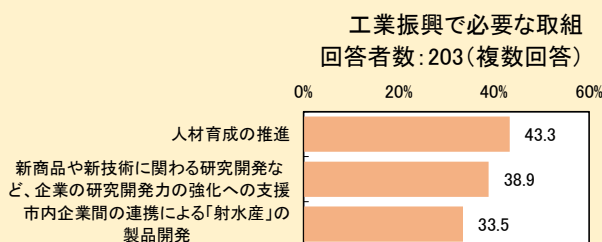
◆商業振興では空き店舗(家)へのニーズが高い

商業振興については、「空き家・空き店舗の有効活用」や、「若い人が集まりやすい店舗の誘致」の割合が高くなっています。



◆工業振興は人材育成や研究開発の割合が高い

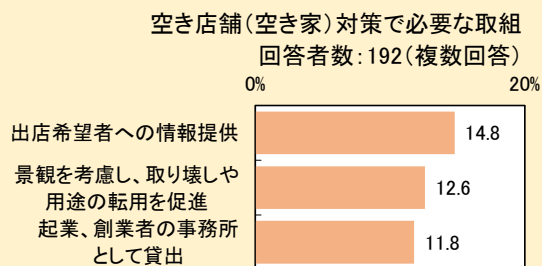
工業振興については、「人材育成の推進」のほか、研究開発などへの支援「企業間連携での製品開発」に関する割合が高くなっています。



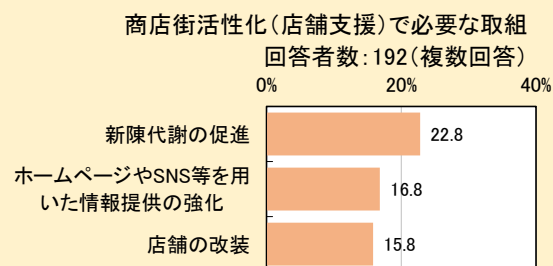
(企業状況調査から)

◆出店者への情報提供や新陳代謝をはかるイベント等が求められています

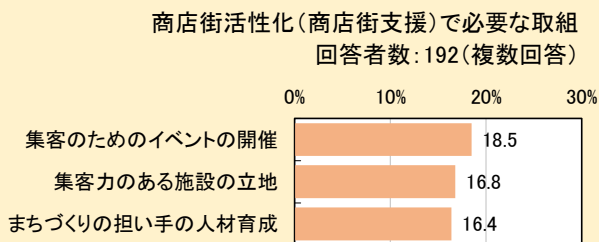
・空き店舗(空き家)対策として必要だと思う取組として、「出店希望者への情報提供」が14.8%で最も高くなっています。



・商店街活性化(店舗への支援)に必要なと思う取組として、「新陳代謝の促進」が22.8%で最も高くなっています。



・商店街の活性化(商店街への支援)に必要なと思う取組として、「集客のためのイベントの開催」が18.5%で最も高くなっています。



今後の方向性

賑わいを生み出すために、消費喚起や商業店舗の新陳代謝をはかることが必要となっています。今後は、国の事業とも連携し、市民や事業者の商業振興ニーズをふまえ、「新規出店支援」「空き店舗の活用」「商店街の拠点整備」などの取組を進めます。

今後取り組むべき事項

施策（案）	具体的な取組（案）	区分
(1)新たな経済循環の創出	①中小企業販路拡大支援事業補助金(再掲) ②ものづくり相談会(とやま呉西圏域連携事業) ③【新】地域通貨・消費喚起事業(プレミアム付商品券) ④【新】「とやま輸出コミュニティ」への参加促進による海外販路の強化	継続 ③新規 ④新規
(2)官民連携のまちづくりの推進	①【新】市内商店街の拠点整備、まちづくりコーディネーターの配置	新規
(3)産学官金連携の促進	①産学官金連携の促進	継続
(4)新技術・新商品の開発支援の推進	①産学官金連携促進事業	継続
(5)商店街・商店の賑わいづくりの推進	①商店街等新規出店支援事業補助 ②経済循環事業の活用支援 ③【新】市内商店街空き店舗調査事業、新規出店支援事業、「職住近接型ライフスタイル」の普及に向けた射水市空き物件チャレンジショップ応援事業	継続 ③新規
(6)商工団体と商店街・商店との連携促進	①観光施策との連携 ②【新】寿司等、射水市に根付いている食文化の発信	継続 ②新規

基本方針3 未来につながるまち

現状と課題

デジタル化の社会的な要請が高まる中、今後より一層、DX（デジタルトランスフォーメーション）が推進され、事業者を取り巻く環境が大きく変化していくことが見込まれます。また、エネルギーの価格高騰等が進む中、GX（グリーントランスフォーメーション）により、企業活動においてもカーボンニュートラル（温室効果ガスの削減）や環境に負荷の少ないエネルギーの活用等の取組の重要性が高まりを見せています。

本市では、まだこうした動きが少ない状況にあります。これらの活動を経済成長の機会と捉え、産業競争力を高める機会にする視点も必要となっています。

あわせて、市の産業構造をより強固にするため、企業誘致等の取組を継続的に進め、市内企業の新陳代謝をはかることも重要です。

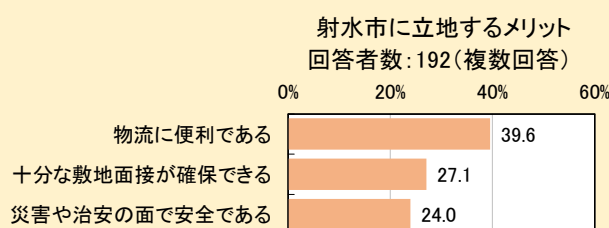
（これまでの取組から）

◆企業誘致やサテライトオフィス等の整備推進

現在、市では、「沖塚原企業団地の分譲」を令和5年4月1日に開始し、「サテライトオフィス等開設支援事業補助金」も創設しています。

また、「複合型テレワーク拠点施設『アグリライミズ』」も開所し、企業や事業者の市内誘致環境の整備に努めています。

企業状況調査や企業ヒアリングでは、市のメリットとして「物流に便利である」「十分な敷地面積が確保できる」などの回答が高かったため、それらの要素をPRし、今後の誘致活動に活用していく必要があります。



（企業ヒアリングから）

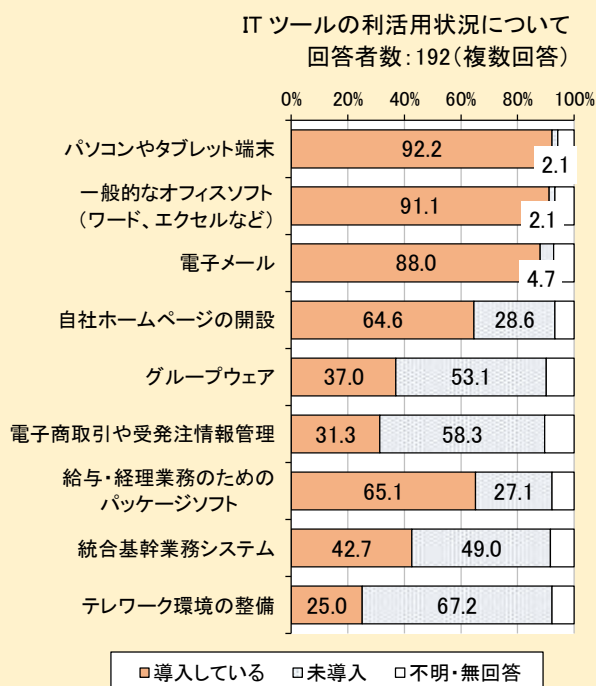
◆DX 推進に向けた補助などの支援の検討

業務の効率化について、「DX 推進事業の助成額、助成率が増加すると使いやすい」「業務効率化だけでは補助対象経費になっていないので専門機械やシステムの入替にも使用できるとよい」などの意見がありました。

（企業状況調査から）

◆IT 利活用は PC やソフトでの活用が多い

IT の利活用については、「パソコンやタブレット端末」での利用割合が高くなっています。一方で、「グループウェア」「電子取引や受発注情報管理」「テレワーク環境の整備」では導入率が低い状況となっています。





今後の方向性

未来につながるまちづくりを進めるために、セミナーや情報提供を通じて、DX や GX 推進をはかるとともに、企業誘致・サテライトオフィス等の開設などに取り組みます。

今後取り組むべき事項

施策（案）	具体的な取組（案）	区分
(1)市内企業のDX・GX化の推進	①【新】DX・GX化への支援 ②【新】富山県立大学 DX 教育研究センターと市内中小企業の連携推進 ③【新】企業内 DX 人材育成事業 ④【新】企業 DX 化推進支援事業 ⑤【新】デジタル人材育成事業 ⑥【新】「IT 導入補助金」など、国補助金申請代行支援事業 ⑦【新】CO2 削減に向けた省エネ設備の振興	新規
(2)企業立地・企業誘致の推進	①企業誘致活動、企業立地優遇制度の充実 ②【新】空き工場・空き敷地のリノベーションや利活用 ③【新】サテライトオフィス等開設支援事業	継続 ②新規 ③新規

基本方針4 創業しやすい・継ぎやすいまち

現状と課題

本市では、これまでも創業支援や事業承継セミナーを開催してきましたが、創業支援については、より総合的な支援が求められており、事業承継についても、多くの事業者の課題に対応しながら、情報提供を含め、さらにきめ細かな取組を進めていく必要があります。

(企業ヒアリングから)

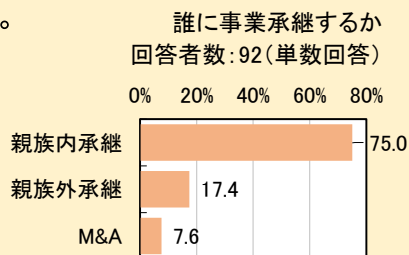
◆創業・起業には継続的な支援が必要

創業支援については、「創業者にとって、商工会等への相談のハードルは高い」「一時的な経費補助だけではなく、独り立ちするまでの継続的支援が必要」「創業塾で講義と交流会を実施し、長期間にわたって支援機関と関係を構築し、横のつながりをもちながら起業できるような支援が必要」等の意見がありました。

(企業状況調査から)

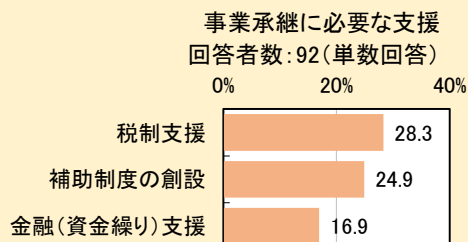
◆親族内承継が7割以上となっている

事業承継について、誰に行くか(後継者がいる事業者のみ)については、「親族内承継」が75.0%で最も高く、「親族外承継」は17.4%となっています。



◆事業承継に必要な支援は「税制支援」

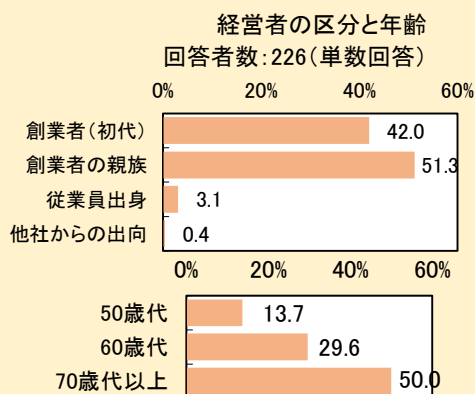
事業承継について、必要な支援は、「税制支援」が28.3%で最も高く、次いで「補助制度の創設」が24.9%となっています。



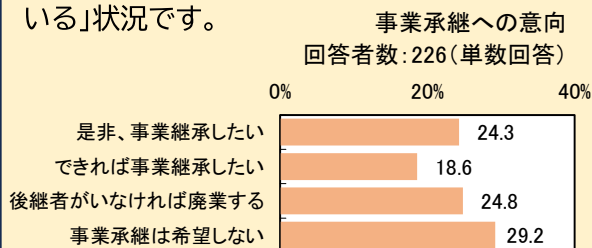
(事業承継アンケートから)

◆事業者の状況に応じた事業承継の必要性

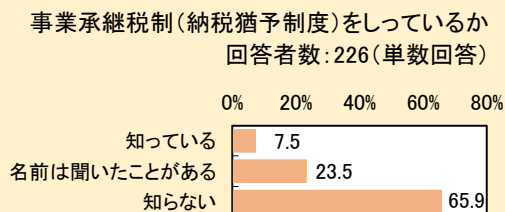
・経営者の区分は、「創業者(初代)」「創業者の親族」が9割を占めており、経営者の年齢は「60代以上」が約8割となっています。



・今後の事業承継の希望として、「事業承継したい(できればしたいを含む)」が4割を超えています。そのうち、2~3割は「後継者が決まっている」状況です。



・事業承継税制(納税猶予制度)については、「知らない」が65.9%となっています。



今後の方向性

創業しやすい・継ぎやすいまちを目指すためには、一過性ではない継続的な支援と、関係の支援機関等の連携した対応が必要となっています。また、創業や事業承継に関連する既存制度の周知も必要になっており、本市の産業を持続的に発展させていくためにも、市内での創業や起業から事業承継までを、一貫して促進できるよう努めます。

今後取り組むべき事項

施策（案）	具体的な取組（案）	区分
(1) 創業・起業の支援	①「創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援等事業 ②創業支援事業補助金 商店街等新規出店支援事業補助金 （創業サポートセミナー） ③融資制度の充実(再掲) ④小中高・大学での講演やワークショップなど、創業機運醸成事業 ⑤創業塾・創業サロン(商工団体) ⑥先輩創業者に学ぼう！企業・創業セミナー(呉西圏域連携事業) <u>⑦【新】専任スタッフによるビジネスサポートセンターの設置(再掲)</u> <u>⑧【新】新規出店支援事業、「職住近接型ライフスタイル」の普及に向けた射水市空き物件チャレンジショップ応援事業(再掲)</u>	継続 ⑦新規 ⑧新規
(2) 若手・学生起業家の創出	①【新】若手・学生起業家創出への支援	新規
(3) 円滑な事業承継の支援	①中小企業専門家活用支援事業補助金 （事業承継に係る相談） ②【新】円滑な事業承継の支援体制強化 ③【新】事業承継に係る経費への支援 ④【新】空き店舗(事業承継希望者)と創業希望者とのマッチング事業	継続 ②新規 ③新規 ④新規

基本方針5 働きやすいまち

現状と課題

生産年齢人口の減少に伴い、多くの分野で人材不足が深刻化しています。企業ヒアリングや市民アンケートの結果においても、「人材確保」や「人材育成」に関する意見が多くなっており、各事業者のニーズにマッチしたさまざまな支援が必要となっています。

また、事業者を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、労働者一人ひとりが環境変化に柔軟に対応して活躍できるよう、スキルアップをはかるとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発等を通じて、誰もが仕事と生活の調和をとりながら働き続けることができる雇用環境の実現が求められています。

(企業ヒアリングから)

◆人材確保策、育成対応等が必要

人材確保・人材育成については、「従業員の獲得が難しい」「雇用後の技能習得に係る助成制度があると助かる」「建設業や製造業のイメージアップが必要(特に女性)」「就職困難者や外国人の能力活用」等の意見がありました。

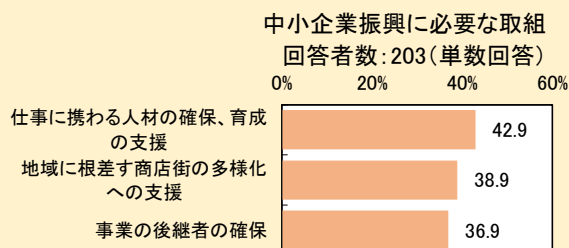
◆働き方の事例や情報共有が求められている

労働環境等に関しては、「働き方改革を推進したいが、地域内で、いい事例があれば紹介してもらいたい」等の意見がありました。

(市民アンケートから)

◆人材に関するニーズが高い

中小企業振興のために必要な取組については、「仕事に携わる人材の確保、育成の支援」が42.9%で最も高くなっています。



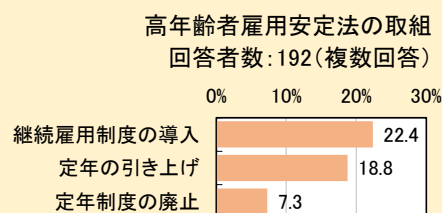
◆福利厚生や環境改善に関するニーズが高い

中小企業振興のために必要な取組については、「福利厚生の充実」が57.1%で最も高く、次いで「ハラスメント対策」「女性が働きやすい環境」が48.8%となっています。

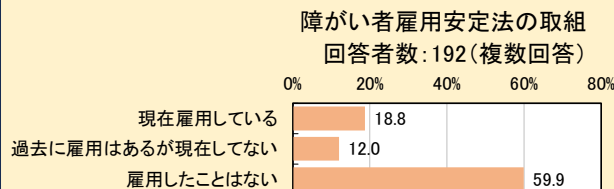
(企業状況調査から)

◆多様な人材が活躍できる環境づくりの推進

・高齢者雇用の取組として、「継続雇用制度の導入」が22.4%で最も高くなっています。



・障がい者雇用について、「雇用したことがない」が59.9%で最も高くなっています。

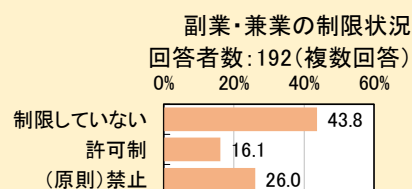


・育児休業については、女性の取得率は100%ですが、男性は37.3%となっています。

・働く女性の職場環境に向けたポジティブアクションについては、46.4%が取り組んでいる状況です。

・外国人労働者については、13.1%の企業が雇用している状況です。

・副業・兼業の取組として、「制限していない」が43.8%で最も高くなっています。



今後の方向性

性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、市内で働くことを希望する方や労働者に対して就労機会や技術向上機会の提供等を行い、人材確保を進めるとともに、いきいきと働くことができる環境を整備します。

また、長期的な視点を持って、未来の射水市を担う人材育成をはかるため、市内の産業資源を活用したさまざまな取組を行い、まちへの誇りの醸成とともに、射水市での就労と定住が選択できる環境づくりを進めます。

今後取り組むべき事項

施策（案）	具体的な取組（案）	区分
(1)労働環境の向上	①働き方改革に係る周知・啓発の推進 ②中小企業退職金共済契約掛金補助金 ③一般事業主行動計画策定に係る周知・促進	継続
(2)勤労者福祉の向上	①射水市ゆとりライフ互助会運営	継続
(3)多様な働き方ができる雇用環境の整備促進	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②【新】ワーケーション、テレワーク、副業等の推進 ③【新】シェアオフィス・テレワーク拠点施設の整備 ④【新】インキュベーション施設の認定	新規 ②新規 ③新規 ④新規
(4)人材育成の促進	①各種研修会等の情報提供 ②リカレント教育(学びなおし)、 <u>リスキリング(能力の再開発)</u> の促進	継続 ②一部 新規
(5)人材の確保	①ワークセンター射水の運営支援 ②障がい者雇用奨励金 ③合同企業説明会 ④学生企業訪問支援事業(バスツアー) ⑤合同企業説明会事業者参加者支援事業補助金 ⑥就業マッチング支援事業(とやま呉西圏域連携事業) ⑦【新】求人採用動画作成支援事業 ⑧【新】就職支援サイト掲載助成 ⑨【新】高齢者・外国人人材の活用 ⑩【新】若者への市内中小企業プロモーション事業 ⑪高等教育機関の各種セミナー周知	継続 ⑦新規 ⑧新規 ⑨新規 ⑩新規
(6)女性活躍の推進	①【新】男性の育児休暇取得率向上支援 ②【新】誰もが働きやすい職場環境づくり	新規
(7)次代を担う子ども・若者の勤労観及び職業観の育成	①14歳の挑戦・いみず鳳雛きらめき塾 ②小中高・大学での講演やワークショップなど、創業機運醸成事業(再掲)	継続

第5章 計画推進の役割と計画の進捗管理

1 計画推進の役割と進捗管理

(1) 計画推進の役割

本計画の推進にあたっては、「射水市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、各主体がそれぞれの責務・役割を果たしつつ、市内の中小企業・小規模企業及び経済団体、大企業、教育機関、金融機関、市民その他関係機関と計画が目指す方向性を共有し、連携・協力しながら、効果的に中小企業の振興に取り組んでいきます。

①市の責務

- ・総合的な施策の策定、実施
- ・関係機関との連携、小規模企業者への配慮
- ・中小企業者等の受注機会の確保 など

②中小企業者等の努力

- ・自主的な取組による経営力の向上及び改善
- ・後継者の育成、円滑な事業承継
- ・人材の育成、雇用の安定、多様な働き方の確保など、労働環境の整備
- ・市内 物品又はサービスの活用
- ・関係者及び関係機関との連携、市の施策への協力
- ・活力ある地域社会の形成に寄与 など

③中小企業に関する団体及び金融機関の役割

- ・中小企業者等の経営力向上及び改善に向けた自主的な取組への支援
- ・中小企業者等との連携、市の施策への協力 など

④大企業者の役割

- ・中小企業等の製品やサービスの活用
- ・中小企業者等との連携、市の施策への協力 など

⑤教育機関の役割

- ・中小企業者等の経営力向上及び改善に向けた自主的な取組への支援
- ・中小企業者等との連携、市の施策への協力 など

⑥市民の理解と協力

- ・中小企業等の振興への理解と協力
- ・消費者として、市内中小企業等の製品やサービスを利用 など

(2) 計画の進捗評価

本計画を効果的・効率的に推進していくため、市内商工団体からの企業状況ヒアリング、書面による「企業状況調査」を継続して実施しニーズを把握するとともに、学識経験者や関係機関等で構成する「射水市中小企業・小規模企業振興会議」の場において、施策・取組の進捗状況や成果等を評価・検証しながら本計画の進捗管理を行い、必要に応じて改善・見直しを行います。

【参考】

射水市中小企業・小規模企業振興基本条例（2019年4月施行）

【目的】

中小企業等の振興に係る基本的事項を定めることにより、その振興策を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与すること。

【基本理念】

- (1) 中小企業者等の自主的な努力及び創意工夫により、経営力向上及び事業の持続的な発展を図ること。
- (2) 特色ある地域資源等を積極的に活用するとともに、維持・保全に努めること。
- (3) 多様な働き方を推進するとともに、人材の育成及び確保を図ること。
- (4) 労働環境及び勤労者福祉の向上を図ること。
- (5) 地域経済発展の重要性に鑑み、地域内での経済循環の促進に努めること。
- (6) 小規模企業者の持続的な発展に、特に配慮すること。
- (7) 関係団体及び市民が相互に連携し、及び協働すること。

【関係団体等の役割】

射水市

- ◇総合的な施策の策定、実施
- ◇関係機関との連携、小規模企業者への配慮
- ◇中小企業者等の受注機会の確保

教育機関等

- ◇中小企業者等の経営力向上及び改善に向けた自主的な取組への支援
- ◇中小企業者等との連携、市の施策への協力

中小企業者等

- ◇自主的な取組による経営力の向上及び改善
- ◇後継者の育成、円滑な事業承継
- ◇人材の育成、雇用の安定、多様な働き方の確保など労働環境の整備
- ◇市内物品又はサービスの活用
- ◇関係者及び関係機関との連携、市の施策への協力
- ◇活力ある地域社会の形成に寄与

市民

- ◇中小企業等の振興への理解と協力
- ◇消費者として、市内中小企業等の製品やサービスを利用

中小企業に関する団体及び地域金融機関

- ◇中小企業者等の経営力向上及び改善に向けた自主的な取組への支援
- ◇中小企業者等との連携、市の施策への協力

大企業者

- ◇中小企業等の製品やサービスの活用
- ◇中小企業者等との連携、市の施策への協力

【基本方針】

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進
- (2) 中小企業者等の販路拡大の促進
- (3) 中小企業者等及び関係機関との連携、中小企業者等相互の連携の促進
- (4) 人材育成及び雇用の安定の促進
- (5) 円滑な事業承継の促進
- (6) 地域資源の維持、保全及び活用による地域経済の発展の促進
- (7) 労働環境、勤労者福祉の向上
- (8) 次代を担う若者の勤労観等の醸成

【中小企業・小規模企業振興会議】

中小企業等の振興施策の調査審議

【財政上の措置】

各種施策の推進のための財政措置

中小企業・小規模企業の振興

第6章 推進施策の成果指標と目標値

1 成果指標と目標値

本計画の施策を進めるにあたって、上位・関連計画と整合性をとり数値目標を定めます。

なお、この数値目標は射水市内の大きな変化（自然災害の発生、著しい社会情勢の変化等）や日本の経済情勢の著しい変化は考慮していないため、外的環境に大きな変化が生じた際には適宜精査を行い、見直しを行います。

前回、第2次計画における成果指標のうち、継続的に進める必要があるものに対し、数値設定の見直しを行いつつ引き続き成果指標とします。

指標名	基準値	目標値 (令和9年度)	指標の説明
市民アンケート調査結果における満足度	(R5 実施)	増加	総合計画策定に伴い実施する市民アンケートで、「商工業の振興」「農林水産業の振興」「女性活躍の推進」の項目に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合
産学官金共同研究の年間件数	12件 (H28-H30 平均)	17件	市内企業と高等教育機関等との共同研究件数(年間)
製造品出荷額等	5,313 億円 (R 元年 12 月末)	5,900 億円	経済産業省「工業統計調査」及び「経済センサス-活動調査」の公表数値
中小企業販路拡大支援事業における成約率	30% (R5 年 3 月末)	36%	販路等拡大支援事業補助金を活用し、中小企業者等が展示会や商談会等に出展した際の年間成約率

指標名	基準値	目標値 (令和9年度)	指標の説明
企業団地分譲率	98.1% (R5 年 3 月末)	100%	市内企業団地の分譲率
創業支援事業補助金利用件数	19件 (R5 年 3 月末)	19件	創業支援事業補助金を利用して起業・創業した事業者の数(年間)

指標名	基準値	目標値 (令和9年度)	指標の説明
サテライトオフィス等開設支援事業件数	—	8件	サテライトオフィス等開設支援事業の利用件数(累計)
ゆとりライフ互助会加入者数	2.3% (839人) (H28-H30 平均)	2.75% (1,000人)	個々の事業所では行えない福利厚生や共済事業を支援する互助会であり、市が事務局となる「ゆとりライフ互助会」への加入者数
障がい者雇用奨励件数	5件 (H28-H30 平均)	7件	障がい者を常時雇用する事業所の補助金利用件数(年間)

指標名	基準値	目標値 (令和 9 年度)	指標の説明
女性の管理職比率	13.4% (R4年1月1日)	30%	射水市企業状況調査における女性管理職の割合

指標名	基準値	目標値 (令和 9 年度)	指標の説明
製造業の従事者数	12,900 人 (R3)	13,500 人	「経済構造実態調査」及び「経済センサス-活動調査」の公表数値
卸売業・小売業の従業者数	6,752 人 (R3)	6,900 人	「経済構造実態調査」及び「経済センサス-活動調査」の公表数値
従業員が希望する期間の育児休業を取得させた企業数の率	—	50%	「射水市企業状況調査」の公表数値

射水市道の駅新湊等整備運営事業に係る公募型プロポーザルの実施 結果について

運営する民間事業者のアイデアとノウハウを、施設の設計・施工に最大限反映させ、より使いやすく経営的視点に立った施設整備を実現するため、以下のとおり設計・施工・管理運営等を行う民間事業者を一体的に公募した。

1 公募の概要

- (1) 対象施設 道の駅新湊、新湊農村環境改善センター
- (2) 事業期間及び提案上限額

業務名称	事業期間	提案上限額
設計、施工及び 工事監理等業務	本市との契約締結日から 令和7年10月31日まで	700,000千円 (消費税等を含む。)
管理運営業務	令和7年11月1日から 令和23年3月31日まで (15年5か月)	運営事業者の負担とし、 市は負担しない。

- (3) 参加事業者 2事業者

2 優先交渉権者の選定

外部有識者及び市職員の計6名で構成する事業者選定委員会を設置し、参加事業者の企画提案を総合的に審査の上、優先交渉権者を選定した。

- (1) 優先交渉権者 代表事業者：(株)道の駅新湊
構成員：(株)新建築設計事務所、(株)牧田組、北海工業(株)
- (2) 提案額 700,000千円
- (3) 得点 1,358.88点 / 1,800点満点 (300点×6名)
※最低基準点1,080点 (総得点の6割)
- (4) 提案概要

現・道の駅新湊は「minami court」(仮称)として主に物販とカフェ、農産物直売の機能を、現・新湊農村環境改善センターは「kita court」(仮称)として主にレストランとフードホール機能を持たせる。

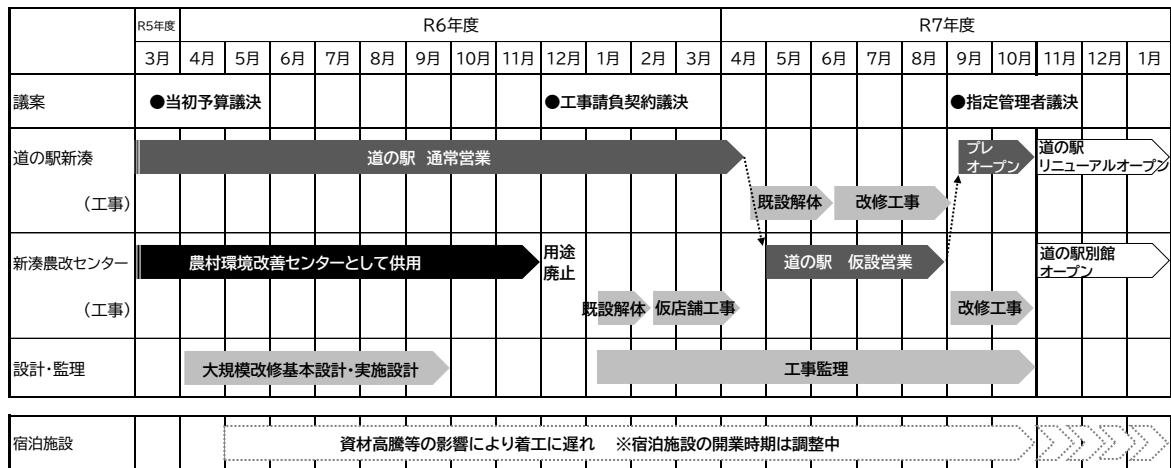
また、両施設の間新たに芝生広場「center court」(仮称)を設け、ファミリー層の来場を促す。

なお、芝生広場の設置に伴い、両施設の間を通る市道作道228号線をエリア北側に付け替える。

3 選定委員会の講評

優先交渉権者からの提案は、市が事業コンセプトとして掲げた「エリアの魅力向上」「射水ブランドの推進と地域経済への波及」「市内観光の玄関口」の実現に向け、市内の各種団体と連携し、施設内外の回遊性を高めるための明確な提案がなされており、本エリアに更なる賑わい創出が期待できる優れた提案として評価した。

4 今後のスケジュール（予定）



射水市移住・空き家トータルサポート業務委託に係る公募型 プロポーザルの実施について

1 サウンディング型市場調査の実施結果について

移住希望者への情報発信、空き家の紹介や仕事に関する相談、移住後の定着支援等、移住・空き家に関するサービスをワンストップで提供する窓口の開設を含む（仮称）移住・空き家トータルサポート業務の委託に向けて、民間事業者の意向等を把握して公募に向けた条件を整理するため、以下のとおりサウンディング型市場調査を実施した。

(1) 実施経過

日 程	内 容
令和5年10月20日（金）	実施要領の公表
11月20日（月） ～30日（木）	サウンディングの実施 （参加事業者数：3事業者）

(2) 参加事業者からの主な意見・提案等

①業務範囲	・市が提示した業務（下記3(1)イ事業項目）は全て実施可能
②業務開始までのスケジュール	・令和6年度後半からの開始を希望
③業務委託期間	・準備期間を含め、概ね3年程度を希望
④事業費	・成果に応じた委託料の増額を希望

2 今後の方針

サウンディング型市場調査を通じ、様々なアイデアを持つ複数の民間事業者から公募への参入意欲が示されたことに加え、公募に向けた諸条件を整理できたことから、以下のとおり公募型プロポーザルを実施する。

3 公募型プロポーザルの概要（案）

(1) 業務の概要

ア 条件

- ・ 市内に窓口機能を設けること。
- ・ 窓口は週5日以上開所することとし、原則として土・日・祝日及びお盆（8月13日から16日まで）の期間中は開所すること。
- ・ 開所時間は午前9時30分から午後6時30分までを基本とすること。
- ・ 行政機関のほか、様々な地域団体や民間事業者と連携を図りながら、必要なサポートを提供すること。

イ 事業項目

- ・ 移住検討者への情報発信（Webサイトの構築を含む。）
- ・ 空き家等情報バンクの運営・管理（Webサイトの構築を含む。）
- ・ 移住検討者・空き家利活用希望者への相談・サポート業務（土日祝日・夜間の対応、民間事業者や地域の関係者等との連携等）
- ・ 不動産業者等と連携した空き家の紹介や、仕事に関する相談
- ・ 市内の案内（アテンドや移住体験ツアーの開催等）
- ・ 移住者への定着支援（移住者交流会の開催や悩み相談等）

ウ 独自提案

- ・ 独自のアイデアやノウハウを活用して、移住マッチングや空き家利活用の促進に効果のある事業を提案すること。

(2) 業務委託期間

令和6年7月上旬から令和9年3月31日まで（準備期間含む。）

(3) 提案上限額

総額 47,153 千円（税込）

（内訳）

年度	上限額（案）	備考
R6	13,627 千円	準備費用を含む。
R7	16,763 千円	うち 3,000 千円は成果に応じて支払う。
R8	16,763 千円	同上

債務負担行為（R7～R8年度）：33,526 千円

(4) スケジュール案

令和6年 4月上旬	公募型プロポーザル実施要領公表
5月中旬～下旬	選定委員会による審査 優先交渉権者の選定、審査結果通知
7月上旬	委託契約締結
10月頃	窓口開所

(5) 優先交渉権者の選定方法

外部委員等により構成する事業者選定委員会を設置し、事業の実施体制や関係団体等との連携方法、独自提案や事業費など提案内容を総合的に審査の上、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センターの民間事業者への貸付について

大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センターについて、民間活力導入による施設運営の継続を図るため、9月に実施した公募型プロポーザルにおいて選定した優先交渉権者と無償貸付による使用貸借契約を締結する。

1 契約内容について

- (1) 相手方 mineralism 株式会社 代表取締役 坂田 信二
東京都中央区銀座 7-11-6 GINZAISONO ビル B1F
- (2) 期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 貸付財産

① 土地

所在	射水市串田 1390 番 1 他 11 筆
地目	田、宅地
地積	8515.45 平方メートル

② 建物の詳細

項目	大門コミュニティセンター	大門農村環境改善センター
所在地	射水市串田 1395 番地（市街化調整区域内）	
整備年	昭和 62 年 7 月 ※平成 8 年度増設	平成元年 5 月
耐用年数	31 年（令和 9 年度末まで）	47 年（令和 18 年度末まで）
延床面積	1122.13 m ²	1162.84 m ² 1 階：905 m ² 、2 階：257.84 m ²
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）	

- (4) 施設運営に関する主な内容
 - ・入浴施設及び貸館利用の運営
 - ・入浴施設にサウナ機能を追加
 - ・入浴料金については一般公衆浴場の入浴料金物価統制令に基づき設定
 - ・指定緊急避難場所としての活用を継続
 - ・多目的ホールにペイントを施し、地域住民が愛着をもてる施設運営を目指す

2 今後のスケジュール

- 令和6年3月 市議会定例会において関係条例の廃止及び一部改正に係る議案の上程
令和6年4月 契約締結・引渡
令和6年5月 営業開始予定

射水市緑の基本計画（案）について

1 射水市緑の基本計画（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

（1）実施期間

令和6年1月11日（木）から令和6年2月1日（木）まで

（2）閲覧を行った書類

射水市緑の基本計画（案）

（3）書類の閲覧場所等

ア 射水市ホームページ

イ 窓口等での閲覧（6か所）

各地区センター（新湊・小杉・大門・下）

市都市計画課（大島分庁舎）

中央図書館

（4）寄せられた意見等

ア 意見等の提出者数 1名

イ 意見等の件数 2件

（5）意見等の提出方法

ファックス 2件（郵送及び電子メールによる提出なし。）

（6）意見等の概要、意見等に対する考え方

別紙のとおり

2 射水市緑の基本計画（案） 別添

3 今後の予定

・令和6年3月下旬 計画の公表

No.	対象箇所等	意見等の概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	第2章 緑の現況と課題 10. 緑の解析・評価 (1) 環境保全機能に関する解析・評価 (P33)	<p>多様な生物が生息生育する場となっている水源地域を守るために、行政や土地所有者、県民及び事業者の方々の適正な役割分担と連携・協力により推進するのが不可欠です。</p> <p>このことから、国や県などと連携した取組を行ってもらいたい。</p>	<p>本計画第6章1. 施策の推進体制に記載のとおり、本計画の基本理念に基づき、各主体がそれぞれの役割を認識し、互いに協働・連携しながら施策に取り組みます。</p>	無
2	第2章 緑の現況と課題 10. 緑の解析・評価 (2) 防災機能に関する解析・評価 (P37)	<p>機能毎に評価するだけでなく、全体として評価結果を追加してください。</p> <p>また、防災機能の整備は、災害時における被害を最小限に抑えるためにたいへん優先度の高いものです。このことから速やかに市民と協働して施策の計画・実施を具体化して下さい。</p>	<p>緑には多種多様な種類があり、種類ごとに位置や形態、機能が異なるため、本計画では、機能毎に評価し、緑の解析・評価のまとめを行っています。</p> <p>また、防災機能の整備に関しては、能登半島地震での経験を基に、防災担当部局と調整しながら、第4章施策の方針の中の基本方針1の施策4公園緑地等を活用した防災力向上に取り組みます。</p>	無

都市整備部都市計画課 資料1 - 2
3月定例会 産業建設常任委員会
令和6年3月12日

射水市緑の基本計画 (案)

令和6年2月
射 水 市

- 目 次 -

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象区域	2
5. 対象とする緑	3
6. 緑の効果	4
7. 社会情勢の変化	5

第2章 緑の現況と課題

1. 人口の推移	6
2. 交流人口の推移	7
3. 緑の土地利用	8
4. 緑の特性	9
5. 公園緑地の設置経過と維持管理の状況	16
6. 街路樹の整備状況	20
7. 都市公園の利用状況	21
8. 緑の活動状況	23
9. 市民意識調査	27
10. 緑の解析・評価	32
11. 現状と課題の整理	43

第3章 計画の目指す姿

1. 基本理念	44
2. 緑の将来図	45
3. 基本方針	46

第4章 施策の方針

1. 施策体系	47
2. 緑を守る施策	48
3. 緑を生かす施策	57
4. 緑を育てる施策	63

第5章 地域別の緑の方針

1．北部臨海地域	68
2．北部内陸地域	74
3．南部内陸地域	80
4．南部丘陵側地域	86

第6章 推進体制と目標設定

1．施策の推進体制	92
2．目標指標の設定	93
3．計画の進行管理	93

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化、社会インフラの老朽化、財政制約、市民の環境問題等への関心の高まり、価値観の多様化など、従来には見られなかった情勢の変化に対応した都市政策、公園緑地政策が求められています。

さらに、地球温暖化により気候変動が進み、局地化・激甚化する集中豪雨や台風等による都市型水害が各地で発生しているほか、新型コロナウイルス感染症が報告されて以降、ウィズコロナおよびアフターコロナの新たな生活様式の中で、公園や緑地のあり方も変化しました。

また、カーボンニュートラルへの取組や SDGs の達成へ貢献する持続可能なまちづくりの推進にも緑は必要な役割が期待されます。

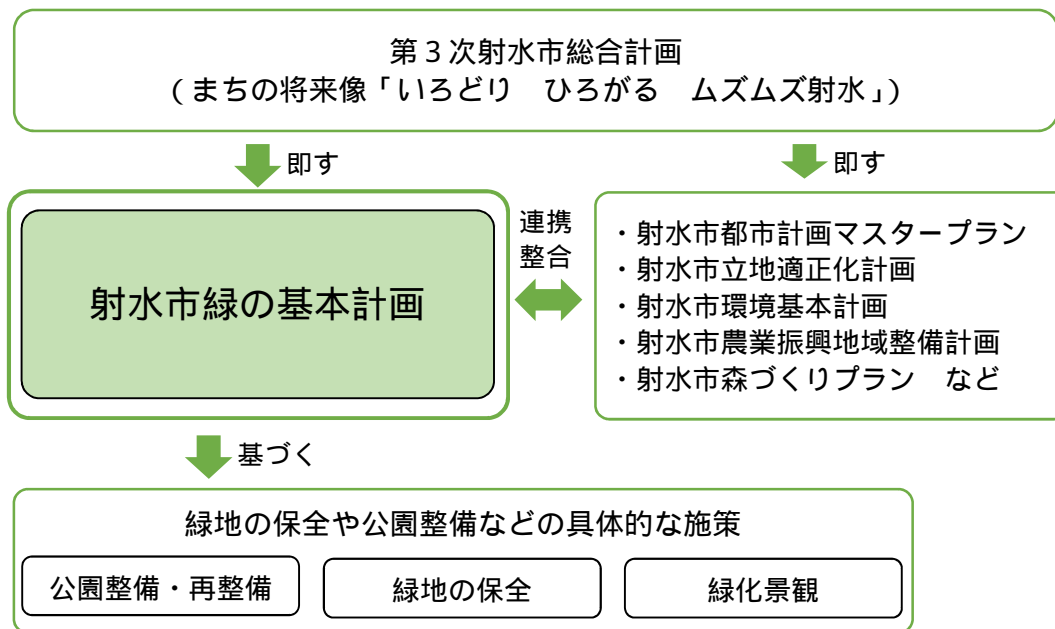
一方、本市の公園緑地は、施設の老朽化や樹木の成長により維持管理費の増大や人口減少、少子高齢化に伴う緑の担い手不足が予測され、ニーズ等の変化に応じて公園も変わることが必要です。また、公園緑地を地域のニーズや特性に応じ、配置や機能の再編、統廃合を行うことにより、緑地の保全や公園の利用促進、都市機能の強化等につながるものと考えられます。

本計画は、都市緑地法に基づき、総合的に都市における緑地の保全や緑化の推進に関して方針を定める「緑に関するマスタープラン」であり、これら社会情勢の変化を踏まえつつ、上位関連計画と整合した一体的なまちづくりを進めるために、市民や地域等と連携しながら、緑の多面的な機能を生かした総合的な施策や取組を推進するために策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第3次射水市総合計画」や各種関連計画等との整合を図り、本市における緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画として位置づけます。

【計画体系図】



3. 計画期間

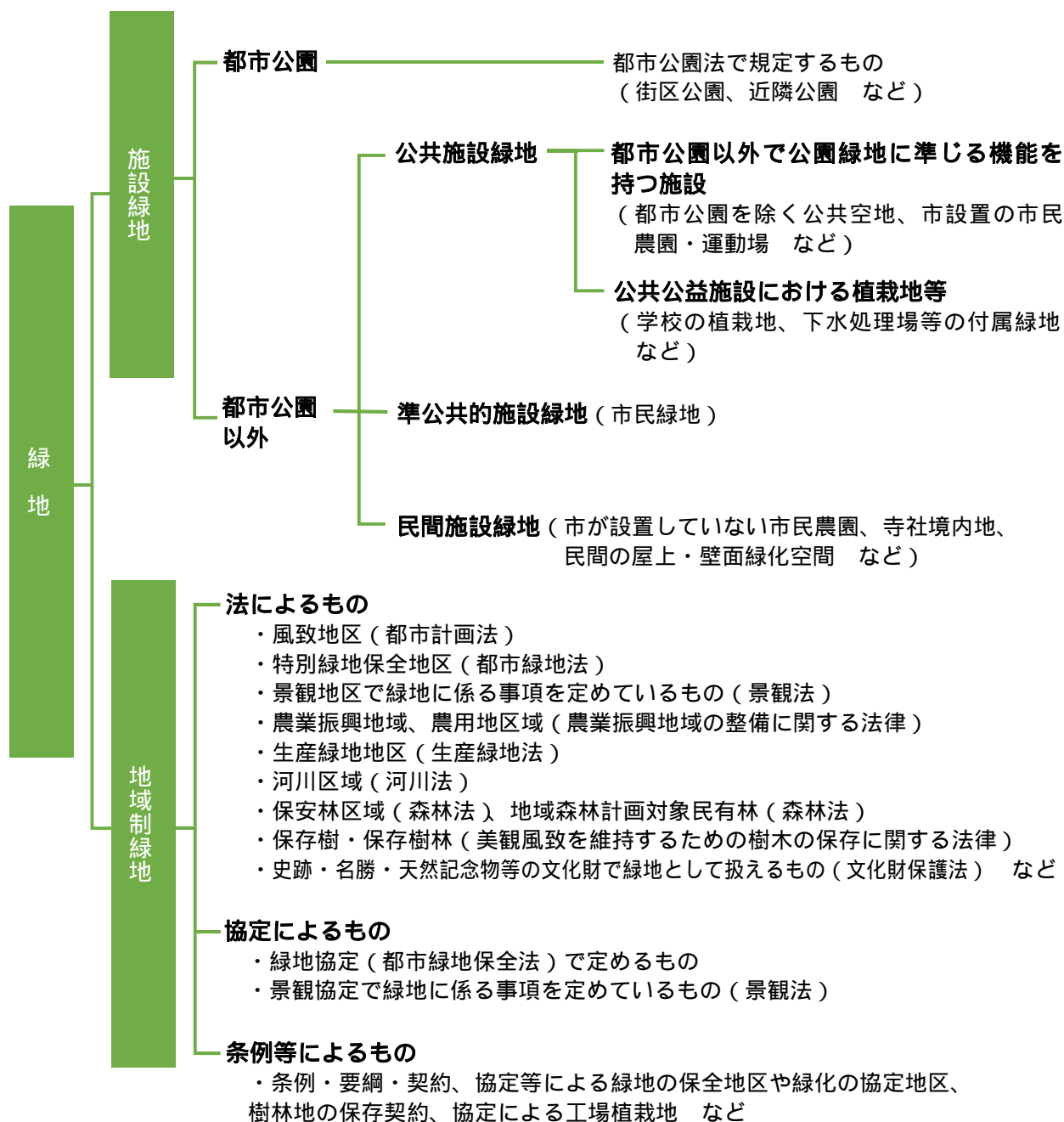
本計画の期間は、長期的な見通しを持って定めることから、令和5(2023)年度を基準年とし、概ね20年後の令和25(2043)年度を目標年次とします。

4. 計画の対象区域

対象区域は、行政区域全域を対象とします。

5. 対象とする緑

本計画において対象とする緑は、都市公園や公共施設の緑地、市民緑地、民間施設の緑化空間等を含む「施設緑地」と法による地域指定や協定・条例等によって保全が定められている「地域制緑地」とします。



出典：国土交通省 都市局 都市計画課/公園緑地・景観課 監修「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」

6 . 緑の効果

1) 住民の安全安心な暮らしを支える防災効果

丘陵地や保安林等の緑は、水源かん養による洪水の緩和や土砂の流出防止、水害を防ぐ雨水の保水機能など、気候や水循環をコントロールする機能も有しています。また、公園や緑地を始めとするオープンスペースは、火災時の延焼防止や災害時の避難場所、防災拠点に活用されており、住民の安全・安心な暮らしを支えています。

2) まちの生活環境を保全する効果

山地や公園等の緑は、酸素の供給や大気の浄化作用、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制するほか、動植物の生息環境となり生物多様性を確保する機能を有しています。また、都市部におけるヒートアイランド現象の緩和や防音・防風効果もあり、地球環境や都市環境等のまちの生活環境の保全に役立っています。

3) 心身のリフレッシュや健康増進等に寄与するレクリエーション効果

公園や緑地は、子どもから高齢者までの幅広い世代の憩いやスポーツ、健康増進等に寄与するレクリエーション活動の拠点となっています。また、緑が見せる四季折々の豊かな表情は、精神的なやすらぎを与え、ストレスや疲れを癒す効果があり、住民の暮らしを健康的で豊かにする機能を有しています。

4) まちに潤いを与え、地域固有の景観を形成する効果

丘陵地や河川、街路樹等の緑は、まちに潤いや彩りを与え、美しい都市景観を形成する重要な要素となっています。これらの緑と地域に息づく歴史的な緑やシンボリックな緑が相まって、地域固有の景観を形成する機能を有しています。

5) 地域コミュニティを醸成し、地域の絆を深める効果

公園における地域行事等の活動は、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の方々とまちをつなぎ、良好な地域コミュニティの醸成に寄与します。活動を通じて、地域内外や世代間の交流が促進され、地域の絆を深める機能を有しています。

また、市民や NPO 及び事業者等の公園管理者以外が主体となり、公園の維持管理や緑化活動に参加することが期待されます。

6) 賑わいを創出し、地域経済を活性化する効果

四季の彩りが感じられる緑や利便性が高く拠点性のあるオープンスペースは、地域内外からの来訪者をもてなし、まちの魅力の向上につながります。また、これらオープンスペースにおける様々なイベントなどの開催は、さらなる賑わいを創出し、地域経済の活性化にも寄与します。

7. 社会情勢の変化

1) DX/GX*の推進による住民のQOL等の向上

令和2(2020)年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々のライフスタイルに大きな変化をもたらし、外出機会が制限される中、「QOL(Quality of life・生活の質)の向上」や「Well-being(心ゆたかな暮らし)」の意識が高まり、これを実現する有効な手法として、デジタル技術や環境保全に寄与しつつ人々に精神的な安らぎを与える緑の効果の重要性が再認識されています。これらデジタル技術や緑の効果を活用し、ハード・ソフトの両面から都市空間における人々の生活やまちづくり活動の利便性向上や持続可能な社会の実現を図る取組が求められています。

2) 安全安心なまちづくり意識の高まり

近年、「令和2(2020)年7月豪雨」や県内初の「令和5(2023)年7月線状降水帯」など、地球温暖化に伴う異常気象が発生し、自然災害の頻発化や災害の激甚化が顕著となっています。このことから、自然災害のリスクに対する減災やレジリエンス(回復力)を高めることなど、安心安全に対する意識が高まっています。

また、高度経済成長期以降に整備された社会基盤の老朽化が進んでいます。今後、施設の安全性を確保するため、更新や修繕等の維持管理費の増加が見込まれており、ライフサイクルコストを見据えたコストの平準化が求められています。これらのことから、地球温暖化対策として脱炭素のまちづくりやカーボンニュートラル実現に向けた取組を推進していく必要があります。

3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化と価値観の多様化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在宅勤務やテレワークの急速な進展、自宅での活動時間、オープンスペース利用者の増加など、人々のライフスタイルやワークスタイルは大きく変化し、「働き方」や「暮らし方」に対する価値観が多様化しています。このことを踏まえ、新しい生活様式(ニューノーマル)を取り入れたまちづくりが模索されており、公園を始めとするオープンスペースにおいても、様々な利用ニーズに対し、柔軟に応えられる魅力ある空間づくりが期待されています。

4) 緑の質の向上に向けたオープンスペース政策の展開

平成28(2016)年5月に国土交通省は「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」を公表し、これからは緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ(新たなステージ)へと移行すべきとの方針を示しています。

また、緑の基本計画を活用した都市の再構築や民有地の緑地との連携強化、公園の配置の見直し等について言及しています。

*GX: Green Transformation の略称。温室効果ガスの排出抑制を目指す取組を、経済成長の機会と考え、産業競争力の向上や社会全体の变革につなげようとする活動のこと

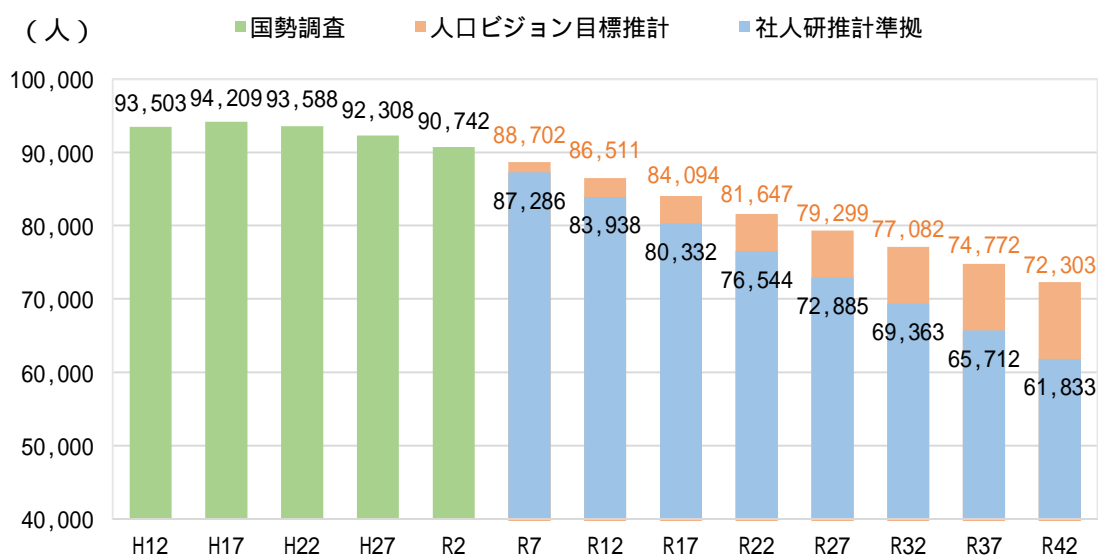
第2章 緑の現況と課題

1. 人口の推移

令和2(2020)年の本市の総人口は約91千人であり、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、今後、本市の人口は減少が進むと推計されています。

令和2(2020)年の年齢3区分別人口は、年少人口(15歳未満)が約11千人(12%)、生産年齢人口(15歳以上64歳)が約52千人(57%)、老年人口(65歳以上)が約28千人(31%)となっており、今後、さらに少子高齢化が進行すると推計されています。

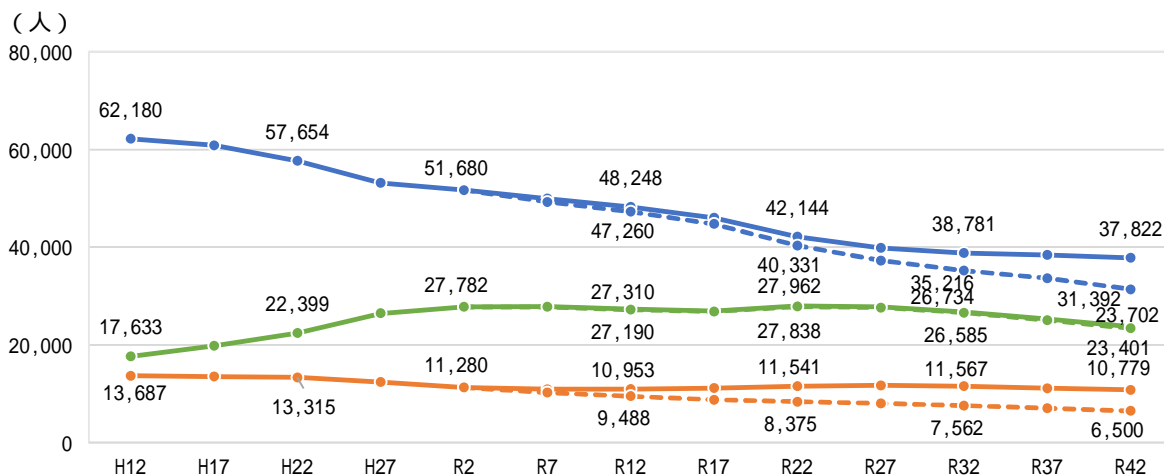
【総人口の推移】



社人研推計準拠のR7以降は、H27を基準に推計
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

【年齢3区分別人口の推移】

● 年少人口(目標人口推計) ● 生産年齢人口(目標人口推計) ● 老年人口(目標人口推計)
- - - 年少人口(社人研推計準拠) - - - 生産年齢人口(社人研推計準拠) - - - 老年人口(社人研推計準拠)



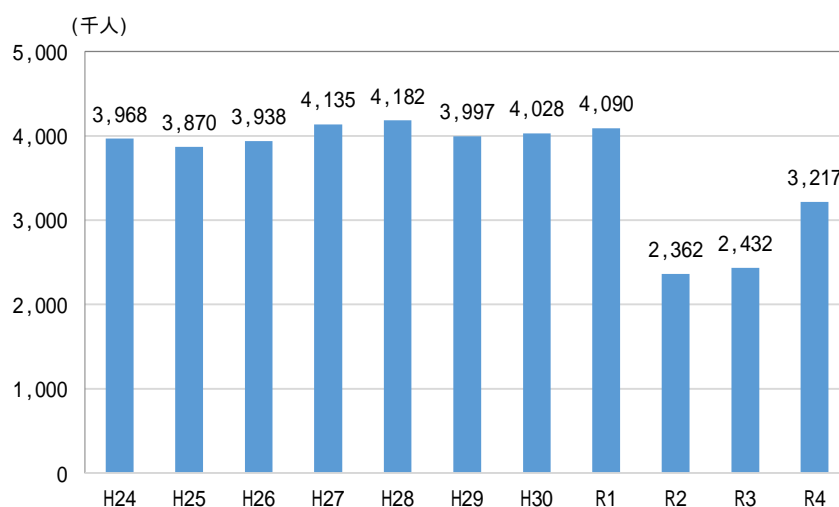
社人研推計準拠のR7以降は、H27を基準に推計
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

2. 交流人口の推移

本市の観光客数は、平成 27(2015)年の北陸新幹線開業後にピークを迎え、その後 4,000 千人前後で推移していましたが、令和 2 (2020)年以降、新型コロナウイルスの影響により約 4 割減少し、2,400 千人程度となっており、令和 4 (2022)年からは回復傾向が見られます。主要な観光施設としては、「海王丸パーク」や「県民公園太閤山ランド」が挙げられ、公園緑地が本市の観光名所となっています。

今後、北陸新幹線敦賀延伸や大阪・関西万博、新型コロナウイルス感染拡大の落ち着き等により、首都圏や関西圏、海外等からの交流人口の増加が期待されます。

【観光客数の推移】



出典：富山県「富山県観光客入込数等」

【主要観光施設等入込数】

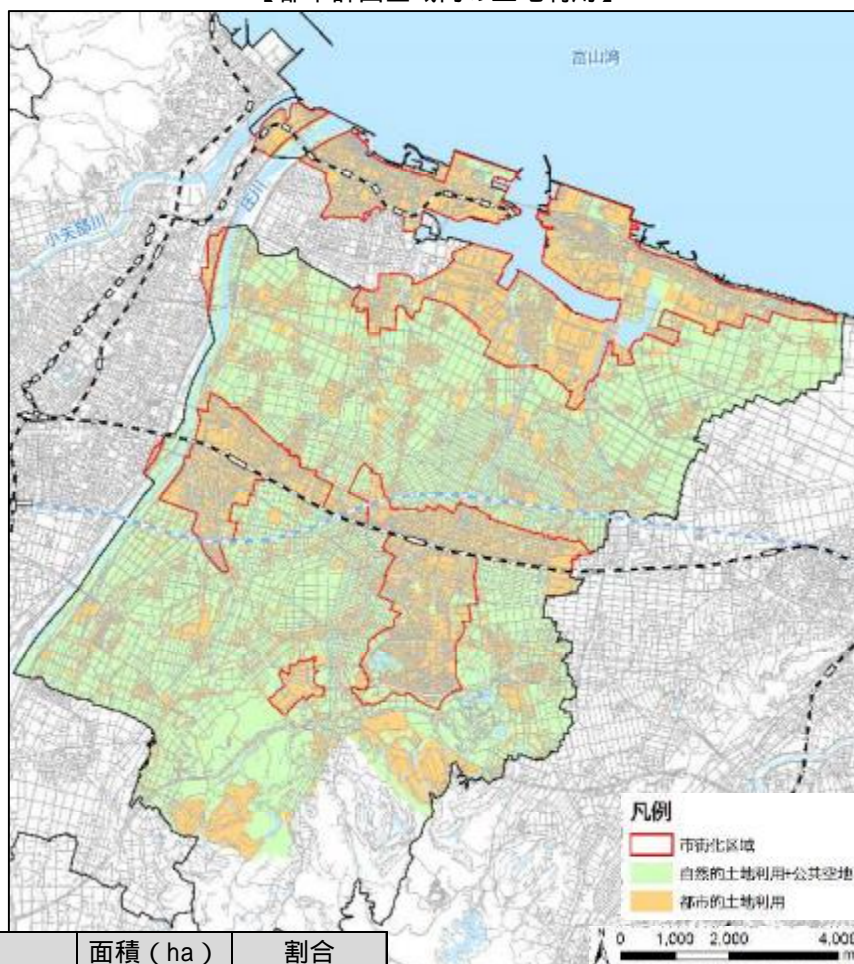
観光施設	平成 28 年入込数 (人)	令和 4 年入込数 (人)
海王丸パーク	1,016,100	815,500
県民公園太閤山ランド	808,347	712,079
道の駅カモンパーク新湊	752,013	619,171
新湊きっとときと市場	621,200	264,560
櫛田神社	148,700	23,900
県民公園新港の森	122,650	138,400
川の駅新湊	65,384	36,359
太閤山カントリークラブ	57,459	55,645
小杉カントリークラブ	47,769	54,441
下村パークゴルフ場	46,631	35,569
パークゴルフ南郷	38,277	30,215
大島絵本館	36,818	27,385
海老江海浜公園海水浴場	28,419	2,963
放生津八幡宮	24,032	5,417
陶房匠の里	14,549	10,799
新湊博物館	9,113	6,528
蓮王寺	5,380	4,190
クロスベイ新湊		167,865

建築前のため調査実施できず
出典：庁内資料 令和 5 年 3 月 31 日時点

3. 緑の土地利用

平成 30(2018)年における土地利用状況は、都市計画区域内の半分が農地や丘陵地、河川等の緑の土地利用が占め、市街化区域を中心に住宅用地や工業用地、公共公益施設等の都市的な土地利用がなされています。

【都市計画区域内の土地利用】



	面積 (ha)	割合
緑の土地利用	5,520	55%
都市的土地利用	4,438	45%
都市計画区域 計	9,958	100%

出典：射水市都市計画基礎調査（平成 30 年）

都市計画基礎調査における土地利用区分（細分用途）

用途区分		細分用途
自然的 土地利用	田	水田
	畑	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
	山林	樹林地
	水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	原野・牧野、荒地 1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
都市的 土地利用	公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓園
	住宅用地	住宅、共同住宅、店舗等併用住宅 等
	商業用地	業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設
	工業用地	工場
	農林漁業施設用地	農林漁業用施設
	公益施設用地	官公庁施設、文教厚生施設、供給処理施設
	道路用地	道路、駅前広場
	交通施設用地	運輸倉庫施設
	その他公的施設用地	防衛施設用地
	その他の空地	平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地 2、ゴルフ場

緑の土地利用

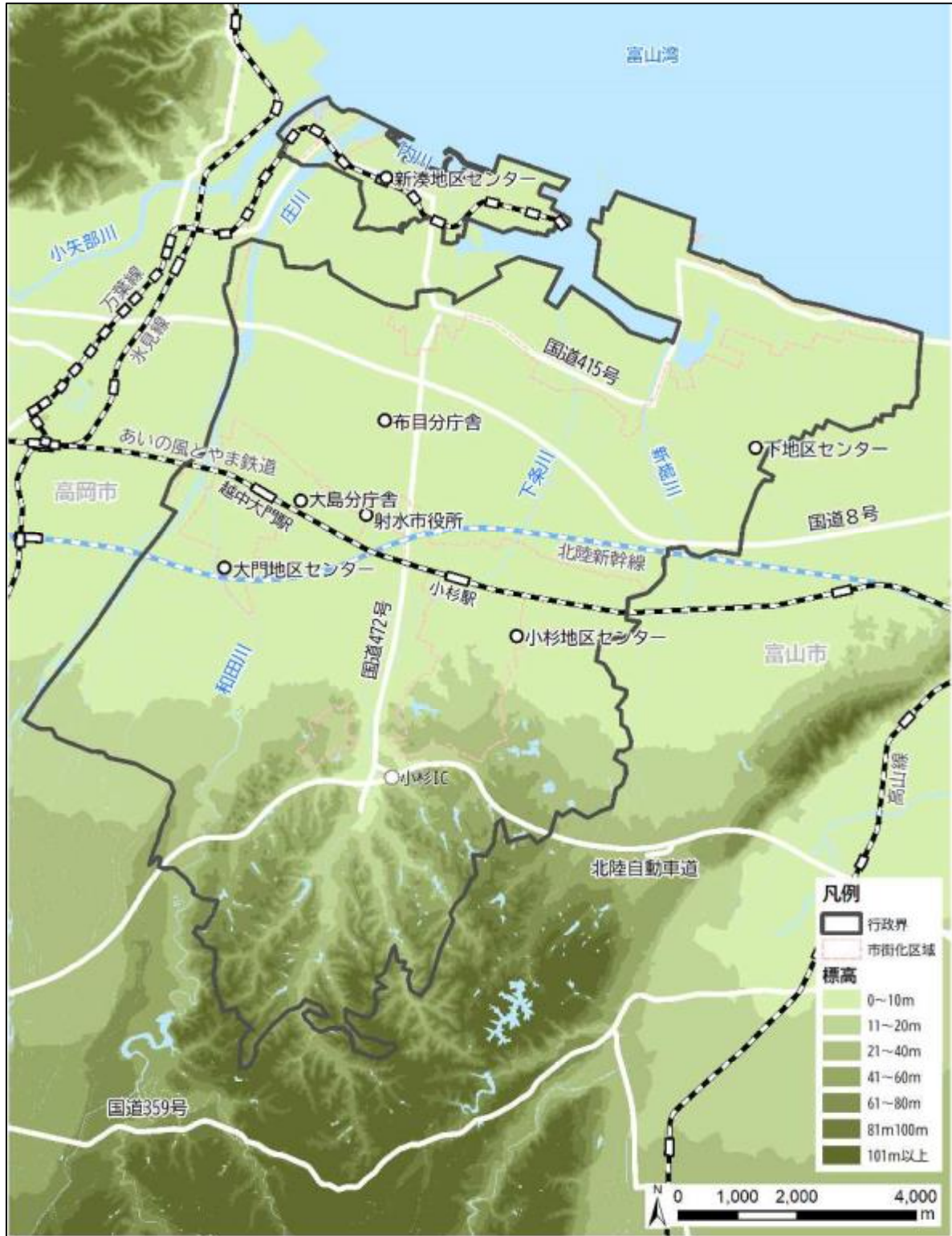
1 耕作放棄地等自然的状況のものを指す

2 建物跡地、資材置場等都市的状況のものを指す

4. 緑の特性

本市の緑は、丘陵や森林、平野部の農地、河川等の地形が生み出した「自然環境に関する緑」を基盤とし、現在まで先人から受け継いできた農業地や歴史的文化を反映した「社会的な緑」や公園・街路樹等の「都市の緑」が暮らしの中で重なり合っています。

【射水市の地形図】



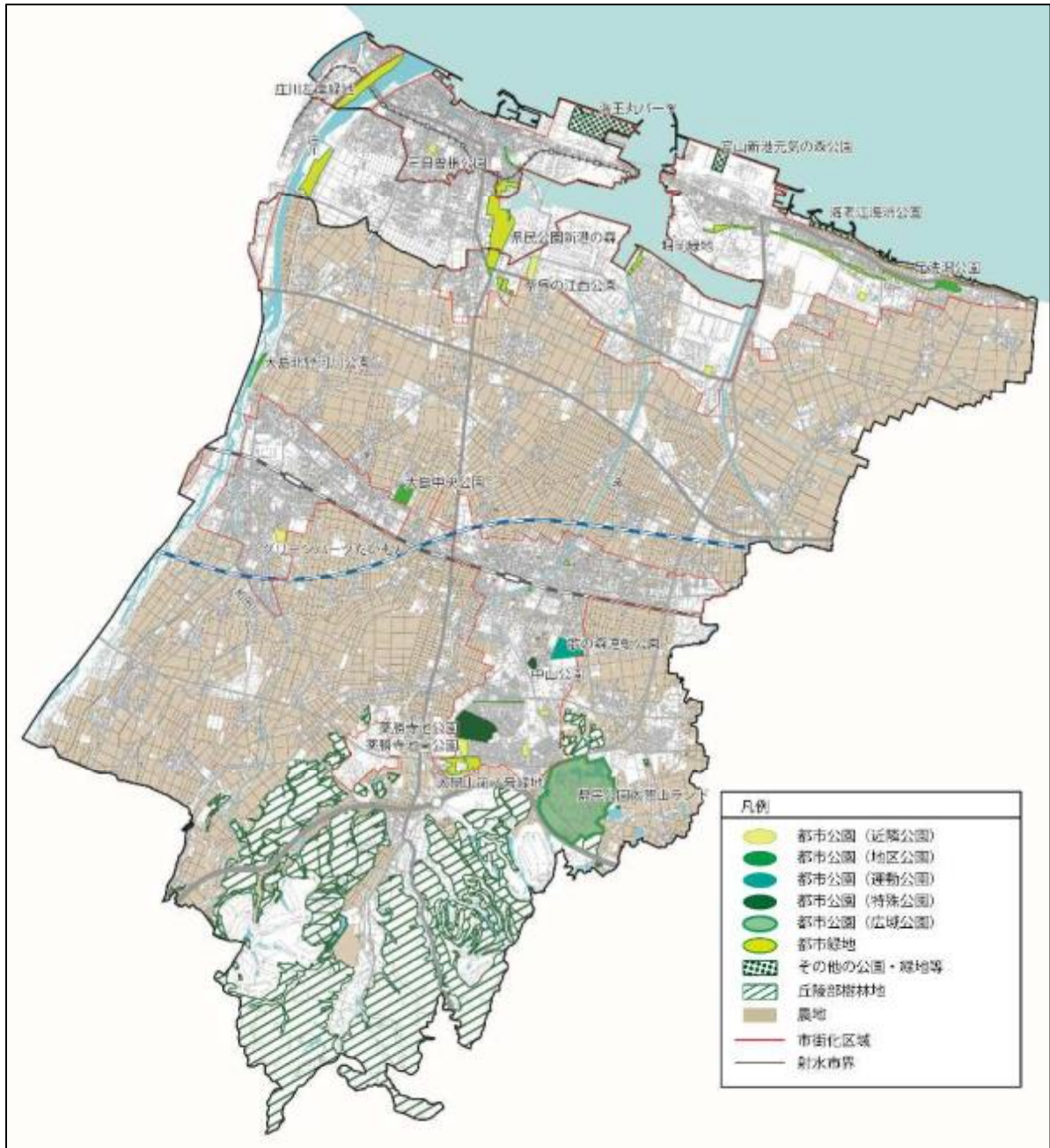
1) 自然環境に関する緑

南部丘陵には、豊かな樹林地を有し、北部海岸部や庄川、下条川等の主要河川には豊かな水辺環境が広がっており、緑の基盤・骨格を形成しています。

基盤・骨格となる緑は、主に動植物の生息場所となるだけでなく、環境保全や防災、レクリエーション機能等を有しており、連続性のある一体的な保全や有効活用が図られています。

近年は、洪水や土砂災害等の大規模災害が懸念され、この対応が課題となっています。

【自然環境現況図】



出典：射水市都市計画マスタープラン p23 を編集

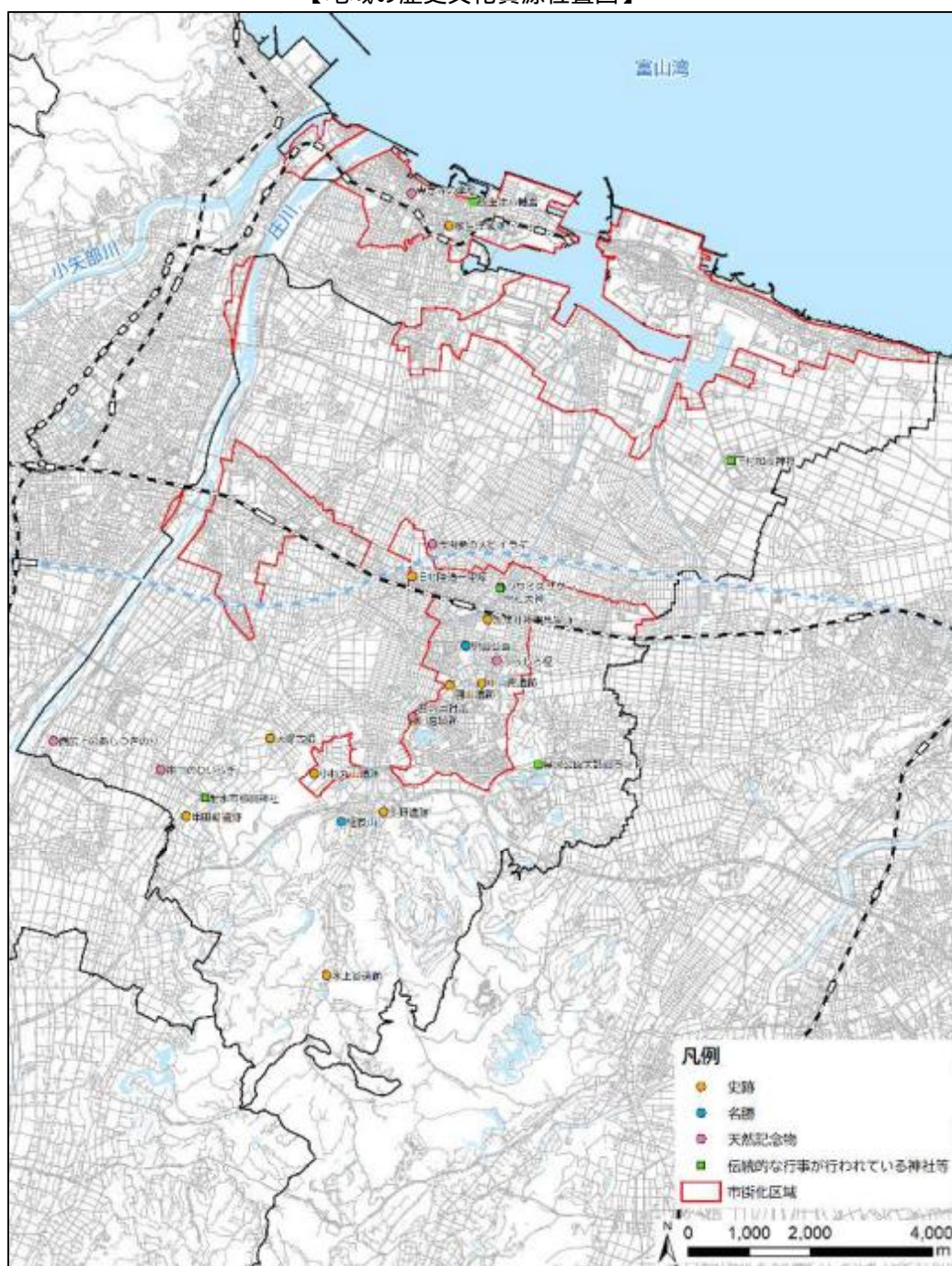
2) 社会的な緑

コミュニティや歴史・文化等から創造される社会的な緑には、小杉丸山遺跡や串田新遺跡の国指定史跡等の歴史文化資源が多く挙げられます。

これらの緑は、古くから地域の暮らしに息づき、本市の歴史を伝えるシンボルとして、文化財の指定等により、その価値や魅力を保全してきました。

近年ではこれらの歴史文化資源の魅力の維持向上が求められています。

【地域の歴史文化資源位置図】



出典：射水市 HP「指定文化財一覧(天然記念物)」

3) 都市の緑

(1) 施設緑地の整備

本市の都市公園は、令和4(2022)年度末で都市公園が151箇所、221haが整備されており、公共施設緑地を含めると358箇所、317haとなっています。

一人当たりの都市公園面積は24.2㎡であり、県全体の16.0㎡と比較して1.5倍大きく、整備水準は高い状況となっています。

本市の人口は、平成17(2005)年をピークに減少傾向に転じており、「第3次射水市総合計画」では、令和14(2032)年の目標人口を86,000人と定めています。

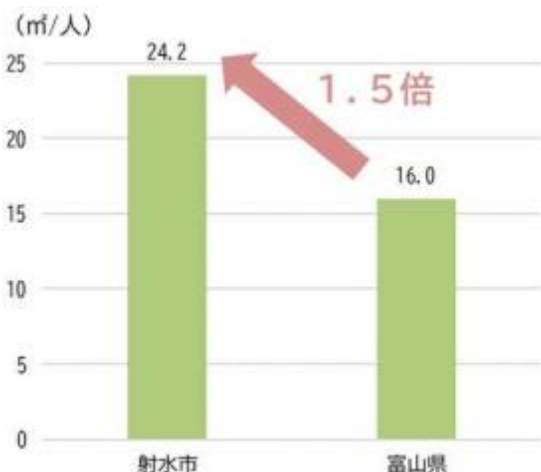
人口減少が進行する中、将来の需要を見据えた公園の役割や管理形態等の見直しが必要となっています。

【公園緑地の箇所数と面積】

区分	箇所	面積 (ha)	備考	
都市公園	街区公園	114	19.93	
	近隣公園	9	17.50	三日首根公園、グリーンパークだいもん、天池公園など
	地区公園	3	13.32	足洗瀧公園、大島北野河川公園、大島中央公園
	運動公園	1	9.36	歌の森運動公園
	広域公園	1	95.90	県民公園太閤山ランド
	風致公園	1	19.70	薬勝寺池公園
	歴史公園	1	1.58	中山公園
	緩衝緑地	1	9.70	県民公園新港の森
	都市緑地	19	32.84	海老江緑地、庄川右岸緑地、太閤山第1号緑地など
	緑道	1	0.95	いさりび緑道
小計	151	220.78		
公共施設緑地	その他公園等	174	51.16	児童遊園地、小公園、公民館緑地、市民農園など
	グラウンド等	33	45.23	小中学校グラウンドなど
小計	207	96.39		
合計	358	317.17		

出典：庁内資料 令和5年3月31日時点

【一人当たりの都市公園面積の比較】



出典：庁内資料 令和5年3月31日時点

富山県 国土交通省 都市公園データベース
「都道府県別一人当たり都市公園等整備現況」
令和4年3月31日時点

【都市公園の種類】

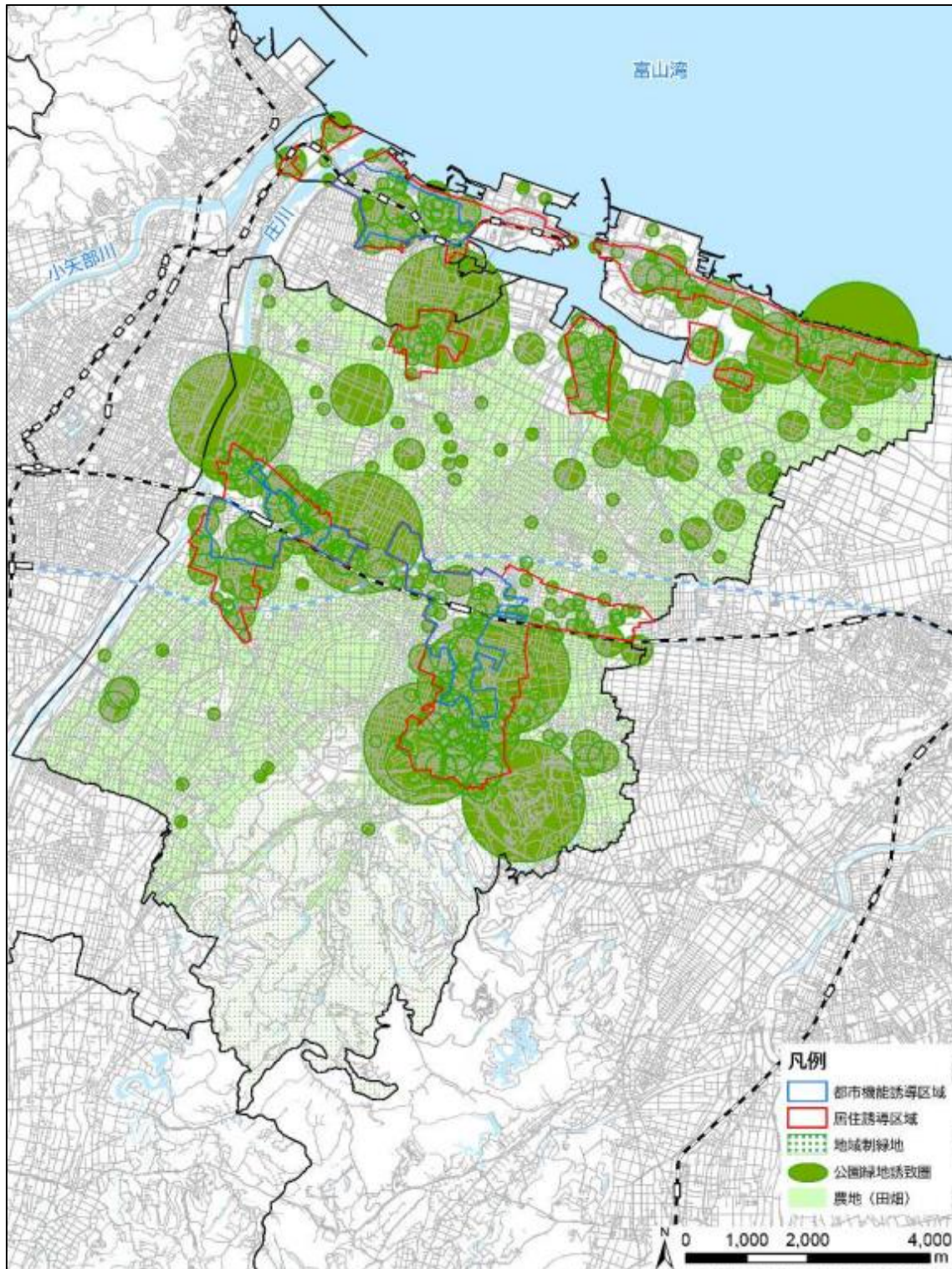
種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれた概ね 1 km 四方（面積 100ha）の居住単位
出典：国土交通省 HP（公園とみどり）

(2) 緑の充足状況

施設緑地の誘致圏域と地域制緑地の分布を踏まえた緑の充足状況は、以下のとおりとなっており、立地適正化計画における居住誘導区域と重なると、場所によっては充足し過密な箇所や不足している箇所が見られます。

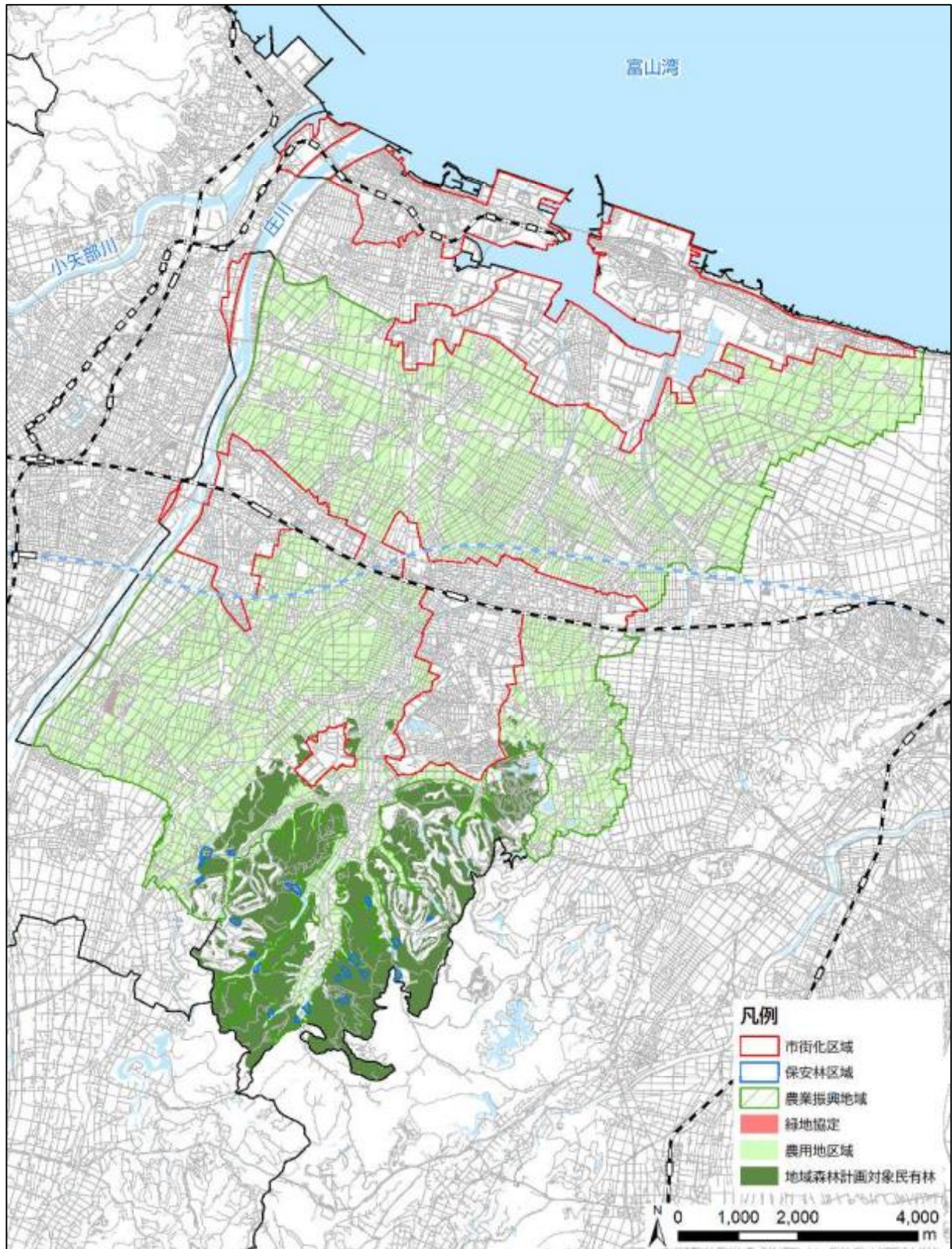
【緑の充足状況】



【誘致圏域】

小規模公園・緑道など：100m、街区公園：250m、近隣公園：500m、地区公園・都市基幹公園・特殊公園・緩衝緑地：1kmとして設定

【地域制緑地*】



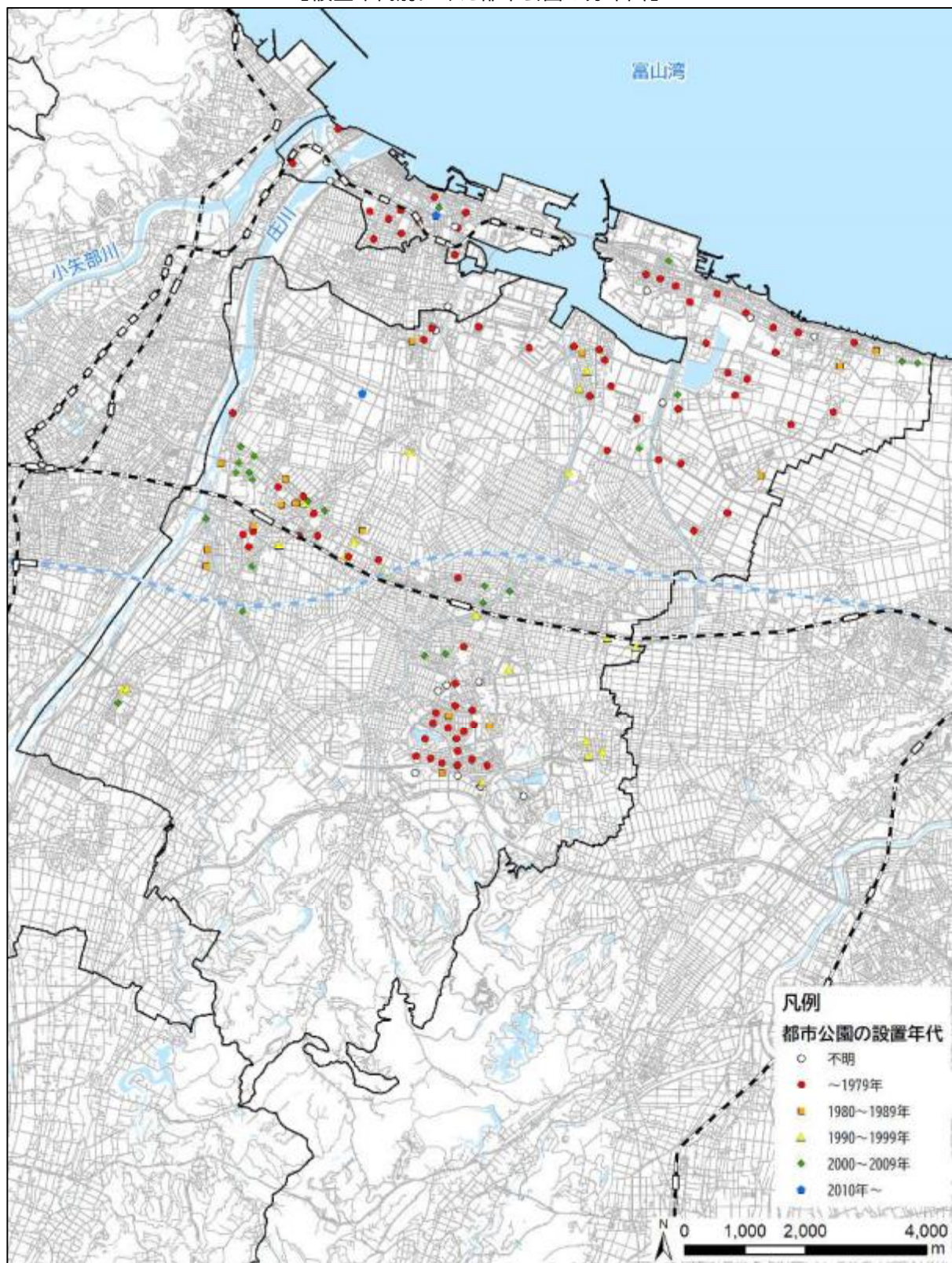
出典：国土数値情報、射水市都市計画基礎調査（平成 30 年）

*地域制緑地：一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地

5 . 公園緑地の設置経過と維持管理の状況

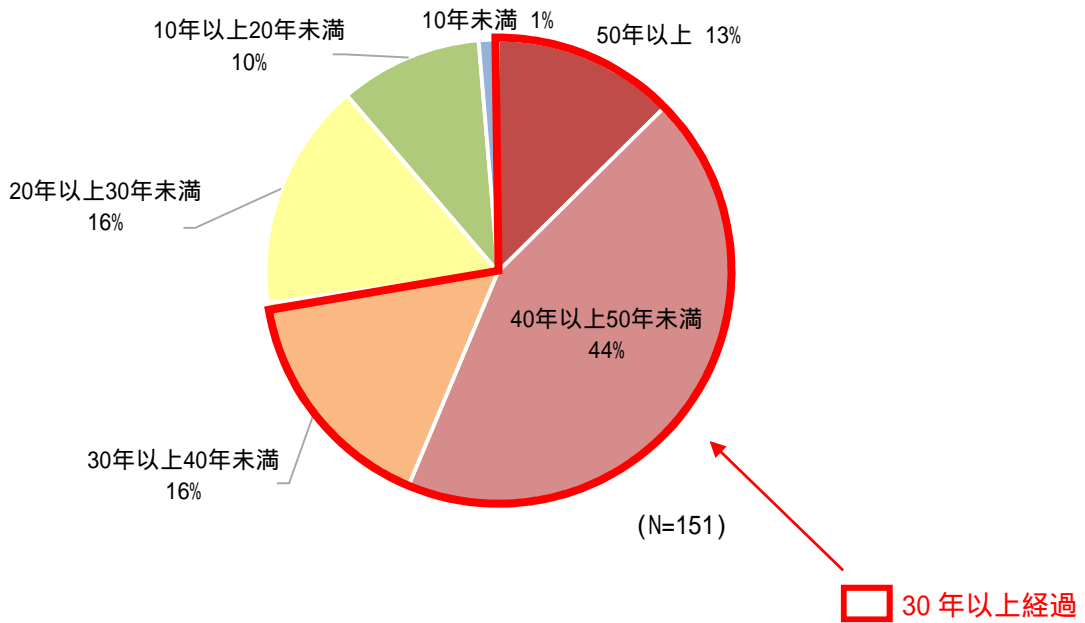
令和 4 (2022)年度末で設置から 30 年以上経過した都市公園 (平成 4 (1992)年以前設置) は全体の約 7 割を超え、施設の老朽化が進んでいます。

【設置年代別にみた都市公園の分布図】



位置は都市公園の概ね中心を示している。

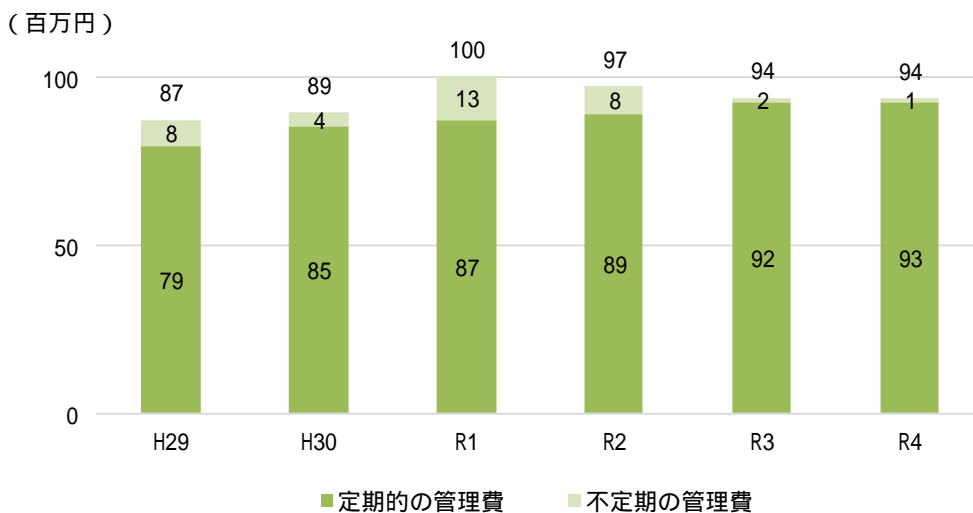
【設置年別の都市公園の割合】



出典：射水市公園施設長寿命化計画 令和5年3月31日時点

公園緑地の維持管理費はほぼ横ばいであり、令和4(2022)年度では年間94百万円となっています。

【公園緑地の年間維持管理費の推移】

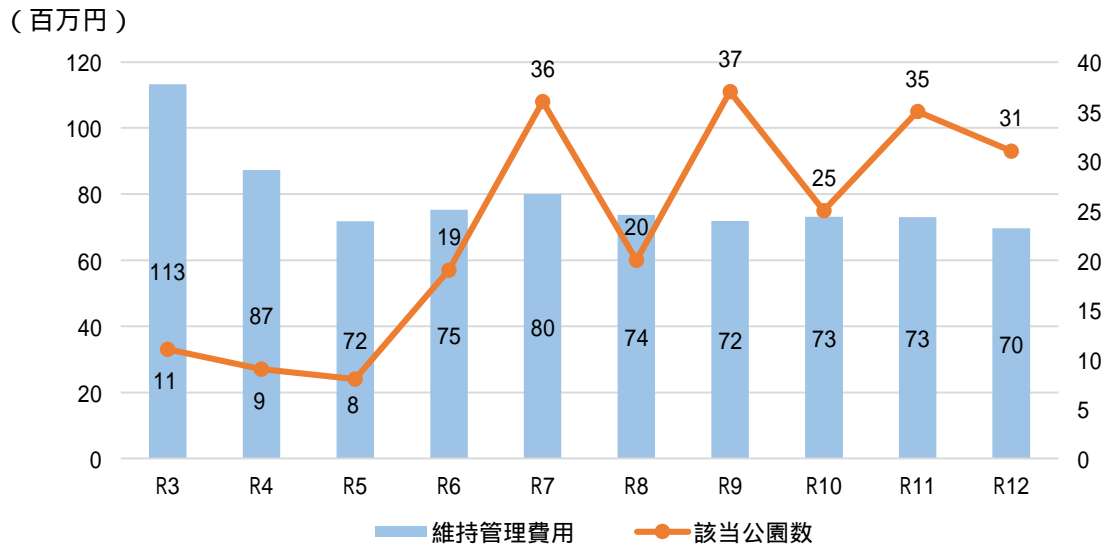


定期的の管理：維持管理、清掃、剪定、点検など
 不定期の管理：台風や積雪による倒木の撤去、トイレ等の配管つまり修理など

出典：庁内資料 令和5年3月31日時点

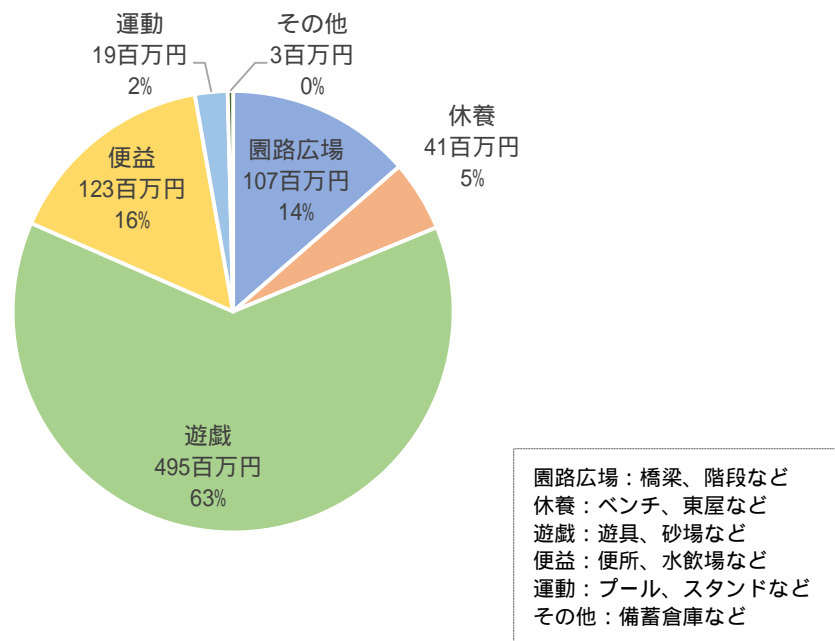
射水市公園施設長寿命化計画において、今後、施設の更新・修繕に要する費用は、概ね年間70～80百万円が見込まれ、該当公園数は年によって差が生じています。令和7(2025)年、令和9(2027)年、令和11(2029)年で多くなっており、施設ごとにみると、6割以上を遊戯施設が占めています。

【公園施設の維持管理費の推移と内訳】



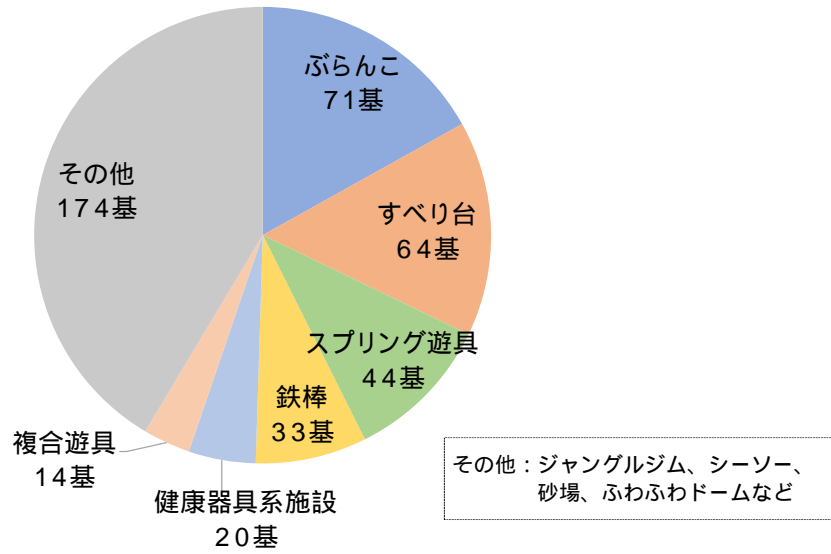
出典：射水市公園施設長寿命化計画 令和5年3月31日時点

【R3～R12に見込まれる施設別維持管理費の内訳】

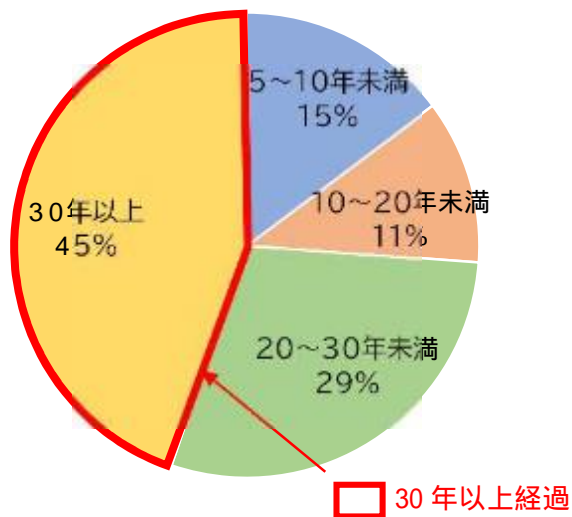


出典：射水市公園施設長寿命化計画 令和5年3月31日時点

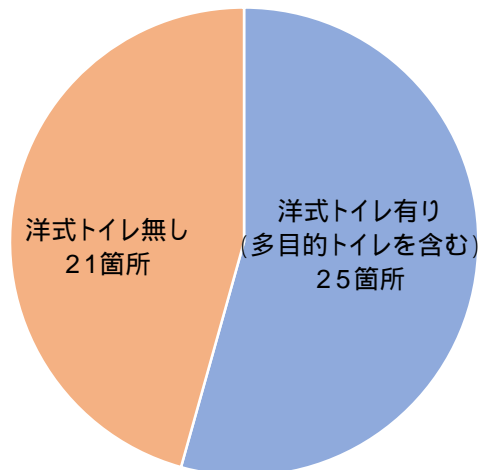
【市が管理する都市公園における遊具設置数（全体 N=420 基）】



【市が管理する都市公園における遊具設置経過年数割合】



【射水市における公共トイレの洋式化状況（全体 N=46 箇所）】



出典：庁内資料 令和5年3月31日時点

6 . 街路樹の整備状況

本市が管理する街路樹は、幹線道路を中心に約 83km（うち都市計画道路は約 51km）が整備され、地域と地域を結ぶ緑のネットワークとなる役割を果たしています。

道路種別でみると、市道の延長が長く全体の約 5 割を占め、ソメイヨシノやアメリカフウ、ケヤキ、ハナミズキなどが植栽されています。

【街路樹の整備状況図】



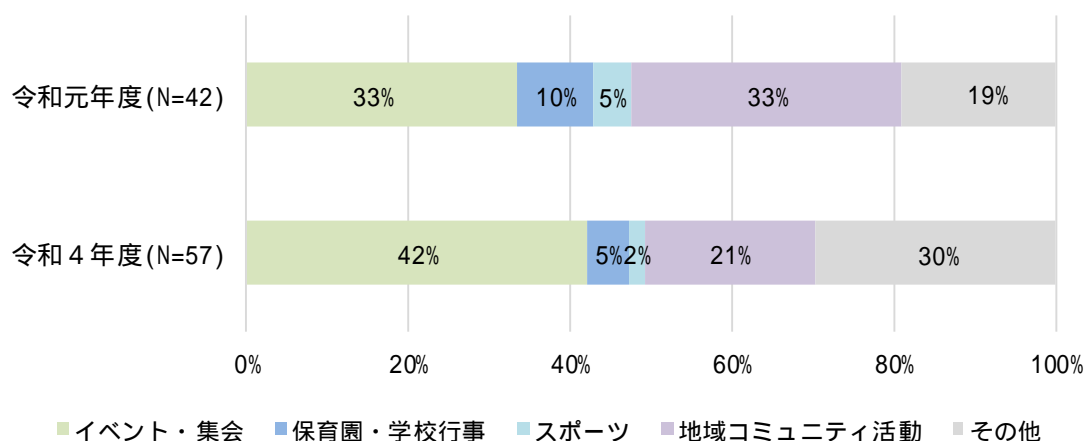
出典：庁内資料 令和 5 年 3 月 31 日時点

7. 都市公園の利用状況

1) 都市公園の利用目的

令和元(2019)年度は、「イベント・集会」や「地域コミュニティ活動」が3割程度、令和4(2022)年度は「イベント・集会」が約半数を占め、イベント等を目的とした利用の増加がみられます。また、都市公園の団体利用者数の増加もみられます。

【都市公園の利用目的】



【利用目的詳細】

目的	詳細な利用目的	件数	
		令和元年度	令和4年度
イベント・集会	イベント関連	14	24
	飲食販売		
	マルシェ		
保育園・学校行事	保育園行事(運動会)	4	3
	中学校行事(交通安全教室)		
スポーツ	ヨガ	2	1
地域コミュニティ活動	園芸	14	12
	清掃		
	防災訓練		
	町内会行事(親睦会、運動会)		
その他	撮影・報道 など	8	17
合計		42	57

出典：都市公園内行為許可申請件数のうち団体利用

2) 制度を活用した公園の利活用

(1) 民間事業者による公園緑地の活用

「民間提案制度」では、公共施設の空きスペースや市有地の有効活用等につながる提案を募集しており、令和4(2022)年度は、民間事業者によるトライアル事業として、ドッグランを新設した足洗滌公園においてイベントが開催されました。

また、歌の森運動公園や大島中央公園においても毎年マルシェが開催されるなど、事業者が公園緑地を活用する事例が増えてきています。

【トライアル事業の様子(足洗滌公園)】



【大島中央公園でのマルシェ】



(2) 公園整備における公募設置管理制度(Park-PFI)*の活用

本開発地区土地区画整理事業区域内では、公募設置管理制度(Park-PFI)を活用し、民間事業者のノウハウやアイデアを生かした公園の整備が行われています。

【Park-PFIのイメージ】



【平面計画イメージパース】



出典：国土交通省都市局 公園緑地・景観課「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドラン」
(平成 30 年 8 月 10 日改定)

*公募設置管理制度(Park-PFI)：平成 29(2017)年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

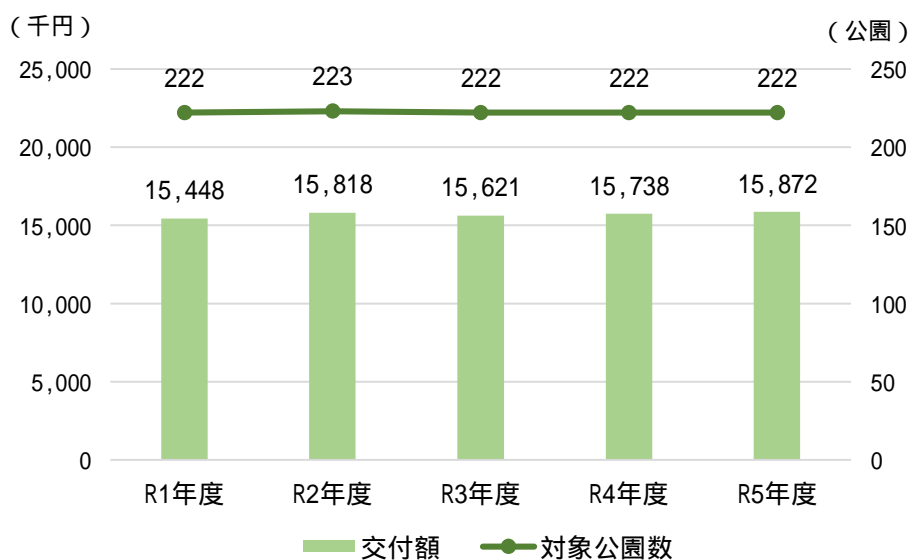
8 . 緑の活動状況

1) 緑を守り育てる担い手

(1) 地域型市民協働事業

「地域型市民協働事業」では、身近な公園緑地の維持管理に市民が取り組んでおり、重要な緑の担い手となっています。令和5(2023)年度は、222団体がふれあい道路・いさりび緑道や大島北野河川公園、内川緑地周辺、海老江緑地、庄川左岸緑地等において草刈り等に取り組み、その数は横ばいとなっています。快適な居住環境を確保していくには、この取組を継続し、広げていくと同時に、担い手を確保することが求められます。年々参加者の減少や高齢化が進んでいることから、若い世代の担い手確保が課題となっています。

【地域型市民協働事業の対象公園数と交付額の推移】

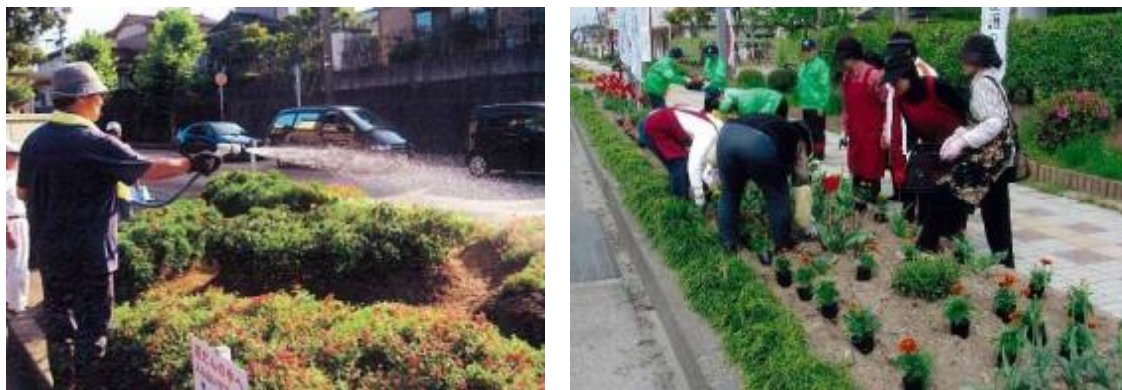


出典：庁内資料 令和5年3月31日時点

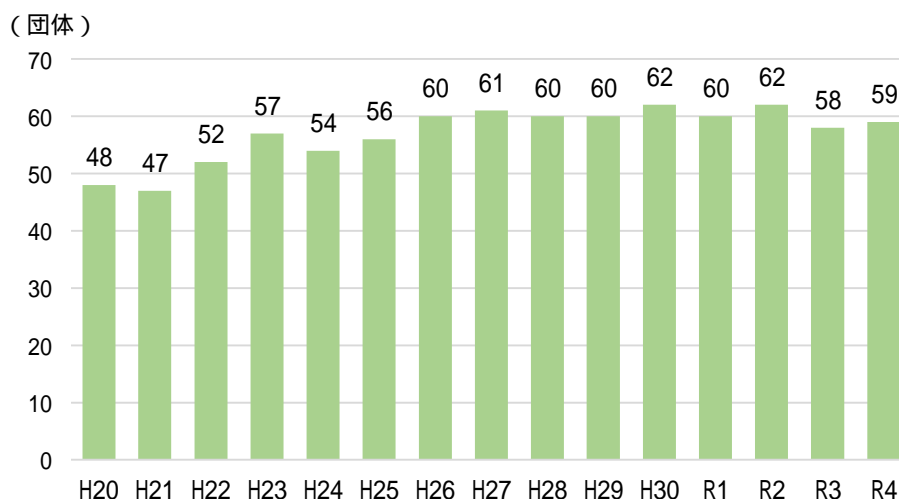
(2) アダプト・プログラム事業

「アダプト・プログラム事業」では、公共空間の美化清掃をボランティアで行う個人や団体が活動しており、市からはゴミ袋や草刈鎌等の清掃用具の提供や団体名を記した表示板の設置等を行い、環境美化に対する意識啓発を図っています。近年、登録団体数は60団体前後で横ばいの傾向にあります。

【アダプト・プログラム事業での美化清掃活動】



【アダプト・プログラムの登録団体数の推移】



出典：庁内資料 令和5年3月31日時点

2) 緑化推進活動

(1) グリーンカーテン事業

市内小学校・幼稚園・保育園・福祉事業所等では、ツル性の植物を使ってグリーンカーテンをつくる取組や市民を対象としたグリーンカーテン講習が行われ、地球温暖化対策を兼ねた緑化活動を推進しています。

【グリーンカーテン事業の取組】



(2) 花と緑の銀行射水支店

花と緑の県づくりを推進するため、「花と緑の銀行」の射水支店として、地域の特性を生かし地域住民と一体となった緑化運動を展開しています。

本市（射水支店）は県内でも高い評価を受けている花壇が複数あり、コンテスト等でも各支所が上位に入るなど、非常に活発で高い技術を誇っています。一方で、高齢化のため活動継続が厳しいとの声が上がっており、炎天下での連日作業や毎朝の水やりが大きな負荷となっているほか、熟練の担い手の引退等の課題があります。

これらの課題に対して、担い手のレベル向上のための研修や優秀花壇の視察等の支援を行い、新規の担い手の掘り起こしの取組も必要となっています。

【活動団体の概要】

	支所名	所属人数[名] (頭取・グリーンキーパー含む)	活動場所	活動頻度	特徴
花と緑の銀行 富山県本店 花と緑の銀行 射水支店	新湊支所 (新湊フラワー愛好会)	54	コミュニティセンター 等が中心	花壇コンクール 最盛期には連日作業	学校花壇の取組の評価が高い
	小杉支所 (小杉花作り同好会)	44			歌の森運動公園西側広場花壇が 県内でも随一の評価
	大門支所 (大門なでしこ会)	24			市井コミュニティ花壇が県内でも 随一の評価
	大島支所 (大島地方銀行)	10			フラワーロード土田が毎年県コン クールの花の道部門での評価が高い
	下支所 (下地方銀行)	7			学校と地区頭取・グリーンキーパー が一体となって花壇管理を担う

出典：庁内資料 令和5年3月31日時点

【歌の森運動公園西側広場花壇（小杉支所管理）】



【市井コミュニティ花壇（大門支所管理）】



【花と緑の銀行での活動】



(3) 射水市花壇コンクール

射水市花壇コンクールは、毎年7月に開催され、フラワーポットや花鉢にて人々の心を和ませる花の街並みづくりや地域住民が日頃ふれあう場所の花壇づくりなど、花と緑に包まれた美しく潤う豊かな郷土づくりを目指しています。

【令和4年度 表彰花壇】

【一般花壇部門金賞 浅井きりりガーデン】



【幼稚園・保育園部門金賞 小杉東部保育園】



【学校花壇部門金賞 塚原小学校】



【花の道部門金賞 フラワーロード土田自治会】



【街角花壇部門金賞
こぶし園デイサービスセンター】



9. 市民意識調査

1) 市民アンケート調査

令和3(2021)年に実施した「第3次射水市総合計画策定にかかる市民意識調査」から本計画と関連性の高い設問を抽出し、令和5(2023)年に実施した「射水市緑の基本計画策定に関する市民アンケート調査」の結果と合わせて整理しています。

(1) 第3次射水市総合計画策定にかかる市民意識調査

射水市のイメージ 当てはまるもの5つまで回答

「自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち」が1番多く選ばれていることから、本市には「自然」のイメージがあることがわかります。

【射水市のイメージ(上位5つ)】

	市民(N=1763)	学生(N=40) 1	生徒(N=61) 2
1位	保育園、幼稚園、教育機関が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち(48%)	自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち(48%)	自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち(41%)
2位	自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち(48%)	歴史や文化、伝統を大切にするまち(19%)	保育園、幼稚園、教育機関が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち(27%)
3位	道路、上下水道などの生活基盤が整った、快適で暮らしやすいまち(47%)	道路、上下水道などの生活基盤が整った、快適で暮らしやすいまち(15%)	歴史や文化、伝統を大切にするまち(25%)
4位	歴史や文化、伝統を大切にするまち(38%)	支え合いながら、安心して自分らしく暮らせる福祉のまち(15%)	医療体制と健康づくり対策が充実した健康のまち(22%)
5位	医療体制と健康づくり対策が充実した健康のまち(27%)	農林漁業の振興による、活力あふれるまち(14%)	農林漁業の振興による、活力あふれるまち(20%)

1 学生とは、市内高等教育機関(富山県立大学、富山高等専門学校、富山福祉短期大学、富山情報ビジネス専門学校)に在籍する学生

2 生徒とは、平成15年4月2日~平成16年4月1日生まれの当時高校3年生の市民

(射水市に「ずっと住みたい」、「できれば住みたい」人に対して)住みたい主な理由 当てはまるもの2つまで回答
 「緑や自然環境に恵まれているから」が学生や生徒といった若い世代で多くなっており、本市の魅力の一つであることがわかります。

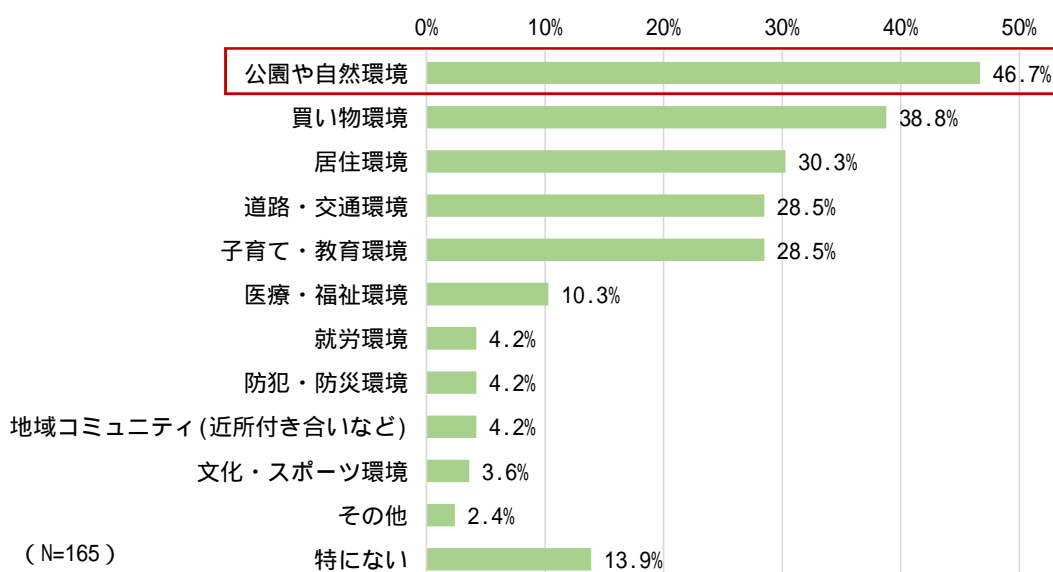
【射水市に住みたい理由(上位5つ)】

	市民(N=1763)	学生(N=40) 1	生徒(N=61) 2
1位	地域になじみや愛着があるから(41%)	生活環境が良いから(30%)	地域になじみや愛着があるから(68%)
2位	現在の住宅に満足しているから(28%)	緑や自然環境に恵まれているから(27%)	生活環境が良いから(27%)
3位	生活環境が良いから(22%)	通勤・通学に便利だから(27%)	緑や自然環境に恵まれているから(23%)
4位	買い物や医療など日常生活が便利だから(22%)	地域になじみや愛着があるから(25%)	現在の住宅に満足しているから(18%)
5位	緑や自然環境に恵まれているから(13%)	買い物や医療など日常生活が便利だから(17%)	通勤・通学に便利だから(9%)

- 1 学生とは、市内高等教育機関(富山県立大学、富山高等専門学校、富山福祉短期大学、富山情報ビジネス専門学校)に在籍する学生
- 2 生徒とは、平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの高校3年生の市民

(転入者に対して)以前にお住まいのまちと比べて射水市が住みやすい点
 「公園や自然環境」が約半数で最も多くなっており、他都市よりも本市が優れているとみることができます。

【他都市よりも本市が住みやすい点】



(2) 射水市緑の基本計画策定に関する市民アンケート調査

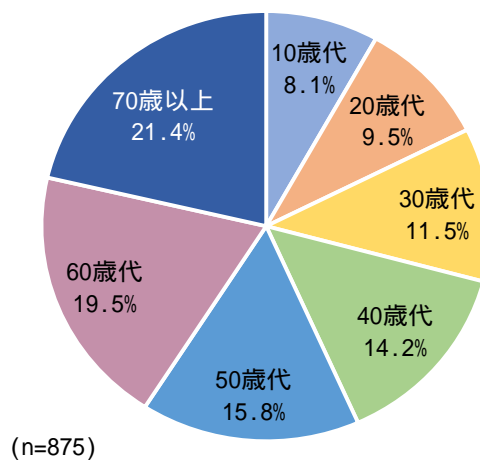
調査概要

- ・調査対象：市内に住む満18歳から70代までの方の中から2,500人を無作為に抽出し、無記名・郵送方式による配布・回収にて実施
- ・調査期間：令和5年9月11日から9月19日
- ・回収結果：878票、回収率35.1%

回答者の属性（年齢）

回答者の年齢は、「70歳以上」が21.4%と最も多く、次いで「60歳代」が19.5%、「50歳代」が15.8%となっています。

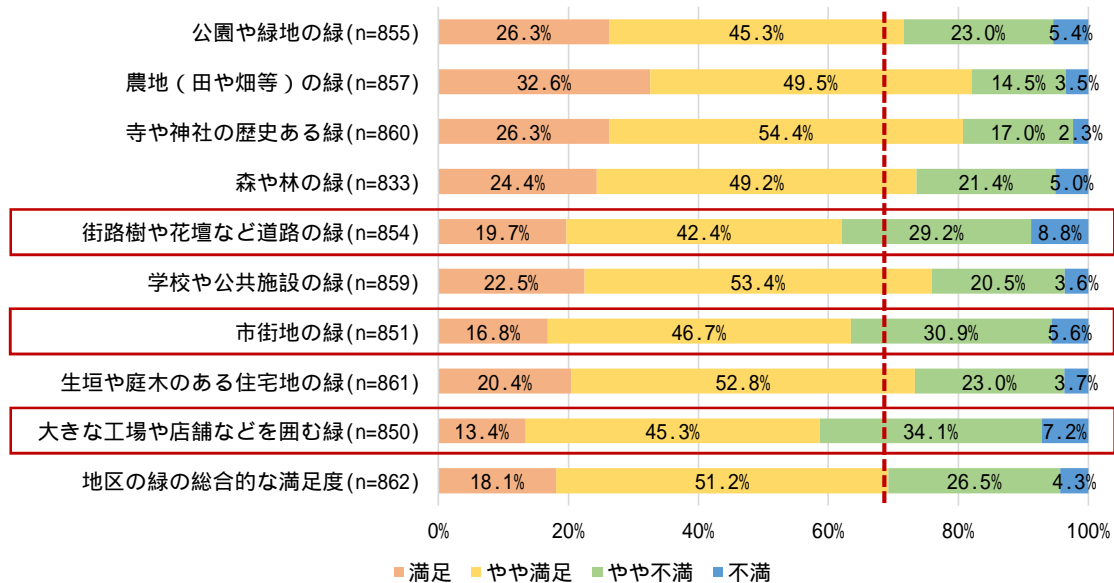
【回答者の年齢】



お住まいの地域の緑（公園、海岸、河川、農地、森林など）の満足度

地区の緑の総合的な満足度と比べ、「大きな工場や店舗などを囲む緑」や「街路樹や花壇など道路の緑」、「市街地の緑」の満足度が低くなっています。

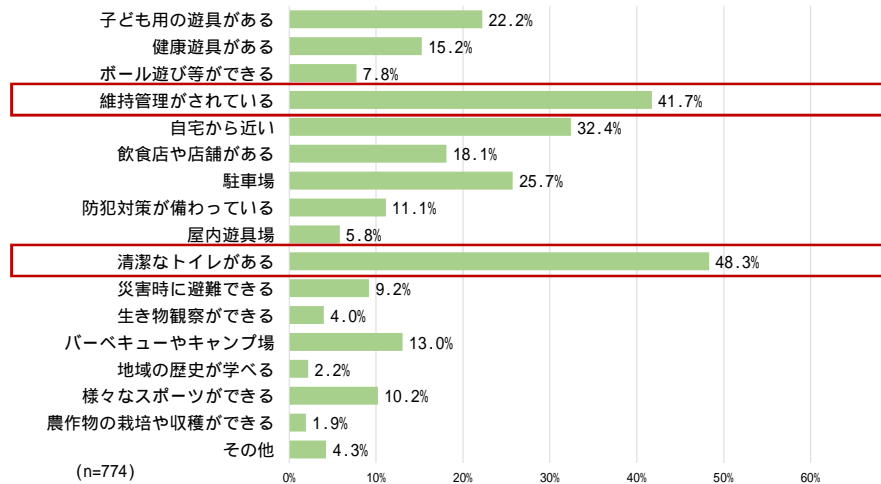
【お住まいの地域の緑の満足度】



地区内の公園や広場に求めるもの 当てはまるもの3つまで回答

地区内の公園や広場には「清潔なトイレがある」や「維持管理がされている」の意見が多くなっています。

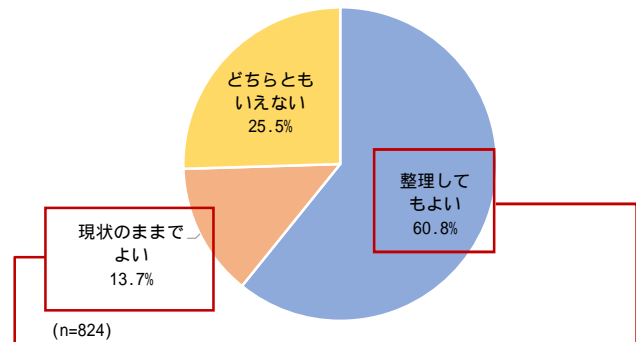
【地区内の公園や広場に求めるもの】



公園再編についての意向

市内の公園を「整理してもよい」の意見が多く、「改修や維持管理費を考えると公園整理の必要性が理解できる」や「身近な小規模公園が利用されていない」が主な理由として挙げられています。

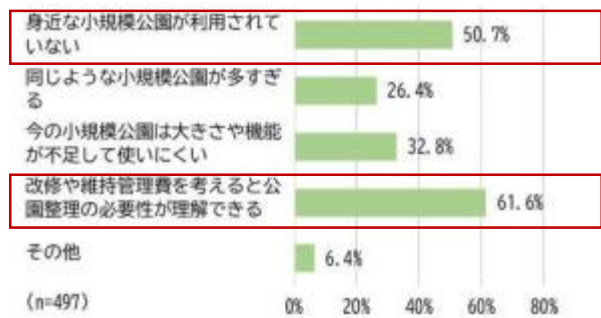
【公園再編についての意向】



【現状のままでよい理由】

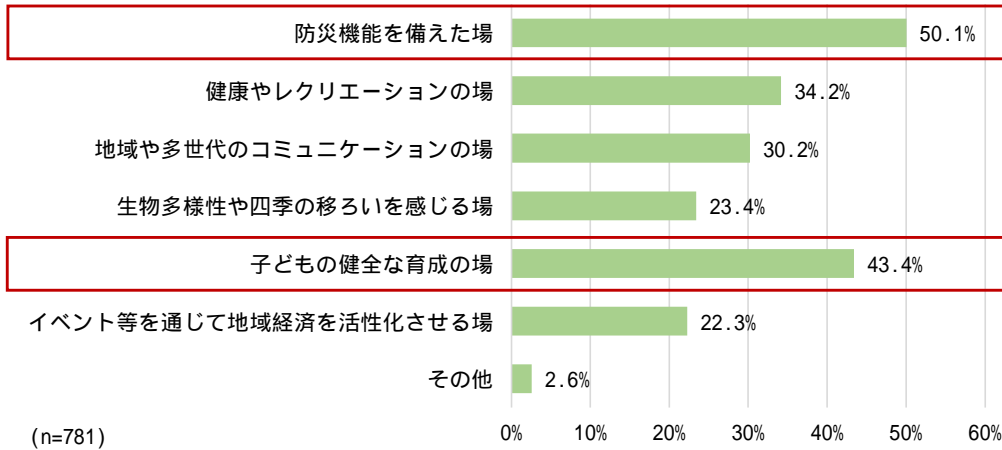


【整理してもよい理由】



利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法 当てはまるもの2つまで回答
 「防災機能を備えた場」や「子どもの健全な育成の場」の意見が多くなっています。

【利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法】



緑と公園についての意見

「街路樹や雑草の整備を行ってほしい」や「公園の維持管理が行き届いていない」等の緑の維持管理についての意見が多くなっています。

【射水市の緑と公園についての意見】

主な意見	件数
緑の維持管理について	199
<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹や雑草の整備を行ってほしい ・小規模な公園の維持管理が行き届いていない ・草刈り等定期的な手入れをして欲しい 	
緑の活用について	
<ul style="list-style-type: none"> ・市外の人にも来たくような、特色のある公園が欲しい ・公園の近くにスタバなどの休憩しやすい施設が欲しい ・子ども達が遊べる公園があれば良い 	92
緑の担い手について	16
<ul style="list-style-type: none"> ・緑を守る意味と意義を市民にもっと伝えていく事が大切なのではないか ・地域にあまり負担とならないような管理を考える必要があるのでは 	
その他	30
<ul style="list-style-type: none"> ・公園マップ等があれば用途に合わせて子どもたちが遊べると思う ・緑のある生活が心にゆとりと安らぎを与えてくれます 	
総計	337

10. 緑の解析・評価

本市の緑の現況を踏まえ、緑が有する「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの機能の視点から緑の状況を整理し、評価します。

各機能の評価項目は緑の基本計画ハンドブックを参考に設定しています。

【各機能における評価項目】

機能	評価項目
環境保全	都市の骨格の形成
	優れた自然
	優れた歴史的風土
	快適な生活環境、都市環境の維持・改善
	優れた農林業地
	都市の生物多様性の確保
レクリエーション	自然、歴史とのふれあいの場
	日常圏におけるレクリエーションの場
	広域圏におけるレクリエーションの場
防災	自然災害の危険防止
	人為災害の危険防止
	避難体系
景観形成	都市を代表する景観
	地区の良好な景観
	優れた景観の眺望点
	ランドマークとなる場所
	周辺要素
	都市景観の創出が必要な地区

(1) 環境保全機能に関する解析・評価

環境保全機能は、「都市の骨格の形成」や「優れた自然」、「優れた歴史的風土」、「快適な自然環境、都市の環境の維持・改善」、「優れた農林業地」、「都市の生物多様性の確保」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し、評価しました。

良いところ：貴重な資源として保全・活用 改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
都市の骨格の形成	・南部丘陵と富山湾を庄川と和田川、下条川が結び、都市の緑の骨格を形成している。	
優れた自然	・南部丘陵の山林や里山、平野部の農地、河川沿いの河川敷や桜並木、富山湾など、優れた自然環境に恵まれている。	
優れた歴史的風土	・市指定天然記念物や社寺林など、優れた歴史的風土を有する緑が保全されている。	
快適な生活環境 都市環境の維持・改善	・市民の快適な生活環境を維持向上する緑として、都市公園や街路樹、河川、民有地等の緑が存在している。	
	・大規模な工場緑地がある。	
	・一部の都市公園においては植栽等の維持管理が行き届かず、利用しづらい施設が顕在化している。	
優れた農林業地	・市街地周辺には優良農地（農業振興地域農用地区域）、丘陵地にはスギを主体とした人工林、広葉樹を主体とした天然林が広がっている。	
	・人口や従事者の減少等に伴い、農地や里山の荒廃箇所の拡大が懸念される。	
都市の生物多様性の確保	・山林や里山、河川、農地等は、指定天然記念物を始め、多様な生物が生息、生育する場となっている。	
	・里山の荒廃に伴い、生態系の維持や生物多様性の保全が懸念される。	

【解析・評価図(環境保全)】



(2) レクリエーション機能に関する解析・評価

レクリエーション機能は、「自然、歴史とのふれあいの場」、「日常圏におけるレクリエーションの場」、「広域圏におけるレクリエーションの場」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し、評価しました。

良いところ：貴重な資源として保全・活用 改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
自然、歴史とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> ・南部丘陵の山林や里山、河川、農地、富山湾など、市全域に多様な自然環境に触れ合える場が多く存在している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落には先人から受け継がれてきた寺社や歴史的な樹木等の地域の歴史に根ざした緑が現存しており、本市の特徴の一つとなっている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性保存型里山ビオトープ」や「南部丘陵の里山」等では、自然環境調査や自然観察会の場として活用されている。 	
日常圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は151箇所、地区の拠点となる公園として大島中央公園やグリーンパークだいもん、足洗湯公園等がある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりの都市公園面積は24.3㎡/人であり、配置は地域毎ではばらつきが生じているものの、県内における一人当たりの都市公園面積16.0㎡/人を上回っている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な都市公園が不足している地域では、児童遊園やグラウンド等の公共施設緑地がその機能を代替している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・整備後30年以上経過している公園は全体の7割を占めており、施設の老朽化が懸念される。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・近接して配置されている公園や機能が重複している公園が見られる。 	
広域圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ・歌の森運動公園や大島中央公園等の基幹的な公園が多数あり、子どもから高齢者まで幅広い年代が楽しめる施設になっている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・県民公園太閤山ランドや県民公園新港の森等の県管理の公園も含め、概ね市内広域レクリエーション空間の配置バランスが保たれている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一部老朽化した公園施設が見られる。 	

【解析・評価図(レクリエーション)】

【日常圏におけるレクリエーションの場】

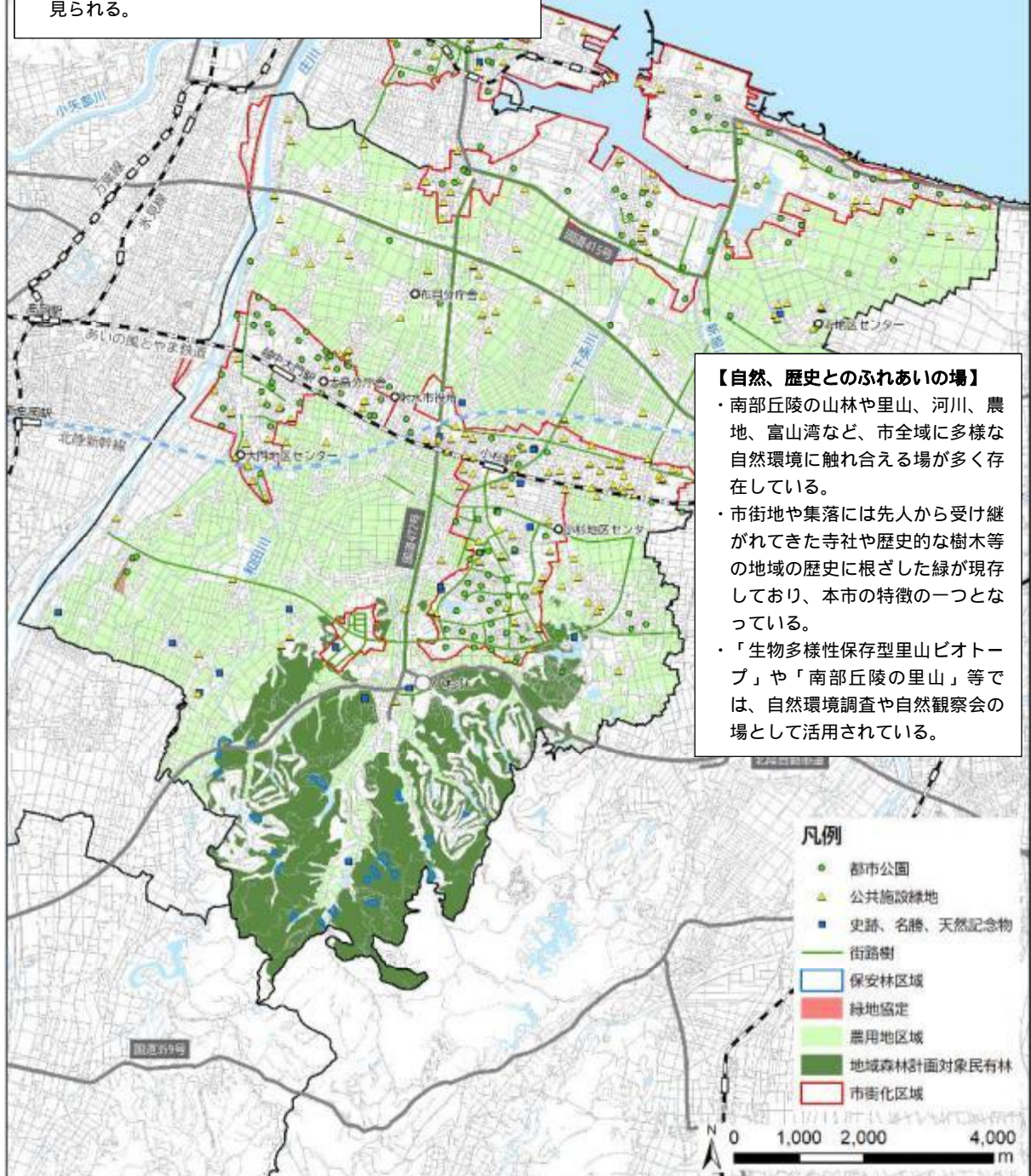
- ・都市公園は151箇所、地区の拠点となる公園として大島中央公園やグリーンパークだいまん、足洗瀧公園等がある。
- ・一人当たりの都市公園面積は24.3㎡/人であり、配置は地域毎でばらつきが生じているものの、県内における一人当たりの都市公園面積16.0㎡/人を上回っている。
- ・身近な都市公園が不足している地域では、児童遊園やグラウンド等の公共施設緑地がその機能を代替している。
- ・整備後30年以上経過している公園は全体の7割を占めており、施設の老朽化が懸念される。
- ・近接して配置されている公園や機能が重複している公園が見られる。

【広域圏におけるレクリエーションの場】

- ・歌の森運動公園や大島中央公園等の基幹的な公園が多数あり、子どもから高齢者まで幅広い年代が楽しめる施設になっている。
- ・県民公園太閤山ランドや県民公園新港の森等の県管理の公園も含め、概ね市内広域レクリエーション空間の配置バランスが保たれている。
- ・一部老朽化した公園施設が見られる。

【自然、歴史とのふれあいの場】

- ・南部丘陵の山林や里山、河川、農地、富山湾など、市全域に多様な自然環境に触れ合える場が多く存在している。
- ・市街地や集落には先人から受け継がれてきた寺社や歴史的な樹木等の地域の歴史に根ざした緑が現存しており、本市の特徴の一つとなっている。
- ・「生物多様性保存型里山ビオトープ」や「南部丘陵の里山」等では、自然環境調査や自然観察会の場として活用されている。



凡例

- 都市公園
- ▲ 公共施設緑地
- 史跡、名勝、天然記念物
- 街路樹
- 保安林区域
- 緑地協定
- 農用地区域
- 地域森林計画対象民有林
- 市街化区域

(3) 防災機能に関する解析・評価

防災機能は、「自然災害の危険防止」、「人為災害の危険防止」、「避難体系」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し、評価しました。

良いところ：貴重な資源として保全・活用 改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
自然災害の危険防止	・富山湾や河川沿いには、家屋1階の天井以上が浸水（浸水深3.0m以上）すると想定される範囲が示されている。	
	・平野部の農地は、水害を減災する遊水機能を有している。	
	・丘陵地の一部には、土砂災害（特別）警戒区域が指定されている。	
人為災害の危険防止	・河川や平野部の農地、市街地内のまとまった社寺林、街路樹は、火災時の延焼防止や遅延機能を有している。	
	・人為災害に備えたオープンスペース等の確保を要する密集市街地がある。	
	・工場立地法に基づき、大規模工場の緑化が行われており、大気汚染等の緩衝機能を有している。	
避難体系	・都市公園は、災害時における一時的な避難場所や地域防災活動の場としての機能を有している。	
	・身近な都市公園が不足する一部の地域（戸破、港町など）では、一時的な避難の場が不足している箇所がある。	
	・緑化された道路は、火災時の延焼遮断帯となり、安全な避難路の確保につながる。	

【解析・評価図(防災)】

【自然災害の危険防止】

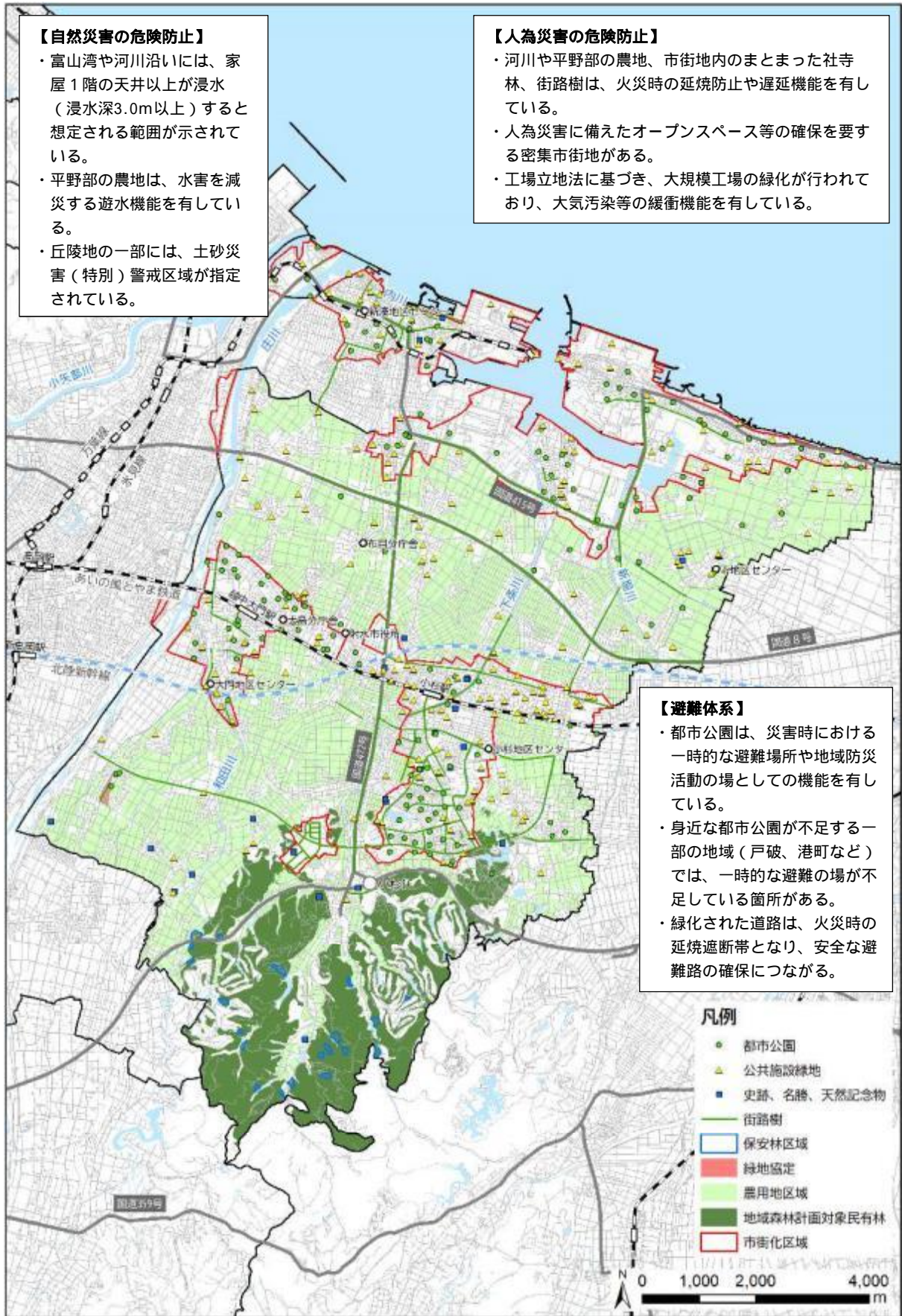
- ・富山湾や河川沿いには、家屋1階の天井以上が浸水（浸水深3.0m以上）すると想定される範囲が示されている。
- ・平野部の農地は、水害を減災する遊水機能を有している。
- ・丘陵地の一部には、土砂災害（特別）警戒区域が指定されている。

【人為災害の危険防止】

- ・河川や平野部の農地、市街地内のまとまった社寺林、街路樹は、火災時の延焼防止や遅延機能を有している。
- ・人為災害に備えたオープンスペース等の確保を要する密集市街地がある。
- ・工場立地法に基づき、大規模工場の緑化が行われており、大気汚染等の緩衝機能を有している。

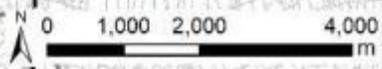
【避難体系】

- ・都市公園は、災害時における一時的な避難場所や地域防災活動の場としての機能を有している。
- ・身近な都市公園が不足する一部の地域（戸破、港町など）では、一時的な避難の場が不足している箇所がある。
- ・緑化された道路は、火災時の延焼遮断帯となり、安全な避難路の確保につながる。



凡例

- 都市公園
- ▲ 公共施設緑地
- 史跡、名勝、天然記念物
- 街路樹
- 保安林区域
- 緑地協定
- 農用地区域
- 地域森林計画対象民有林
- 市街化区域



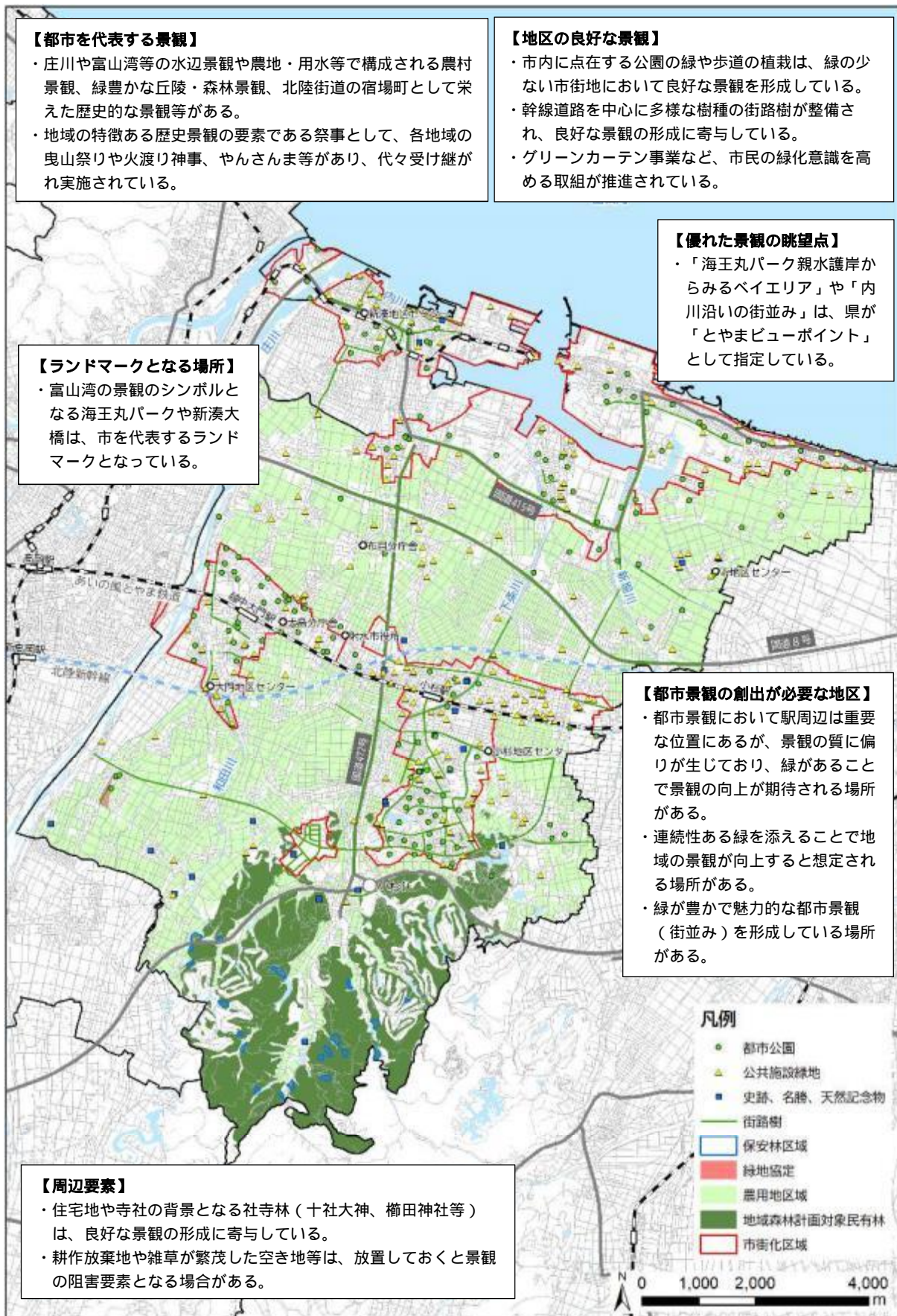
(4) 景観形成機能に関する解析・評価

景観形成機能は、「都市を代表する景観」、「地区の良好な景観」、「優れた景観の眺望点」、「ランドマークとなる場所」、「周辺要素」、「都市景観の創出が必要な地区」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し、評価しました。

良いところ：貴重な資源として保全・活用 改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
都市を代表する景観	・庄川や富山湾等の水辺景観や農地・用水等で構成される農村景観、緑豊かな丘陵・森林景観、北陸街道の宿場町として栄えた歴史的な景観等がある。	
	・地域の特徴ある歴史景観の要素である祭事として、各地域の曳山祭りや火渡り神事、やんさんま等があり、代々受け継がれ実施されている。	
地区の良好な景観	・市内に点在する公園の緑や歩道の植栽は、緑の少ない市街地において良好な景観を形成している。	
	・幹線道路を中心に多様な樹種の街路樹が整備され、良好な景観の形成に寄与している。	
	・グリーンカーテン事業など、市民の緑化意識を高める取組が推進されている。	
優れた景観の眺望点	・「海王丸パーク親水護岸からみるベイエリア」や「内川沿いの街並み」は、県が「とやまビューポイント」として指定している。	
ランドマークとなる場所	・富山湾の景観のシンボルとなる海王丸パークや新湊大橋は、市を代表するランドマークとなっている。	
周辺要素	・住宅地や寺社の背景となる社寺林（十社大神、櫛田神社等）は、良好な景観の形成に寄与している。	
	・耕作放棄地や雑草が繁茂した空き地等は、放置しておくことで景観の阻害要素となる場合がある。	
都市景観の創出が必要な地区	・都市景観において駅周辺は重要な位置にあるが、景観の質に偏りが生じており、緑があることで景観の向上が期待される場所がある。	
	・連続性ある緑を添えることで地域の景観が向上すると想定される場所がある。	
	・緑が豊かで魅力的な都市景観（街並み）を形成している場所がある。	

【解析・評価図(景観)】



(5) 緑の解析・評価のまとめ

環境保全機能

丘陵地や農地、河川、富山湾等の優れた自然環境を有し、都市の緑の骨格を形成している一方、人口減少等に伴い、管理が適切に行われず、一部荒廃している場所が見られます。



レクリエーション機能

歌の森運動公園や地域の街区公園などの日常圏・広域圏で楽しめる緑を有している一方、老朽化した施設や同種公園の近接配置によって利用されていない公園が顕在化しています。



防災機能

土砂災害や洪水等の被害拡大の防止に寄与する保安林や農地、避難場所となる公園等の緑を有していますが、これら緑の防災機能の充実が必要と想定される密集市街地があります。



景観形成機能

海王丸パークや内川沿いの街並み、射水平野の農村景観など、本市特有の優れた景観を有しており、緑を添えることで更に景観の向上が期待される場所も見られます。



11. 現状と課題の整理

社会情勢の変化や本市の現況、市民ニーズ、本市の緑の評価等を踏まえ、「緑を守る」「緑を生かす」「緑を育てる」の視点から主な課題を整理します。

社会情勢の変化の要点

人口減少や少子高齢化社会に対応した緑の有効活用
SDGsの達成に寄与する緑化施策の推進
DX/GXの推進による住民のQOL等の向上
安全安心なまちづくり意識の高まり
新型コロナウイルス感染拡大に伴うライフスタイルの変化と価値観の多様化
人中心のまちづくりに向けた取組の広がり
緑の質の向上に向けた緑とオープンスペース政策の転換

本市の緑の現況（P6～P26）

人口減少や少子高齢化の進行が深刻化している。
都市計画区域の約半分は自然的土地利用がなされており、自然環境面では、大規模災害の懸念があり対応が求められている。
公園緑地の整備状況は、県内他市町村と比較して整備水準は高いが、居住誘導区域内ではやや不足している地域もある。
都市公園は設置から30年以上経過した公園が約7割と老朽化が進み、年間維持管理費が増加することが予測される。
新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、公園内でのマルシェやキッチンカー等による飲食販売が増加し、民間事業者が公園緑地を活用する事例が増加している。
市民による維持管理が行われているが、人口減少や少子高齢化により、担い手の確保が必要となっている。
アダプト・プログラムやグリーンカーテン事業等の取組により、市民による緑化推進活動が推進されている。

市民ニーズ（P27～P31）

- ⑮「自然環境や景観を大切に、自然と共生するまち」というイメージがある。
- ⑯住み続けたい主な理由として、特に若者が「緑や自然環境に恵まれているから」を挙げている。
- ⑰移住者が以前の居住地より本市が住みやすい点として、「公園や自然環境」を挙げている。
- ⑱地区内の緑について、「市街地」や「道路」、「大きな工場や店舗」周辺の緑の満足度が低くなっている。
- ⑲地区内の公園や広場に求めるものとして、「清潔なトイレ」や「維持管理がされている」を挙げている。
- ⑳公園再編について、「整理してもよい」との意見が多くなっている。
- ㉑利用されていない公園や広場等の活用方法として、「防災機能を備えた場」や「子どもの健全な育成の場」が求められている。

本市の緑の評価（P32～P42）

- ㉒富山湾等の優れた自然環境を有している一方、人口減少等に伴い、管理が適切に行われず、一部荒廃している場所が見られる。
- ㉓楽しめる緑を有しているが、老朽化施設や同種公園の近接配置によって利用されていない公園が顕在化している。
- ㉔被害拡大の防止や避難場所となる緑を有しているが、これら緑の防災機能の充実が必要と想定される密集市街地がある。
- ㉕海王丸パークや内川沿いの街並み、射水平野の農村景観など、本市特有の優れた景観を有しており、緑を添えることで更に景観の向上が期待される場所も見られる。

主な課題の整理

課題1：緑を守る

- ・公園や自然環境が本市の魅力だと感じている市民が多い（ 、 、 ）
- ・県内他市町村と比較して整備水準が高い一方、市街地や道路等の緑の満足度は低い（ 、 ）
- ・本市は優れた自然環境を有しており、引き続き適切な管理を行い、景観の魅力向上が必要（ 、 ）
- ・大規模災害に備え、密集市街地等における緑の防災機能の充実が必要と想定（ 、 、 、 ）

課題2：緑を生かす

- ・日常圏・広域圏で楽しめる緑を有している一方、老朽化施設や同種公園の近接配置によって利用されていない公園が顕在化（ 、 ）
- ・ライフスタイルの変化と価値観の多様化により、新たな公園緑地の使われ方が増加（ 、 ）
- ・緑の機能や質の向上に向けた緑とオープンスペース政策の転換（ ）
- ・安全安心な自然環境や老朽化が進行する公園施設の計画的な維持管理が必要（ 、 ）
- ・人中心のまちづくりにより、公園緑地を含むオープンスペースがイノベーション創出の場として期待（ ）

課題3：緑を育てる

- ・アダプト・プログラムやグリーンカーテン事業等の取組により、市民による緑化推進活動が推進（ ）
- ・人口減少や少子高齢化による緑の担い手の確保が必要（ 、 、 ）
- ・SDGsの達成やDX/GXの推進に寄与する緑化施策の推進（ 、 ）

（ ）内は各要点における主な関連番号を示しています

第3章 計画の目指す姿

1. 基本理念

人口減少や少子高齢社会の進行により、施設の老朽化による維持管理の負担が大きくなることや緑の担い手が不足することが想定され、将来にわたり、持続的に緑を守り育てるため、様々な主体が連携して取り組んでいくことが求められています。

「第3次射水市総合計画」では、将来像を「いろどり ひろがる ムズムズ射水」と掲げており、「いろどり」は、一人ひとりの個性や多様性、まちの魅力などを表しており、「ひろがる」は、それぞれの“いろどり”が調和し、新たな価値が創られ、波及、浸透していく様子や人、世界、未来へ広がっていく様子を表しています。

また、「射水市都市計画マスタープラン」の緑に関する個別方針では、「魅力的な都市空間や眺望、豊かな自然環境を生かしたまちづくり」とし、本市にとって「いろどり」や「豊かな自然」は重要な要素となっています。

本計画では、多様な主体が緑を守り育てていく取組を進めていくことや、上位計画を踏まえ、基本理念を定めました。

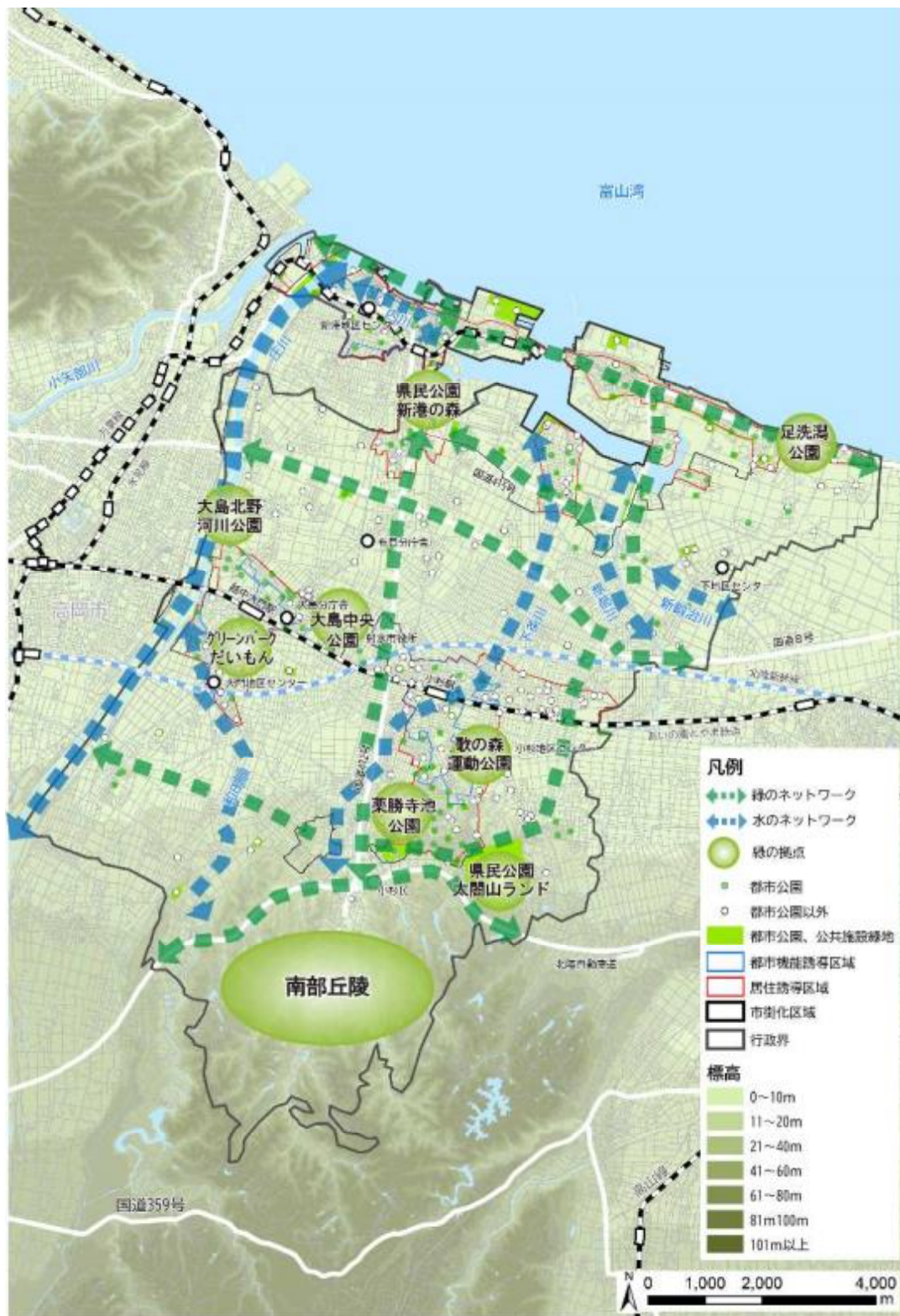
まちをつなぎ いろどり育み 魅力ひろがる
緑いっぱい射水

2. 緑の将来図

基本理念を踏まえ「緑の将来図」を示します。

「緑の将来図」では、将来における本市の目指すべき姿とし、9つの主要公園等を「緑の拠点」、道路や河川を「緑と水の軸」とした緑のネットワーク形成を目指します。

【緑の将来図】



3. 基本方針

基本理念の実現を目指し、次の3つの基本方針に基づき体系的な緑のまちづくり施策の展開を図ります。

基本方針 1 <緑を守る> 身近な緑を守り、安全・安心・快適なまちをつくる

- ・本市における緑は、市民の評価も高く、豊かな生活を送る上で欠かせない重要な要素として、今後も適切に守り育てていく必要があります。
- ・緑の効率的な維持管理に取り組み、これらの緑を次世代へ良好な状態で引き継ぎます。
- ・防災面と景観面の機能強化や緑の質の向上を図ることで、安全・安心・快適な生活に寄与する緑となるよう取り組みます。

基本方針 2 <緑を生かす> 公園の特性を生かし、集い交流するまちをつくる

- ・少子高齢化等の社会環境や時代の変化により、身近な緑へのニーズは多様化してきており、人々が交流する拠点としての役割が求められています。
- ・ニーズ等が変われば、都市公園も同様に変わることが必要であり、地域住民等の合意形成を図りながら、利用状況に応じた公園施設の集約・再編・統廃合を検討する必要があります。
- ・近年、民間事業者との連携により、緑に新たな価値が生まれつつあり、様々な仕組みやアイデアと地域特性を掛け合わせた緑のまちづくりを行います。
- ・自然とのふれあいやスポーツをする場としての利用にとどまらず、日常的に市民の憩いや楽しみの場となる仕掛けづくりに取り組みます。

基本方針 3 <緑を育てる> 緑の活動を広げ、緑の担い手が育つまちをつくる

- ・多様な緑を持続的に保全・創出・活用していくためには、行政だけでなく市民や事業者などの協働が重要です。
- ・市民協働の取組など、市民による緑の維持管理や緑化推進が行われており、引き続き活発に行われるよう目指します。
- ・緑の活動を次世代の担い手へ継承するために、様々な世代の参加を促し、身近な緑への愛着を高めます。

第4章 施策の方針

1. 施策体系

基本理念

まちをつなぎ いろいろ育み 魅力ひろがる 緑いっぱい射水

基本方針1 <緑を守る>

身近な緑を守り、安全・安心・快適なまちをつくる

- 施策**
- 1 基盤となる緑と水の空間の保全
 - 2 魅力ある緑と水のネットワークの形成
 - 3 歴史・文化を象徴する緑の継承
 - 4 公園緑地等を活用した防災力向上

- 取組(主な内容)**
- 土地利用や制度に応じた緑の保全(地区・区域指定や条例に基づく保全・継承、緑豊かな住環境の保全、丘陵地における土砂災害の防止)
 - 河川・水辺の保全(河川堤防沿いの緑の保全・適正管理、海岸における水辺空間の創出)
 - 森林・農地の保全・活用(森林の適切な保全、農地の保全)
 - 生物多様性の確保(生態系の保全)
 - 街路樹の適正管理(ネットワーク保全に向けた維持管理の推進、植樹帯の適切な整備・保全)
 - 公共施設にある緑の適正管理(公共施設における緑の維持管理の推進)
 - 緑化による快適な道路空間の創出(地域と連携した安全で彩りある道路空間の創出)
 - 緑の保全・活用による良好な景観形成(彩りある市街地景観の形成、眺望点をつなぐ緑のネットワークの形成)
 - 史跡・名勝等の緑の保全(史跡・名勝等の魅力の向上)
 - 延焼防止と避難場所の確保(延焼遮断機能を有する緑の確保、避難場所の確保と周知の徹底)
 - 拠点となる緑地の防災機能の向上(公園緑地における防災機能の向上、雨水の貯留・排水機能を活用した公園の整備)
 - グリーンインフラを活用した防災力の強化(自然を活用した防災機能の向上)

基本方針2 <緑を生かす>

公園の特性を生かし、集い交流するまちをつくる

- 1 公園の計画的な維持管理の推進
- 2 公園の機能分担・再編・統廃合
- 3 地域の愛着を高める公園の機能強化
- 4 レクリエーションの場としての魅力向上

- 公園施設長寿命化計画に基づいた更新(都市公園の長寿命化及び計画的な更新)
- 公園管理におけるDXの推進(先端技術を活用した維持管理手法の検討)
- 身近な都市公園の機能分担・再編・統廃合(都市公園の機能分担・再編・統廃合を検討)
- 利用しやすいルールづくり(住民主体のルールづくりへの支援、地域における公園の運営管理への参加促進)
- 利用者ニーズを踏まえた機能強化(魅力あるオープンスペースとしての活用促進、緑に関する情報発信)
- 民間の活力導入制度の活用(公募設置管理制度(Park-PFI)、民間提案制度等の活用)
- 誰もが利用しやすい公園づくり(インクルーシブな視点に立った公園の整備)
- スポーツを楽しむ環境の創出(快適なスポーツ環境の創出)
- 緑を活用した健康づくり(健康増進に寄与する公園の整備、運動機会の提供)

基本方針3 <緑を育てる>

緑の活動を広げ、緑の担い手が育つまちをつくる

- 1 緑と水に触れる機会の創出
- 2 緑のまちを育む人材の育成・意識醸成
- 3 市民が主体となった緑化活動の促進

- 自然観察会の促進(自然体験活動への支援)
- 農業体験等の推進(ふれあい農園の充実、地元産農産物の周知)
- 親水空間の魅力発信(親水空間のPR)
- 美化活動の促進(アダプト・プログラム事業の推進)
- 学校教育における普及啓発(学校教育における緑の活動の推進)
- 家庭などでの身近な緑化の促進(個人や事業所への緑化活動支援の充実)
- 市民協働による公園管理活動の推進(地域型市民協働事業の充実)
- 森づくり・里山づくり活動等を通じた市民交流(市民による森づくり・里山づくりの推進)

2. 緑を守る施策

基本方針 1 <緑を守る> 身近な緑を守り、安全・安心・快適なまちをつくる

施策 1 基盤となる緑と水の空間の保全

【現状】

南部には豊かな里山があり、庄川や下条川等の河川が平野部の市街地や農地を通り、北部の富山湾に流れ込み、緑と水のネットワークを形成しています。豊かな自然環境は市民からも評価が高く、本市の誇るべき特徴の一つとなっています。

これまで、生活の基盤となる緑と水を良好に保全していく取組を実施してきており、引き続き、関係者と連携しながら緑を適切に保全し、本市の魅力として磨き上げることが重要となっています。

取組 土地利用や制度に応じた緑の保全

地区・区域指定や条例に基づく保全・継承

丘陵地や富山湾、市街地を流れる庄川や下条川等の河川は、緑と水の骨格をなす重要な要素となっています。「射水市環境基本条例」や「射水市土地利用に伴う生活環境の保全に関する手続条例」を適正に運用するなど、適切な維持管理に努め、良好な緑と水の環境を保全、継承します。

緑豊かな住環境の保全

市街地の拡大や住宅地の整備により人口が増加している地域においては、公園や緑地を適切に配置し、緑豊かな住環境を創出します。

また、工業地と住宅地が隣接する地域においては、緩衝帯の保全を促進します。

【開発区域内の公園】



【企業団地の緩衝緑地】



丘陵地における土砂災害の防止

南部丘陵の一部では、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されているため、周辺の自然環境との調和に配慮した土砂災害の防止に努め、緑の連続性を保全、継承します。

【南部丘陵の里山環境】



【土砂災害対策の状況】

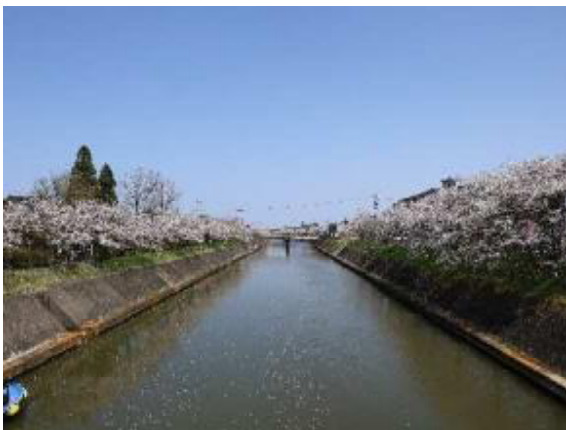


取組 河川・水辺の保全

河川堤防沿いの緑の保全・適正管理

河川敷は、市民の憩いの場やレクリエーションの場として重要な役割を果たしているほか、下条川と内川沿いでは桜並木が整備・保全されており、本市の特徴的な景観の一つとなっています。適正に維持管理を行い、魅力ある空間づくりを推進します。

【河川沿いの桜並木】



海岸における水辺空間の創出

海岸沿いには、公園や緑地が多数整備されており、緑と水が良好な景観を生み出しています。海辺の魅力を生かした環境づくりに向け、関係者と連携しながら美しい水辺空間の創出に努めます。

【海老江海浜公園】



【六渡寺海岸清掃活動】



取組 森林・農地の保全・活用

森林の適切な保全

南部丘陵は、豊かな自然環境を有し、市街地の借景ともなっていますが、近年、生活様式の変化や地権者の高齢化等により手入れが行き届かなくなり、一部荒廃している場所が見られます。

森林の多面的な機能を維持するため、森林環境税等も活用し、適切な管理を進めるほか、土地所有者や地域団体の森づくり活動を支援するなど、次世代に継承すべき貴重な財産として森林・里山の保全に努めます。

【里山の荒廃状況】



【森林整備状況】



農地の保全

平野部には、優良農地が広がっており、水質浄化や美しい田園景観の創出など、農業が有する多面的な機能を発揮しています。新規就農者の確保や担い手への農地集積を図るとともに、ほ場整備や農作業の効率化及び省力化を推進するなど、本市の農地の維持・保全を図ります。

【美しい田園風景】



【広上地区ほ場整備事業】



取組 生物多様性の確保

生態系の保全

地域に生息する県指定天然記念物や絶滅危惧種の希少動植物等の保護を図るため、市民や事業者に対する特定外来生物の持ち込み等に関する意識啓発や防除に努めながら、生物多様性の確保や生態系の保全に取り組むとともに、身近な自然を適切に守り、自然との共生や調和に配慮します。

【ホクリクサンショウウオ】



【石畑池の白鳥】



施策2 魅力ある緑と水のネットワークの形成

【現状】

緑と水のネットワークは、快適で潤いのある市民生活や生物の多様性に欠かせない要素となっています。幹線道路沿いを中心に植樹された街路樹と市内を流れる河川や農地が南部丘陵と富山湾を結び、緑と水のネットワークを形成しています。

市民や事業者との協働による彩りある緑のネットワーク形成により、さらなる連続性を確保するほか、新湊大橋や海王丸パーク、内川、田園風景等のシンボルとなる地域資源と相まった沿道景観を創出するなど、魅力ある緑と水のネットワークの形成に努めます。

取組 街路樹の適正管理

ネットワーク保全に向けた維持管理の推進

街路樹は、市内における緑のネットワークを形成する重要な要素であるため、関係機関の協力を得ながら民地との間隔の確保や見通し等の安全性や連続性に配慮した道路緑化及び適正な維持管理に努めます。

また、街路樹の樹勢衰退や巨木化に伴う支障枝及び歩道舗装部の根上がり等で通行の支障や危険が伴うものについては、地域と連携し、適正な管理と対策を行います。

【街路樹剪定の作業状況】



【街路樹により根上がりしている歩道】



植樹帯の適切な整備・保全

必要に応じて、地元や道路管理者が協議を行い、幅員構成や地域特性、樹木の生長を見据えた樹種の選定など、植樹帯の整備・保全に努めます。

取組 公共施設にある緑の適正管理

公共公益施設における緑の維持管理の推進

市民や来訪者が訪れる公共公益施設には、生け垣や花壇等を推進し、明るくクリーンな印象を与える場所とするため、適正な維持管理を行います。

教育施設や公民館は、地域活動の拠点ともなるため、多くの市民がやすらぎを感じられる、樹木の植栽や草花による季節感の創出に努めます。

取組 緑化による快適な道路空間の創出

地域と連携した安全で彩りある道路空間の創出

歩いて楽しい道路空間の演出を行うため、街路樹等の適正な維持管理を行うとともに、地域で行われる花壇やプランターによる沿道の緑化活動を促進し、連続性が感じられ、彩りある魅力的な道路空間を創出します。

【紅葉が美しいイチョウ並木】



【花壇で美しい歩道】



取組 緑の保全・活用による良好な景観形成

彩りある市街地景観の形成

駅前や観光施設等の賑わいのある施設周辺では、四季折々の草花の植栽や緑あふれる憩いの景観形成を促進することにより、明るく楽しい景観の創出を図ります。

眺望点をつなぐ緑のネットワークの形成

「とやまビューポイント（ふるさと眺望点）」に指定されている内川沿いの街並み等の眺望景観が優れている場所については、景観を眺める場の充実を図るとともに、他の眺望点や緑の拠点とを緑でつなぎ、連続性ある沿道景観や河川景観の創出に努めます。

【内川沿いの街並み】



【海王丸パークと新湊大橋】



施策3 歴史・文化を象徴する緑の継承

【現状】

本市では、歴史ある伝統行事や有形・無形の文化財を有しており、緑と関連の深い史跡・名勝や天然記念物が指定されています。これらの魅力や価値を維持、高めることで、より市民の誇りにつながることが期待できます。

取組 史跡・名勝等の緑の保全

史跡・名勝等の魅力の向上

文化財の指定を受けている史跡・名勝は、先代から連綿と受け継がれる地域の歴史文化を伝える貴重な緑であり、歴史や地域特有の景観を残すため、保存・継承していくことが望まれます。

これら史跡・名勝等の適正な維持管理及び環境整備に努めるとともに、市民に対しても価値や魅力を周知し、地域への愛着を醸成します。

【串田新遺跡】



【小杉丸山遺跡】



【うらじろ榿】



【寺社の立派な緑】



施策4 公園緑地等を活用した防災力向上

【現状】

近年、地球温暖化の影響による自然災害が激甚化・頻発化しており、本市でも令和5(2023)年7月線状降水帯による住宅浸水被害等が発生しています。火災や風水害以外にも地震・津波・雪害も想定され、緑の観点から被害を未然に防ぐための防災対策及び被害の軽減を図る減災対策が求められています。

公園緑地は、平常時はレクリエーション活動等として利用されていますが、災害発生時は避難場所として災害拠点や救援活動の場だけでなく、火災時の延焼緩和・防止機能の発揮が見込まれ、これら公園緑地等の機能を活用した防災力向上が求められています。

取組 延焼防止と避難場所の確保

延焼遮断機能を有する緑の確保

大規模地震等に伴い発生する火災から市民の生命や財産を守るため、道路、公園、河川等の公共空間の整備・充実により、延焼遮断機能を有する緑の確保に努めます。

避難場所の確保と周知の徹底

災害時に安全かつ迅速に避難するため、地域の実情を踏まえ、防災拠点や一時的な避難場所、災害廃棄物仮置場となる公園緑地等のオープンスペースの確保に努めます。

取組 拠点となる緑地の防災機能の向上

公園緑地における防災機能の向上

避難場所に指定されている公園緑地を再整備する際は、地域の特性に応じて、防災倉庫やマンホールトイレ、かまどベンチ、非常時に使える電源設備を設置するなど、防災機能を高めます。

また、日常的な防災訓練に身近な公園緑地を活用してもらうことで、防災意識の向上を図ります。

【かまどベンチ】



【都市公園での防災訓練状況】



雨水の貯留・排水機能を活用した公園の整備

近年、多発する記録的な豪雨に備えるため、関係部局と連携しながら必要に応じて、調整池や雨水貯留槽、浸透柵を設置するなど、貯留や排水機能を備えた公園の整備や改修を推進します。

取組 グリーンインフラを活用した防災力の強化

自然を活用した防災機能の向上

人口減少や少子高齢化による土地の利用方法の変化及び気候変動による災害リスクに対応するため、社会資本整備や土地活用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する防災や減災、地域振興、環境といった多様な機能を活用し、SDGs の目標達成への貢献も期待されるグリーンインフラの取組が求められています。

本市では、市内施設の新築や更新の際にグリーンインフラの活用を検討し、災害に強い都市空間の形成に努めます。

【グリーンインフラの具体的な取組事例】



出典：国土交通省 HP より

3 . 緑を生かす施策

基本方針 2 <緑を生かす> 公園の特性を生かし、集い交流するまちをつくる

施策 1 公園の計画的な維持管理の推進

【現状】

設置から 30 年以上経過する公園緑地は、全体の 7 割を超えています。公園は、大型建築施設と比較して、老朽化に伴う大規模修繕等にかかる維持管理コストが安価であるとはいえ、施設を維持していくためには、敷地内の除草や樹木剪定等の費用が必要であり、加えて、今後、老朽化に伴う施設の更新・修繕の急増により維持管理費の増大が予想されます。限りある財源の中で、計画的に施設の適正管理に取り組むため、老朽化に対する安全性の確保や機能の維持と並行して維持管理費の縮減と平準化を図る必要があります。

取組 公園施設長寿命化計画に基づいた更新

都市公園の長寿命化及び計画的な更新

老朽化が進んでいく公園施設に対して、射水市公園施設長寿命化計画に基づき、緊急度が高いものから計画的・効率的に公園施設の更新・修繕及び撤去を行い、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図り、利用者が快適に利用できる公園づくりに努めます。

【老朽化した複合遊具】



【更新した複合遊具】



取組 公園管理における DX の推進

先端技術を活用した維持管理手法の検討

適正な公園の管理運営に向け、カメラ画像や Wi-Fi センサーを活用した人流解析など、AI 等の先端技術を活用した事例を情報収集し、既存の管理方法の改良や効率的な維持管理の質的向上、利用者のサービス向上に向けた新たな手法の導入を検討します。

施策2 公園の機能分担・再編・統廃合

【現状】

本市で管理する公園緑地は、都市公園を 149 箇所、115ha、その他公園を 151 箇所、9ha、合計 300 箇所、124ha を整備し、計画的に更新等の維持管理を行っています。整備時には明確な目的を備え、それぞれの役割を担ってきたところですが、今後、老朽化に伴う施設の撤去や更新・修繕の急増により維持管理費の増大が懸念され、これまでどおり、すべての公園を維持していくことは困難な状況となっています。また、重複した機能を持つ施設が増えすぎたことや、少子高齢化を背景とした利用者層の変化と受益者の減少により、緑を取り巻く社会情勢が変化する中で、公園緑地に対する期待やニーズは多様化してきています。

取組 身近な都市公園の機能分担・再編・統廃合

都市公園の機能分担・再編・統廃合を検討

既存の公園緑地（ストック）の有効活用に向け、公園の役割や地域性を踏まえた幅広い年代に利用される公園を目指します。

既存公園の再整備の際には、地域との合意形成を図りつつ、関係者のニーズや周辺の公園緑地の配置、公共公益施設等の立地状況を踏まえた公園緑地の機能分担・再編・統廃合の取組、施設の長寿命化やバリアフリー化、防犯対策等に留意した機能の向上を図り、公園規模に応じて、遊具・トイレ等の公園施設の整理統合を推進します。

【公園緑地の機能分担・再編・統廃合のイメージ】



施策3 地域の愛着を高める公園の機能強化

【現状】

近年では、地域コミュニティの希薄化や空き家・空き地の発生、施設等の統廃合により生じる跡地活用など、様々な都市の課題解決に向けて、公募設置管理制度（Park-PFI）や民間提案制度等の手法を用い、地域住民や事業者の柔軟な視点で個性あふれるオープンスペースの形成・活用が図られています。

取組 利用しやすいルールづくり

住民主体のルールづくりへの支援

公園の機能分担や再編等の方針に基づき、地域住民主体の様々なニーズに対応できるルールづくりを支援し、公園の機能性・快適性を高めます。

地域における公園の運営管理への参加促進

地域住民が公園の運営管理への意欲が高まるよう、維持管理活動等を行う地域や団体に利用条件の緩和を行うなどのインセンティブを付与する制度を検討します。

取組 利用者ニーズを踏まえた機能強化

魅力あるオープンスペースとしての活用促進

市民や来訪者のニーズ等を的確に捉え、周辺の公園緑地との差別化や利用者の満足度向上に向けた整備を推進します。

また、オープンスペースにおける様々な利用ニーズに対し、柔軟に対応できる制度等の検討や公園施設の機能強化を推進します。

【歌の森運動公園でのマルシェ】



【大島中央公園でのイベント】



緑に関する情報発信

公園緑地における季節の開花情報やイベントの開催情報、都市公園の整備状況等の最新の情報のほか、幼児向け遊具やトイレ、駐車場など、様々な情報を各種広報媒体で情報発信に努め、市民の公園緑地に対する理解を深めることや緑のまちづくりに対する普及啓発を図ります。

取組 民間の活力導入制度の活用

公募設置管理制度（Park-PFI） 民間提案制度等の活用

民間事業者のノウハウやアイデアを取り入れた持続的な公園運営を行うため、公募設置管理制度（Park-PFI）や民間提案制度、関連するトライアル事業等の活用により、緑の拠点等を始めとした公園の再整備や柔軟な運用を推進し、公園緑地の利活用にとどまらず、幅広くまちづくりの課題解決に取り組みます。

取組 誰もが利用しやすい公園づくり

インクルーシブな視点に立った公園の整備

利用者が多い地域の基幹的な公園については、障がいの有無や性別、人種等にかかわらず、誰もが安全に安心して利用できるよう、様々な視点から遊具やトイレ、駐車場などインクルーシブ*な公園の整備に取り組みます。

【ユニバーサルブランコ】



【公園の多目的トイレ】



*インクルーシブ：障がいの有無や性別、性的志向、人種など、私たちには同じ人間であっても様々な違いがあります。このような違いを認め合い、すべての人がお互いの人権と尊厳を大事にして生きていける社会。

施策4 レクリエーションの場としての魅力向上

【現状】

本市には、歌の森運動公園や県民公園太閤山ランドなど、様々なレクリエーションに対応した拠点となる公園が整備されています。近年では、東京オリンピックの開催をきっかけとしたアーバンスポーツ*のニーズもあり、地域の実情や時代のニーズに対応したスポーツ施設が求められています。

また、市民が地域で楽しく健やかに過ごせる健康づくりの観点から、公園や散策路の整備だけでなく、市民が公園緑地に来て、身体を動かすきっかけづくりを支援していく必要があります。

取組 スポーツを楽しむ環境の創出

快適なスポーツ環境の創出

スポーツ施設は、定期的な点検及び改修等を実施し、施設や周辺の植栽の適正な維持管理に努め、幅広い年代がスポーツに親しむ場を提供します。

また、県が管理運営する公園については、県と連携を図り、地域住民のニーズを踏まえ快適に利用できる施設整備を促進します。

【歌の森運動公園野球場】



【県民公園太閤山ランドのプール広場】



*アーバンスポーツ：広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由で、都市住民が参加しやすいスポーツ（BMX（フリースタイル）、スケートボード、スポーツクライミング、インラインスケートなど）。

取組 緑を活用した健康づくり

健康増進に寄与する公園の整備

ユニバーサルデザイン*やバリアフリーに配慮し、健康増進や高齢者のフレイル*予防に有効で、居心地よく歩きたくなるような公園づくりの創出に努めます。

【足洗瀧公園の健康遊具】



【歌の森運動公園の園路】



運動機会の提供

公園緑地を適正に管理することで、自然に囲まれた環境でヨガやエクササイズ等の運動を行う場を提供し、ヘルスポランティアによる地域でのウォーキングや体操の普及を行い、市民の健康増進を促進します。

また、「射水市ふる里再発見ウォーキング」や「呉西6市ウォーキングミッション」等のウォーキングイベントの開催や自然を活用した健康づくりに取り組みます。

【射水市ふる里再発見ウォーキング】



【ヘルスポランティアによる体操の様子】



*ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

*フレイル：健常から要介護へ移行する中間の段階。

4 . 緑を育てる施策

基本方針 3 <緑を育てる> 緑の活動を広げ、緑の担い手が育つまちをつくる

施策1 緑と水に触れる機会の創出

【現状】

本市は、里山や河川、海岸等の多様な自然環境に囲まれ、自然と触れ合うには恵まれた環境にあることから、自然体験や市民農園等により、自然に触れ、学ぶ機会の創出に取り組んでいます。今後もこの自然環境を保全し、生かしていくためには、より多くの市民が緑や水に触れ、その役割や重要性を学ぶことが大切です。

そのため、行政・民間を問わず様々な分野のイベントと連携し、幅広い年代が楽しめる魅力的なイベントの開催に取り組み、多様な広報媒体を用いた効果的な発信を行うことにより、意識の向上や自主的な活動へつなげることが必要です。

取組 自然観察会の促進

自然体験活動への支援

子どもたちが楽しみながら自然の重要性や仕組み等を学べるように、自然観察のイベントの開催支援や里山の自然な恵みに触れ合う体験を関係団体や NPO 法人等と連携し、緑の意義や役割に対する理解を促進します。

【自然観察会】



取組 農業体験等の推進

ふれあい農園の充実

市民農園である「射水市ふれあい農園」を利用者ニーズに応じて充実させ、多くの市民が緑に親しみ、市民間の交流を促進します。また、未利用地や耕作放棄地を市民農園で活用すること等を検討し、景観の保全に努めます。

【チャレンジ農業体験状況】



地元産農産物の周知

公園緑地で開催されるイベント等と連携し、地元農産物の販売を促すことにより、地産地消や農業に親しむ機会を創出します。

取組 親水空間の魅力発信

親水空間のPR

海王丸パークを中心とするベイエリアや内川、下条川等の親水空間では、市民や来訪者が交流し、賑わいの生まれる空間として魅力を発信し、市民の憩いや癒しの場として適正な維持管理に努めます。

【海王丸パークでの花火大会】



【内川でのイベント】



施策2 緑のまちを育む人材の育成・意識醸成

【現状】

花と緑の銀行の活動等では、地域住民が意欲的に緑化活動に取り組んでおり、花壇コンクールやグリーンカーテン事業では、質の高い緑化空間を作り上げ、来訪者の目を楽しませています。一方で、活動メンバーの高齢化が問題となっており、持続的な活動に向けた担い手の確保が求められています。

彩りあるまちづくりに向けて、今後も活動団体への様々な支援を実施するとともに、様々な主体との連携により、新たな担い手を育てていく必要があります。

学校教育では、地域住民との田植え体験や花壇づくり等が行われており、長期的な視点で緑に関わる人口を増やしていく取組を継続していく必要があります。

取組 美化活動の促進

アダプト・プログラム事業の推進

公共空間の美化清掃をボランティアで行うアダプト・プログラム事業は、登録団体数が横ばいになり、登録団体の増加に向けて沿道の民間事業者や地域住民等への働きかけを行い、連携しながら活動を推進します。

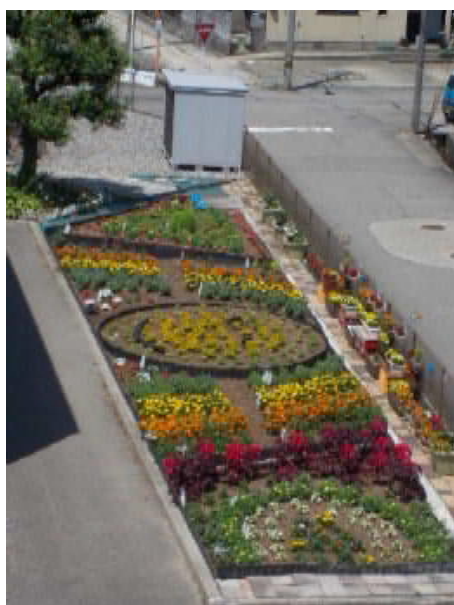
また、活動内容についても除草やゴミ拾いにとどまらず、プランターへの花植えなど、より良好な景観を創出するための活動が行える支援の拡充を検討します。

取組 学校教育における普及啓発

学校教育における緑の活動の推進

小学校では、花植え活動等が実施されており、地域住民との交流や景観の形成に寄与していることから、継続して子どもたちが緑や水に触れる機会を創出します。

【小学校の花壇】



【学校教育における花壇づくり】



施策3 市民が主体となった緑化活動の促進

【現状】

本市では、地域の活動団体による花植え活動や事業者における緑化活動が行われ、各地域振興会においても地域型市民協働事業として、身近な公園緑地の維持管理活動が行われています。

一方で、これからの少子高齢化に対応し、豊かな自然を次世代に継承していくためには、市民・事業者・行政のパートナーシップを強化し、緑を守る人や組織づくりを推進することで、活動を支えていく必要があります。また、緑化活動の推進により、市民交流を活発化させるなど、緑にとどまらない多面的な効果の発現を期待します。

取組 家庭などでの身近な緑化の促進

個人や事業所への緑化活動支援の充実

個人や事業所の主体的な緑化活動を支援していくために、生け垣や花壇等の設置、駐車場緑化等に対する助成制度の活用や関係機関との調整による緑化活動への支援を検討します。

取組 市民協働による公園管理活動の推進

地域型市民協働事業の充実

市民協働事業による身近な公園緑地の維持管理活動は、地域の景観を向上させ、地域住民の愛着を醸成する活動として欠かせないものとなっており、公園の立地や地域の実情に応じて各地域振興会と連携しながら取り組みます。

取組 森づくり・里山づくり活動等を通じた市民交流

市民による森づくり・里山づくりの推進

地域や関係団体等が主体となり、森林保全活動を促進するとともに、森林環境教育や研修等の森林に関わるきっかけづくりとなる活動に対する支援の充実を検討します。

【里山づくりの活動】



第5章 地域別の緑の方針

射水市都市計画マスタープランに基づき、「北部臨海地域」、「北部内陸地域」、「南部内陸地域」、「南部丘陵側地域」の4地域ごとに緑の方針を定めます。

・射水市都市計画マスタープランにおける4地域

(1) 北部臨海地域

国際拠点港湾と県内最大級の臨海工業地域を擁し、市全体の産業の発展を担う地域である一方、「交流拠点」としての射水ベイエリアや「都市中核拠点」としてのクロスベイ新湊周辺を中心に、市の多様な交流の活性化を担う地域。

(2) 北部内陸地域

田園地帯及び農村集落が広がる中、国道8号と国道472号を骨格とした「連携・発展エリア」周辺では、交通利便性を生かした産業や住宅の集積も見られ、市内及び周辺都市との連携を担う地域。

(3) 南部内陸地域

「都市中核拠点」の小杉駅及び市役所本庁舎周辺、「地域居住拠点」の越中大門駅周辺や太閤山地区周辺、「医療・保健拠点」の保健センター等周辺、また、「都市連携・交流軸」のあいの風とやま鉄道など、市の都市機能の活性化を担う地域。

(4) 南部丘陵側地域

丘陵、田園地域が広がる地域であり、東西に「広域都市連携軸」の北陸自動車道、市内を南北につなぐ「都市連携・交流軸」の国道472号が交わり、幹線道路沿道には交通利便性を生かした流通業務団地や企業団地が配置され、市の広域連携を担う地域。



出典：射水市都市計画マスタープランより作成

1 . 北部臨海地域

1) 地域 の 主な 概況

- ・ 北部臨海地域は、富山湾に面する市街地とその周辺を中心とした地域です。
- ・ 新湊大橋の東西には、海王丸パークを始めとする大規模な公園緑地や海老江海浜公園（海水浴場）など、多くのスポーツ施設やレジャー施設が整備され、交流・レクリエーションの拠点となっています。
- ・ 市街地は、住宅を中心に形成されており、一部木造住宅が密集しています。北前船によって発展した歴史を感じられる街並みや国指定重要無形民俗文化財の曳山・築山行事が行われる放生津八幡宮など、多くの歴史や文化資源が残っています。
- ・ 内川周辺は、漁船が係留された港町の景観や個性的な橋が観光地として人気を高めています。
- ・ 他地域に比べて、古い街並み等を生かした特色のあるエリア形成や建物の保全・再生・活用を望む声が多くなっています。
- ・ 親水環境の整備や水辺と一体となった街並みと眺望景観の保全・整備、公園緑地や海岸等の適正な環境保全・維持管理が求められています。

2) 主な 緑 と 水 の 資源

(1) 海岸 ・ 河川

- ・ 富山湾、庄川、小矢部川、内川、下条川、新堀川

(2) 公園 緑地

- ・ 海王丸パーク、県民公園新港の森、富山新港元気の森公園、海老江海浜公園、足洗潟公園、三日首根公園、庄川左岸緑地 等

【海王丸パーク】



【海老江海浜公園】



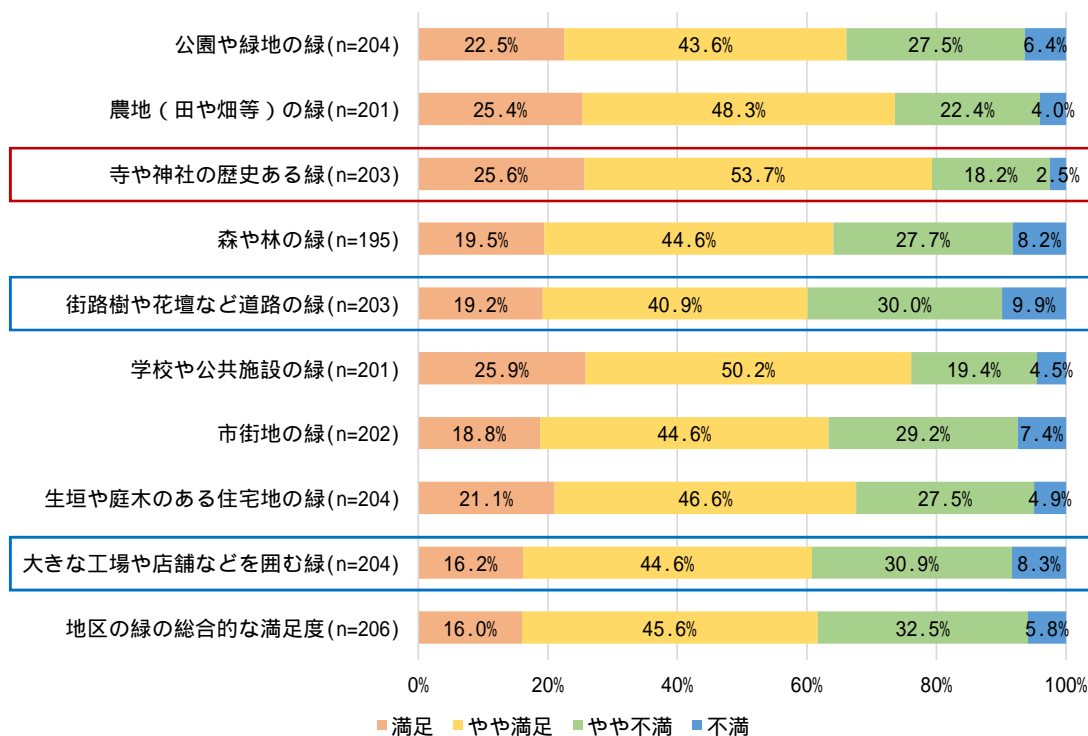
3) 地域住民の緑に対するアンケート結果概要

本地域における、アンケート配布数 623 票、回収数 206 票、回収率 33.1%

(1) お住まいの地域の緑の満足度

「寺や神社の歴史ある緑」の満足度が高く、「街路樹や花壇などの道路の緑」、「大きな工場や店舗などを囲む緑」の満足度が低くなっています。

【地域の緑の満足度】



(2) 市内でよく行く公園 当てはまるもの3つまで回答

市内でよく行く公園は、市全体の傾向とは異なり、1位「三日曾根公園」、2位「富山新港元気の森公園」と居住地域内の公園がよく利用されています。

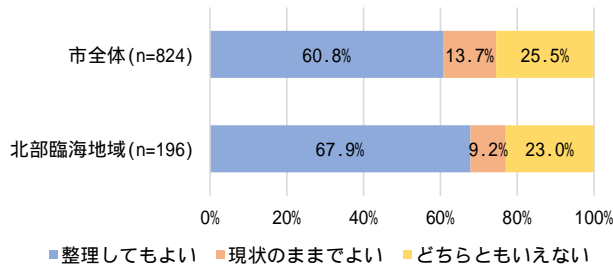
【市内でよく行く公園ランキング】

	市全体 (n=389)	北部臨海地域 (n=78)
1位	歌の森運動公園 (43.7%)	三日曾根公園 (26.9%)
2位	県民公園太閤山ランド (26.7%)	富山新港元気の森公園 (24.4%)
3位	大島中央公園 (20.6%)	歌の森運動公園 (20.5%)
4位	薬勝寺池公園 (13.9%)	県民公園新港の森 (15.4%)
5位	グリーンパークだいもん (7.7%)	海王丸パーク (11.5%)

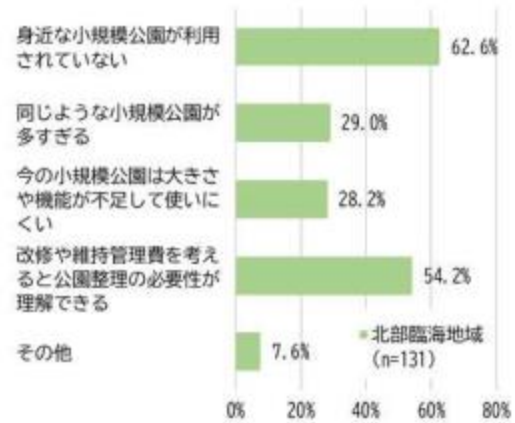
(3) 公園の集約やリニューアルについて

市内の公園を「整理してもよい」が 67.9%と市全体より高くなっており、「身近な小規模公園が利用されていない」、「改修や維持管理費を考えると公園整理の必要性が理解できる」が主な理由に挙げられています。

【市内の公園の集約やリニューアルについて】



【整理してもよい理由】



(4) お住まいの地域で利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法

効果的な活用方法は、1位「防災機能を備えた場」、2位「子どもの健全な育成の場」と、市全体の傾向と大きな違いは見られません。

【効果的な活用方法ランキング】

	市全体 (n=781)	北部臨海地域 (n=179)
1位	防災機能を備えた場 (50.1%)	防災機能を備えた場 (40.8%)
2位	子どもの健全な育成の場 (43.4%)	子どもの健全な育成の場 (38.0%)
3位	健康やレクリエーションの場 (34.2%)	健康やレクリエーションの場 (35.2%)
4位	地域や多世代のコミュニケーションの場 (30.2%)	地域や多世代のコミュニケーションの場 (31.3%)
5位	生物多様性や四季の移ろいを感じる場 (23.4%)	生物多様性や四季の移ろいを感じる場 (22.9%)

(5) 緑と公園についての主な意見

	主な意見	件数
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 海王丸パーク周辺の道路の木が剪定されておらず、歩道が歩けなくなっている。 片口地区は子どもの数が減少したこともあり、いくつか小さい公園があるが、あまり活用されておらず残念に感じる。 道路の中央分離帯の植木や草が生長して、右折時に見にくい。 	41
活用	<ul style="list-style-type: none"> 海王丸パークは来訪者の滞在時間がすごく短い。芝生広場は隠れて見えないし、シート広げて弁当も食べられない。 射水市の公園の周辺に飲食店等の店舗が多く設置され、満足度が上がったため、継続してほしい。 	27
担い手	<ul style="list-style-type: none"> 整備維持には、地域の協力が必要となる。地域にあまり負担とならないような管理を考える必要があるのではないかと。 	1

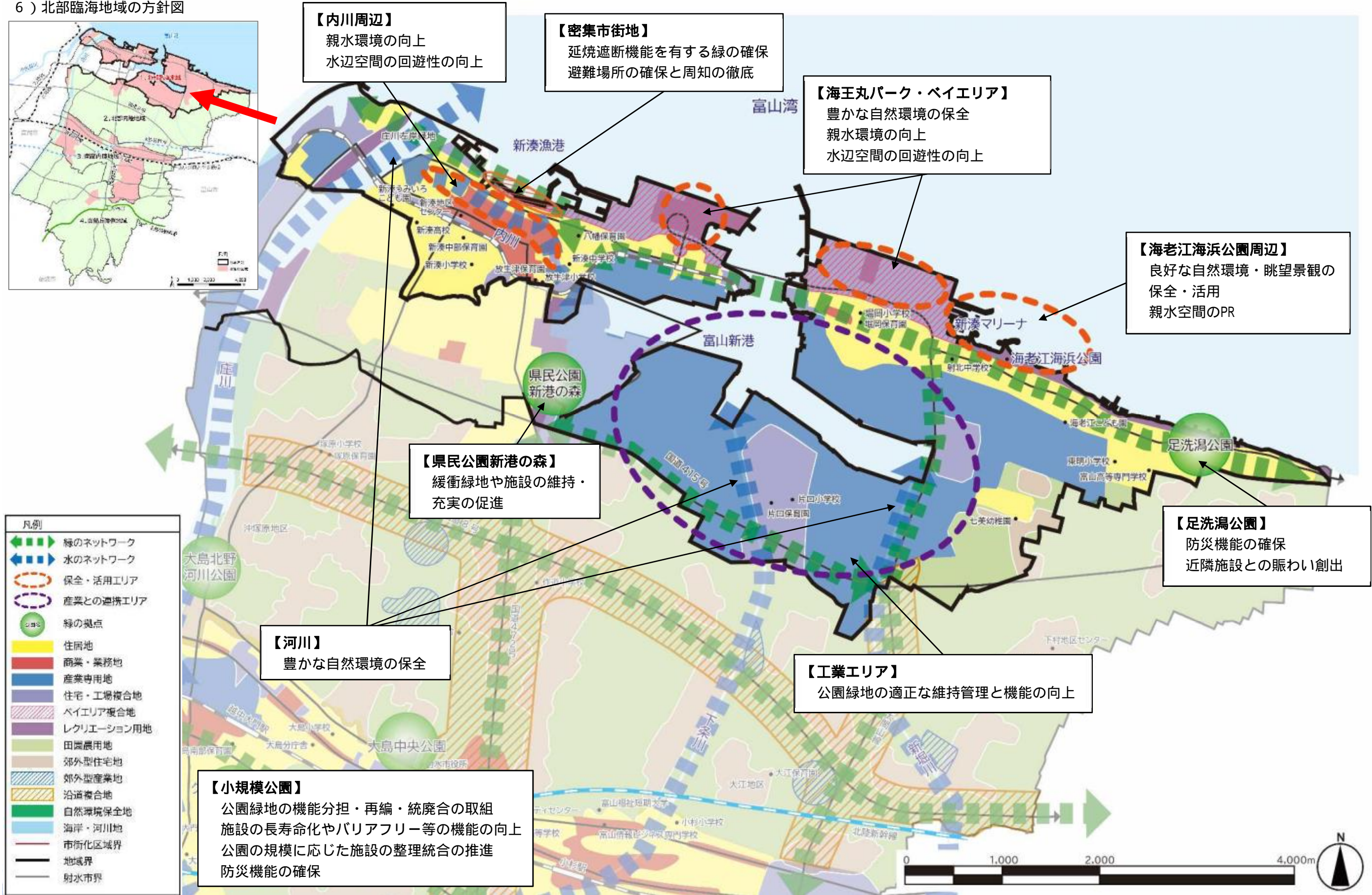
4) 地域の主な課題

- ・街路樹や花壇等の道路の緑、大きな工場や店舗等を囲む緑に対する満足度が低くなっており、沿道にある緑の管理不足や工業地帯周辺の緑量不足が指摘されています。
- ・三日曾根公園や富山新港元気の森公園など、市全体の傾向とは違った公園を利用しており、これらの公園を重点的に整備することにより、満足度向上につながると考えられます。
- ・利用されていない公園等の活用方法として、防災機能を備えた場が求められており、木造住宅が密集している地区において、既存公園やオープンスペースを活用した防災機能の強化が必要と考えられます。
- ・海王丸パークやその周辺の緑の適正な維持管理や魅力の創出により、街並みと一体となった潤いある水辺環境が求められています。

5) 主な取組

基本方針 1	豊かな自然を有する海岸部や庄川、小矢部川、下条川等の河川部の水辺における、自然環境の保全及び防災対策の充実
	内川周辺における、高潮等による浸水被害の低減にも配慮した親水環境の向上、周辺の風情のある街並み景観の保全・活用、散策したくなる歩行者空間の整備を進め、川の駅新湊を拠点とした内川周辺から漁港、射水ベイエリア一帯の回遊性の向上
	海老江海岸一帯や新湊漁港周辺の緑地における、地域環境の向上に寄与するための自然環境・眺望の適正な保全
	臨海工業地帯周辺、住居地及び住宅・工業複合地周辺の既存の公園緑地における、市民や来訪者等が集い・憩う場としての適正な維持管理及び機能の向上
	地域防災計画に避難場所として位置付けている公園における、災害時の避難者収容及び避難場所としての活用を見据えた、必要な受益施設の維持・整備と防災機能の確保
基本方針 2	ふれあい道路、いさりび緑道、せせらぎ水路における、密集した住宅地周辺の水・緑の憩い空間としての適正な維持管理
	足洗瀉公園における、ドッグランと隣接する施設と連携した賑わい創出
	県民公園新港の森における、貴重な緑の空間に資する緩衝緑地やスポーツ活動の場としての施設維持・充実の促進
	小規模公園における、利用状況や公園緑地の配置、公共公益施設等の立地状況と地域との合意形成を考慮した公園緑地の機能分担・再編・統廃合
基本方針 3	地域内の既存公園における、施設の長寿命化やバリアフリー化、防犯対策等に留意した機能の向上、公園規模に応じた遊具・トイレ等の公園施設の整理統合の推進
	海王丸パークを中心とするベイエリアや内川による、親水空間の魅力発信
	公共空間におけるアダプト・プログラム事業の推進
	地域振興会と連携した市民協働事業による身近な公園の維持管理活動の推進

6) 北部臨海地域の方針図



【内川周辺】
親水環境の向上
水辺空間の回遊性の向上

【密集市街地】
延焼遮断機能を有する緑の確保
避難場所の確保と周知の徹底

【海王丸パーク・バイエリア】
豊かな自然環境の保全
親水環境の向上
水辺空間の回遊性の向上

【海老江浜公園周辺】
良好な自然環境・眺望景観の
保全・活用
親水空間のPR

【県民公園新港の森】
緩衝緑地や施設の維持・
充実の促進

【足洗潟公園】
防災機能の確保
近隣施設との賑わい創出

【河川】
豊かな自然環境の保全

【工業エリア】
公園緑地の適正な維持管理と機能の向上

【小規模公園】
公園緑地の機能分担・再編・統廃合の取組
施設の長寿命化やバリアフリー等の機能の向上
公園の規模に応じた施設の整理統合の推進
防災機能の確保

- 凡例
- 緑のネットワーク
 - 水のネットワーク
 - 保全・活用エリア
 - 産業との連携エリア
 - 緑の拠点
 - 住居地
 - 商業・業務地
 - 産業専用地
 - 住宅・工場複合地
 - ベイエリア複合地
 - レクリエーション用地
 - 田園農用地
 - 郊外型住宅地
 - 郊外型産業地
 - 沿道複合地
 - 自然環境保全地
 - 海洋・河川地
 - 市街化区域界
 - 地域界
 - 射水市界

7) 北部臨海地域の緑の充足状況



【誘致圏域】小規模公園・緑道など：100m、街区公園：250m、近隣公園：500m、地区公園・都市基幹公園・特殊公園・緩衝緑地：1kmとして設定

2 . 北部内陸地域

1) 地域の主な概況

- ・ 北部内陸地域は、大部分が市街化調整区域に指定され、幹線道路沿いに広がる農地や田園風景の中に集落が点在しています。
- ・ 下地区には、多くの祭事が行われる歴史ある神社があります。
- ・ 公園緑地に関して、郊外で休日に家族で過ごせる大きめの公園を求める声が他地域に比べて高くなっています。
- ・ 既存の公園緑地の利活用方策として、下村馬事公園や下村パークゴルフ場等の活用が挙げられています。
- ・ 良好な自然環境や景観の保全・活用のため、桜並木や緑地帯等の適正な維持管理による新鍛冶川の景観整備が求められています。

2) 主な緑と水の資源

(1) 海岸・河川

- ・ 庄川、下条川、新堀川、新鍛冶川

(2) 公園緑地

- ・ 大島北野河川公園、下村パークゴルフ場、下村馬事公園 等

【大島北野河川公園】



【下村パークゴルフ場】



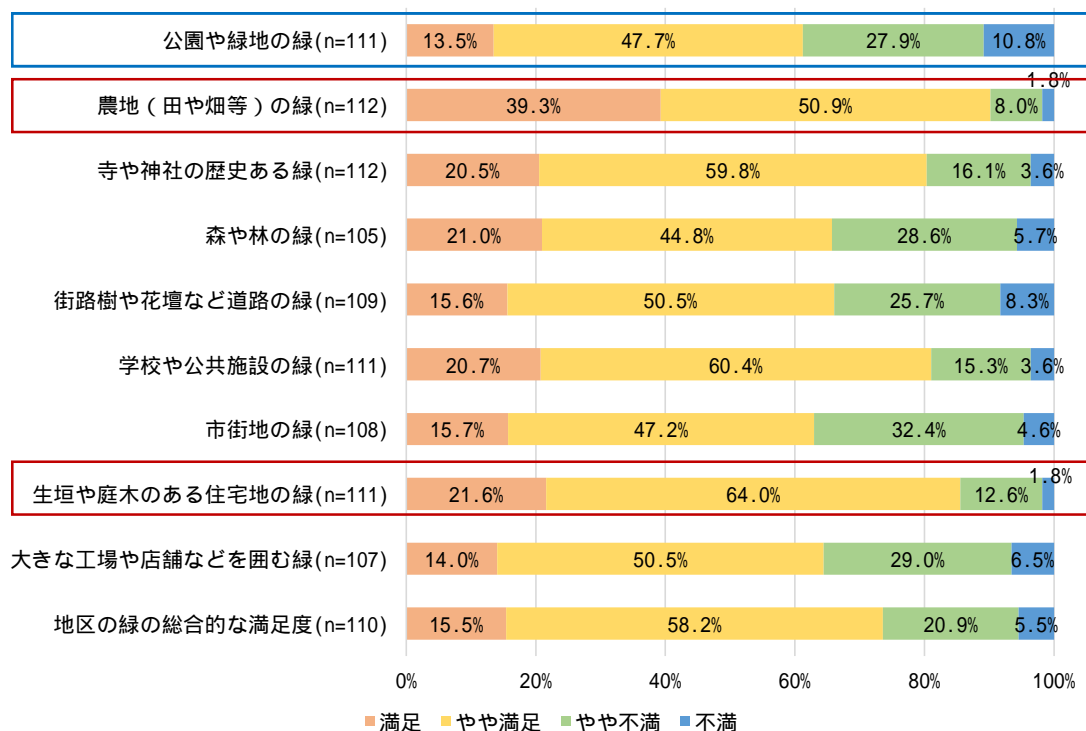
3) 地域住民の緑に対するアンケート結果概要

本地域における、アンケート配布数 329 票、回収数 116 票、回収率 35.3%

(1) お住まいの地域の緑の満足度

「農地（田や畑等）の緑」や「生垣や庭木のある住宅地の緑」の満足度が高く、「公園や緑地の緑」の満足度が低くなっています。

【地域の緑の満足度】



(2) 市内でよく行く公園 当てはまるもの3つまで回答

市内でよく行く公園は、市全体の傾向とは異なり、隣接する北部臨海地域の「県民公園新港の森」、「海王丸パーク」が上位に入っている一方で、地域内の公園は入っていません。

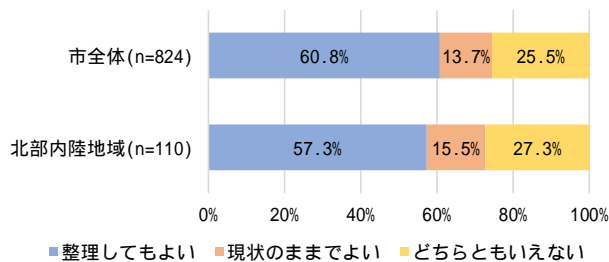
【市内でよく行く公園ランキング】

	市全体 (n=389)	北部内陸地域 (n=48)
1位	歌の森運動公園 (43.7%)	歌の森運動公園 (39.6%)
2位	県民公園太閤山ランド (26.7%)	大島中央公園 (22.9%)
3位	大島中央公園 (20.6%)	県民公園新港の森 (22.9%)
4位	薬勝寺池公園 (13.9%)	県民公園太閤山ランド (18.8%)
5位	グリーンパークだいもん (7.7%)	海王丸パーク (14.6%)

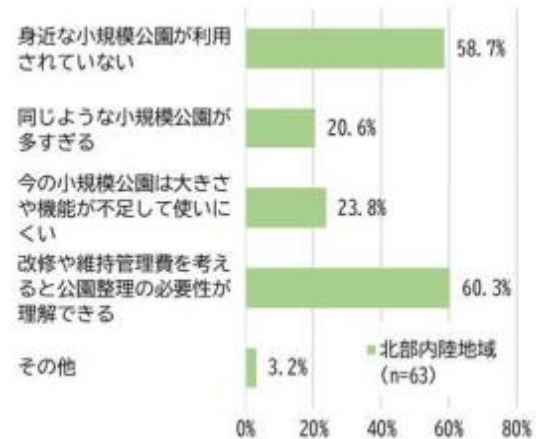
(3) 公園の集約やリニューアルについて

市内の公園を「整理してもよい」が 57.3%と市全体と同程度となっており、「身近な小規模公園が利用されていない」、「改修や維持管理費を考えると公園整理の必要性が理解できる」が主な理由に挙げられています。

【市内の公園の集約やリニューアルについて】



【整理してもよい理由】



(4) お住まいの地域で利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法

効果的な活用方法は、1位が「防災機能を備えた場」、2位が「子どもの健全な育成の場」となっており、市全体と比べて「イベント等を通じて地域経済を活性化させる場」が上位に入っています。

【効果的な活用方法ランキング】

	市全体 (n=781)	北部内陸地域 (n=109)
1位	防災機能を備えた場 (50.1%)	防災機能を備えた場 (50.5%)
2位	子どもの健全な育成の場 (43.4%)	子どもの健全な育成の場 (41.3%)
3位	健康やレクリエーションの場 (34.2%)	健康やレクリエーションの場 (29.4%)
4位	地域や多世代のコミュニケーションの場 (30.2%)	地域や多世代のコミュニケーションの場 (29.4%)
5位	生物多様性や四季の移ろいを感じる場 (23.4%)	イベント等を通じて地域経済を活性化させる場 (27.5%)

(5) 緑と公園についての主な意見

	主な意見	件数
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 小さい公園をもう少し整備してほしい。古くなって使用できない遊具がそのままになっていたり、雑草が多かったりで、安心して利用できず大きな公園まで行っている。 庭木の手入れがされている家が多く緑が充実している。 	24
活用	<ul style="list-style-type: none"> 大人も楽しめるフィールドアスレチックを備えた公園があるとよい。 桜の公園は多くあるが、紅葉する木の公園がない。春は桜、秋は紅葉を楽しめる公園があればよいと思う。 	10
担い手	<ul style="list-style-type: none"> これから人が多く集まるであろう国道 472 号の街路樹は充実してほしいと思うが、市だけでは負担が大きく、出店するお店や企業に協力してもらおうなどしてほしい。 	1

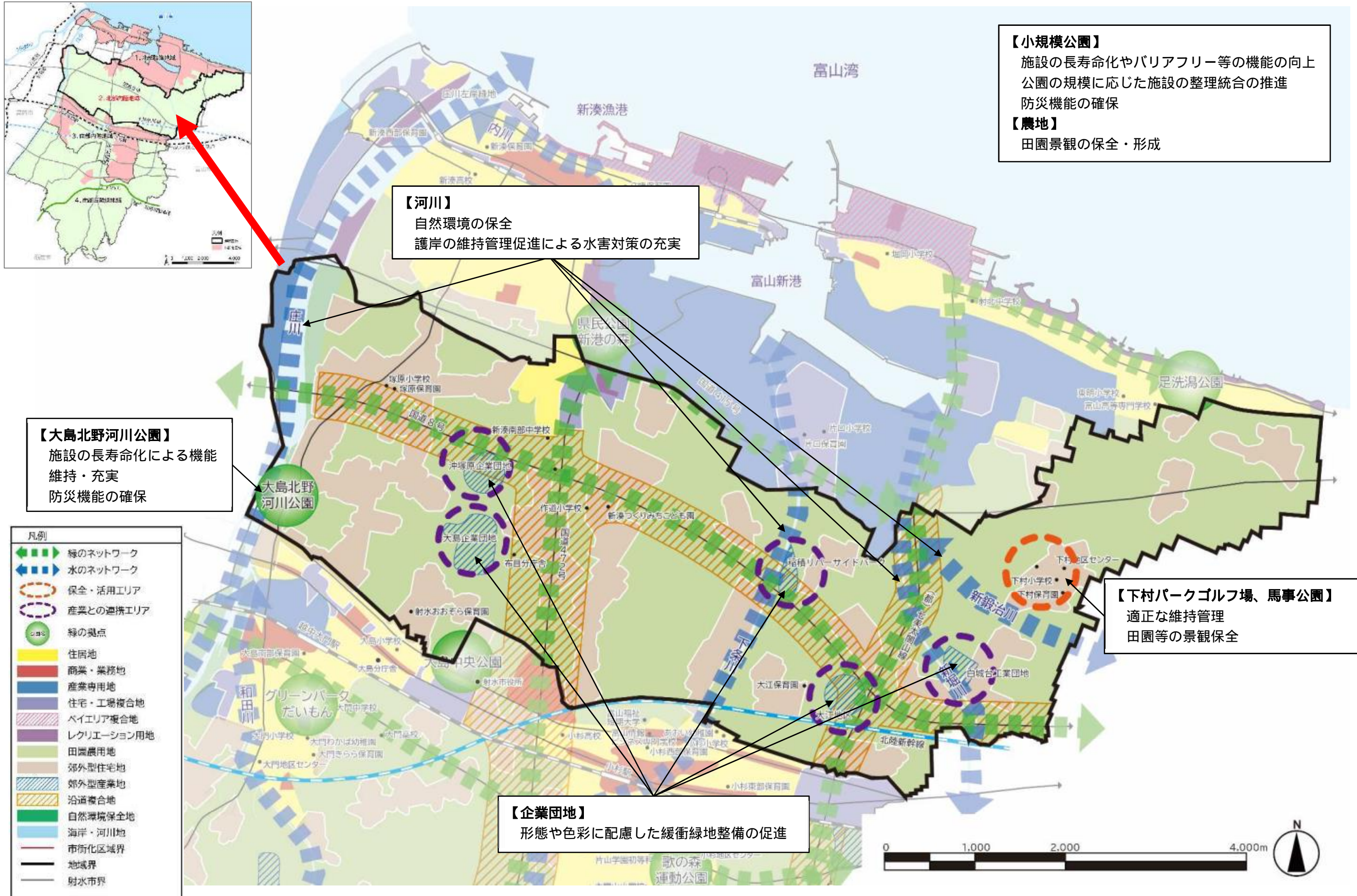
4) 地域の主な課題

- ・ 本地域の特徴的な景観である農地の緑は、満足度が特に高くなっています。優良農地を保全するため、農業基盤の整備や担い手の確保に取り組む必要があります。
- ・ 公園緑地の緑は満足度が低く、他地域の大きな公園に利用が集中しています。地域の身近な公園に不満を感じていることから、維持管理の強化や魅力ある公園緑地づくりが求められています。
- ・ 幹線道路沿いには企業団地が複数あり、今後も企業の進出が予定されていることから、沿道景観における緑の減少が推測されます。
- ・ 歴史的な寺社もあることから、文化的な緑を良好に保全していくことが求められます。

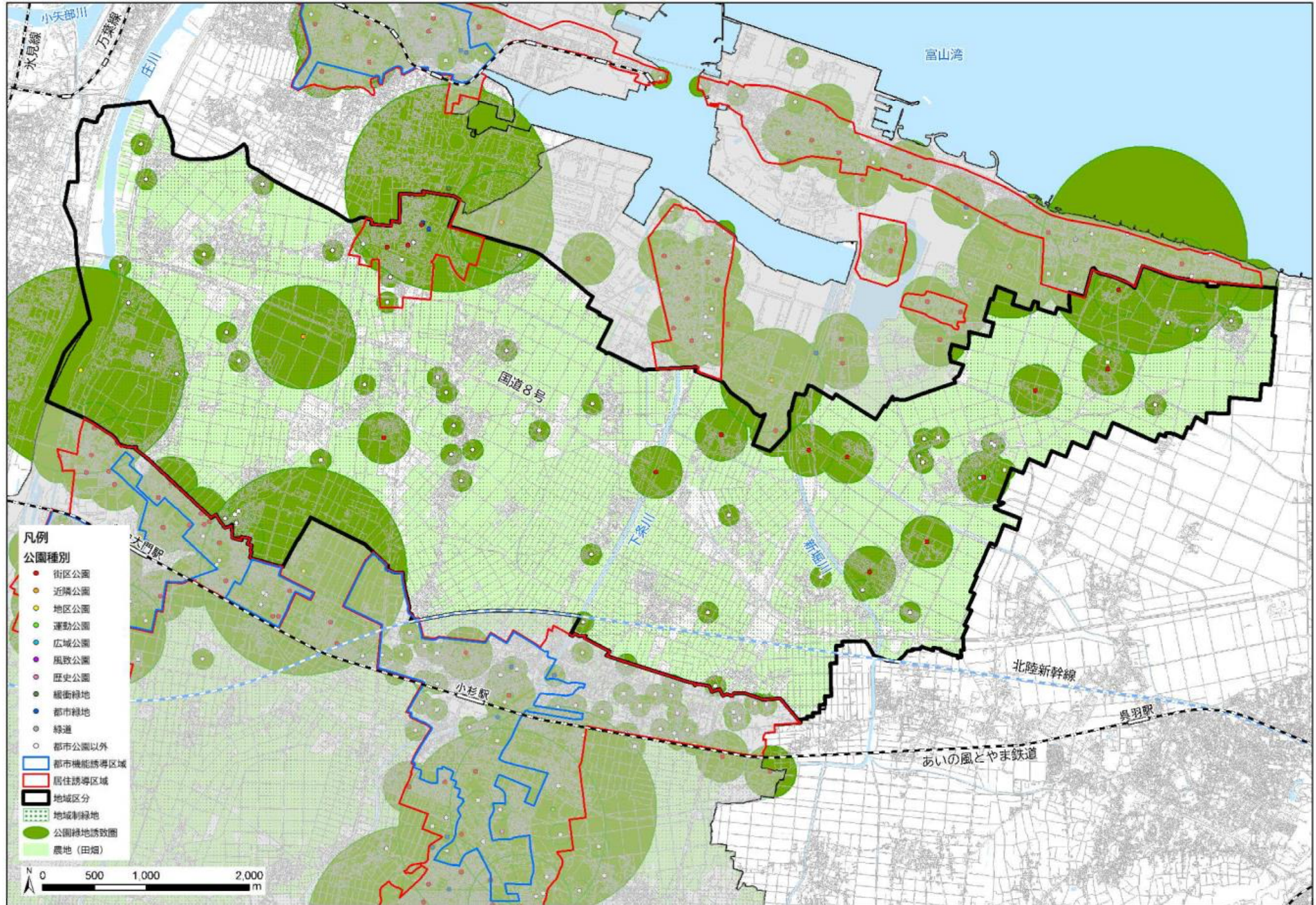
5) 主な取組

基本方針 1	庄川や下条川、新鍛冶川等の河川における、良好な自然環境の保全と護岸の保全による適正な維持管理の促進と水害対策の充実
	下村パークゴルフ場等の適正な維持管理と農村集落における田園等の景観保全
	地域防災計画に避難場所として位置付けている公園における、災害時の避難者収容及び避難場所としての活用を見据えた、必要な受益施設の維持・整備と防災機能の確保
	幹線道路沿道等に立地する企業団地における、良好な街並み形成を考慮した敷地外周の緑化や形態・色彩に配慮した施設整備の促進
	農業環境の適正な維持管理及び土地利用規制の運用等による、良好な田園景観の保全・形成
基本方針 2	点在する農業集落の立地特性を踏まえた農地の有する多面的機能の維持や排水路の整備・改良と安全対策の推進
	大島北野河川公園における、市民が安心して、憩い・交流を楽しめる施設の長寿命化と機能維持・充実
基本方針 3	小規模公園における、地域の利用状況や周辺環境に留意し、施設の長寿命化やバリアフリー化、防犯対策等に留意した機能の向上、公園規模や配置、公共公益施設の立地状況を踏まえた遊具・トイレ等の公園施設の整理統合
	公共空間におけるアダプト・プログラム事業の推進
	学校教育における花植え活動等の推進
	地域振興会と連携した市民協働事業による身近な公園の維持管理活動の推進

6) 北部内陸地域の方針図



7) 北部内陸地域の緑の充足状況



【誘致圏域】小規模公園・緑道など：100m、街区公園：250m、近隣公園：500m、地区公園・都市基幹公園・特殊公園・緩衝緑地：1kmとして設定

3 . 南部内陸地域

1) 地域の主な概況

- ・南部内陸地域は、小杉地域・大門地域・大島地域の市街地が中心となった地域であり、商業施設や都市施設が集中しています。
- ・鉄道駅周辺の市街地では、都市施設の老朽化や空き家の増加等により、地域の活力の低下が懸念され、賑わいある環境が求められています。一方で、新たな市街地整備が進められており、新たな住宅地や公園緑地が整備されています。
- ・歌の森運動公園や薬勝寺池公園など、幅広い世代が楽しめる基幹的な公園が複数整備されています。また、新たに開発された住宅地には、小規模な公園が近接して多く整備されています。
- ・市街地には歴史的な緑が保全されているほか、史跡も多く残っており、歴史・文化資源を生かした街並みの保全・形成が求められています。
- ・下条川沿いでは、桜並木が整備され、地域の行事も開催されています。また、下条川を始め、庄川、和田川における洪水対策や避難場所の適正配置・充実に関する意見が出ています。
- ・道路環境については、歩行者に配慮した歩道等の整備を求める声が高く、他地域に比べても高くなっています。

2) 主な緑と水の資源

(1) 海岸・河川

- ・庄川、和田川、下条川

(2) 公園緑地

- ・大島中央公園、歌の森運動公園、薬勝寺池公園、薬勝寺池南公園、中山公園、グリーンパークだいもん 等

【大島中央公園】



【薬勝寺池公園】

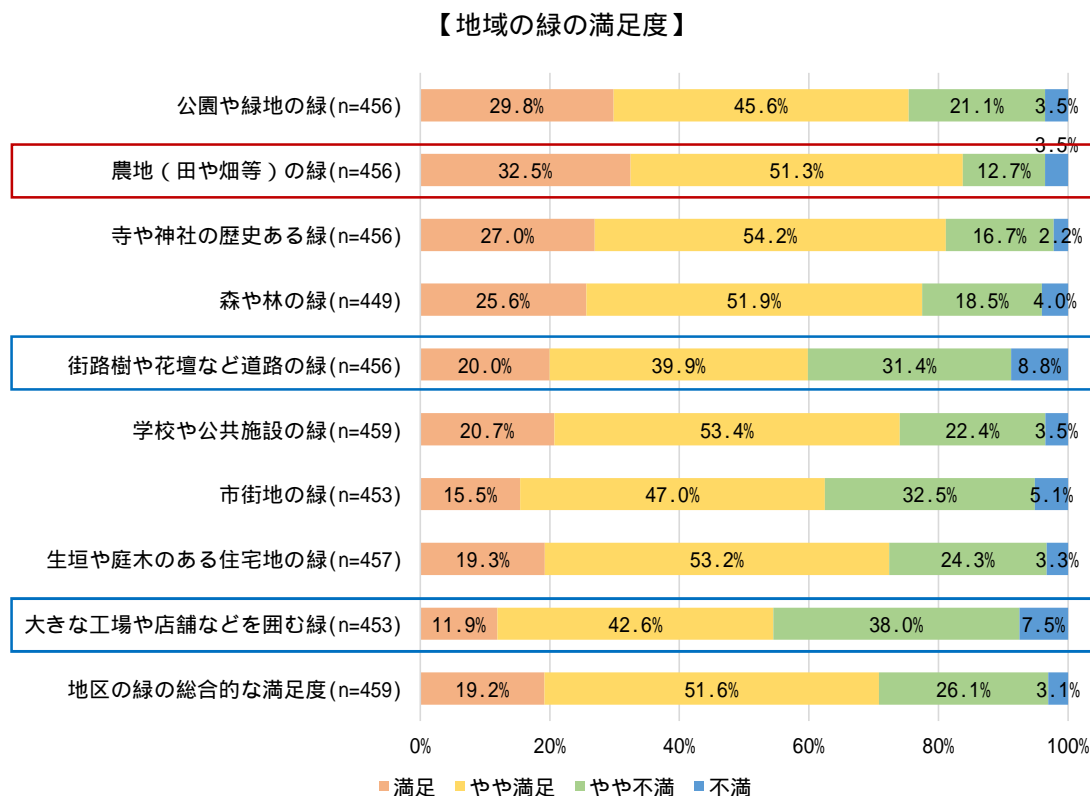


3) 地域住民の緑に対するアンケート結果概要

本地域における、アンケート配布数 1,226 票、回収数 465 票、回収率 37.9%

(1) お住まいの地域の緑の満足度

「農地（田や畑等）の緑」の満足度が高く、「大きな工場や店舗などを囲む緑」、「街路樹や花壇など道路の緑」の満足度が低くなっています。



(2) 市内でよく行く公園 当てはまるもの3つまで回答

市内でよく行く公園は、1位が「歌の森運動公園」、2位が「県民公園太閤山ランド」となっており、市全体と同様の傾向を示し、地域内の公園がよく利用されています。

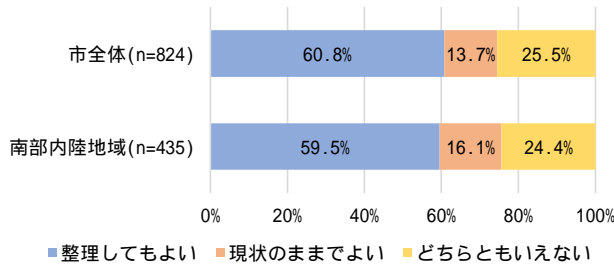
【市内でよく行く公園ランキング】

	市全体 (n=389)	南部内陸地域 (n=222)
1位	歌の森運動公園 (43.7%)	歌の森運動公園 (48.6%)
2位	県民公園太閤山ランド (26.7%)	県民公園太閤山ランド (32.9%)
3位	大島中央公園 (20.6%)	大島中央公園 (26.6%)
4位	薬勝寺池公園 (13.9%)	薬勝寺池公園 (19.8%)
5位	グリーンパークだいもん (7.7%)	グリーンパークだいもん (8.6%)

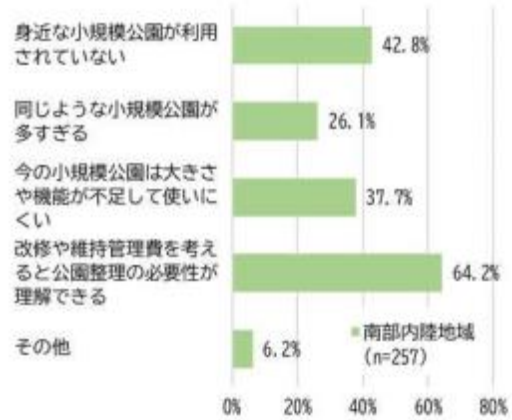
(3) 公園の集約やリニューアルについて

市内の公園を「整理してもよい」が 59.5%と市全体と同程度となっており、「改修や維持管理費を考えると公園整理の必要性が理解できる」が主な理由に挙げられています。

【市内の公園の集約やリニューアルについて】



【整理してもよい理由】



(4) お住まいの地域で利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法

効果的な活用方法は、1位「防災機能を備えた場」、2位「子どもの健全な育成の場」と、市全体の傾向と大きな違いは見られません。

【効果的な活用方法ランキング】

	市全体 (n=781)	南部内陸地域 (n=412)
1位	防災機能を備えた場 (50.1%)	防災機能を備えた場 (53.9%)
2位	子どもの健全な育成の場 (43.4%)	子どもの健全な育成の場 (47.1%)
3位	健康やレクリエーションの場 (34.2%)	健康やレクリエーションの場 (32.8%)
4位	地域や多世代のコミュニケーションの場 (30.2%)	地域や多世代のコミュニケーションの場 (29.9%)
5位	生物多様性や四季の移ろいを感じる場 (23.4%)	生物多様性や四季の移ろいを感じる場 (25.7%)

(5) 緑と公園についての主な意見

維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 射水市は緑が多く、とても自然豊かな町でとても住みやすい地域だと思っています。今後も、この景観が続いていけばいいと思います。 公園のトイレを清潔に保ってほしい。 太閤山団地内には中小の公園が多くあるが、利用者を目にすることも少なく、維持管理（防犯面を含めて）も大変だと思われるので、他の活用方法を考えてほしい。 	111
活用	<ul style="list-style-type: none"> 活気がない。ベンチをもっと置いたり、キッチンカーを呼んだりして、明るく利用したくなるようにしてほしい。 緑と公園を用いて交流会や運動のフェスタ、トレーニング、ウォーキングなど、イベントの場をもっとあれば良いと思います。 	47
担い手	<ul style="list-style-type: none"> 緑を守る意味と意義を市民にもっと伝えていく事が大切なのではないかと思う。除草や木々の剪定に関して、ボランティアの力を導入（少し有償）したり、業者との関わりを持ったり等の工夫が必要。 小規模公園で管理を地域に任せているが、管理されず雑草が繁茂して使用不能。管理費を支給すればよいということではない。 	12

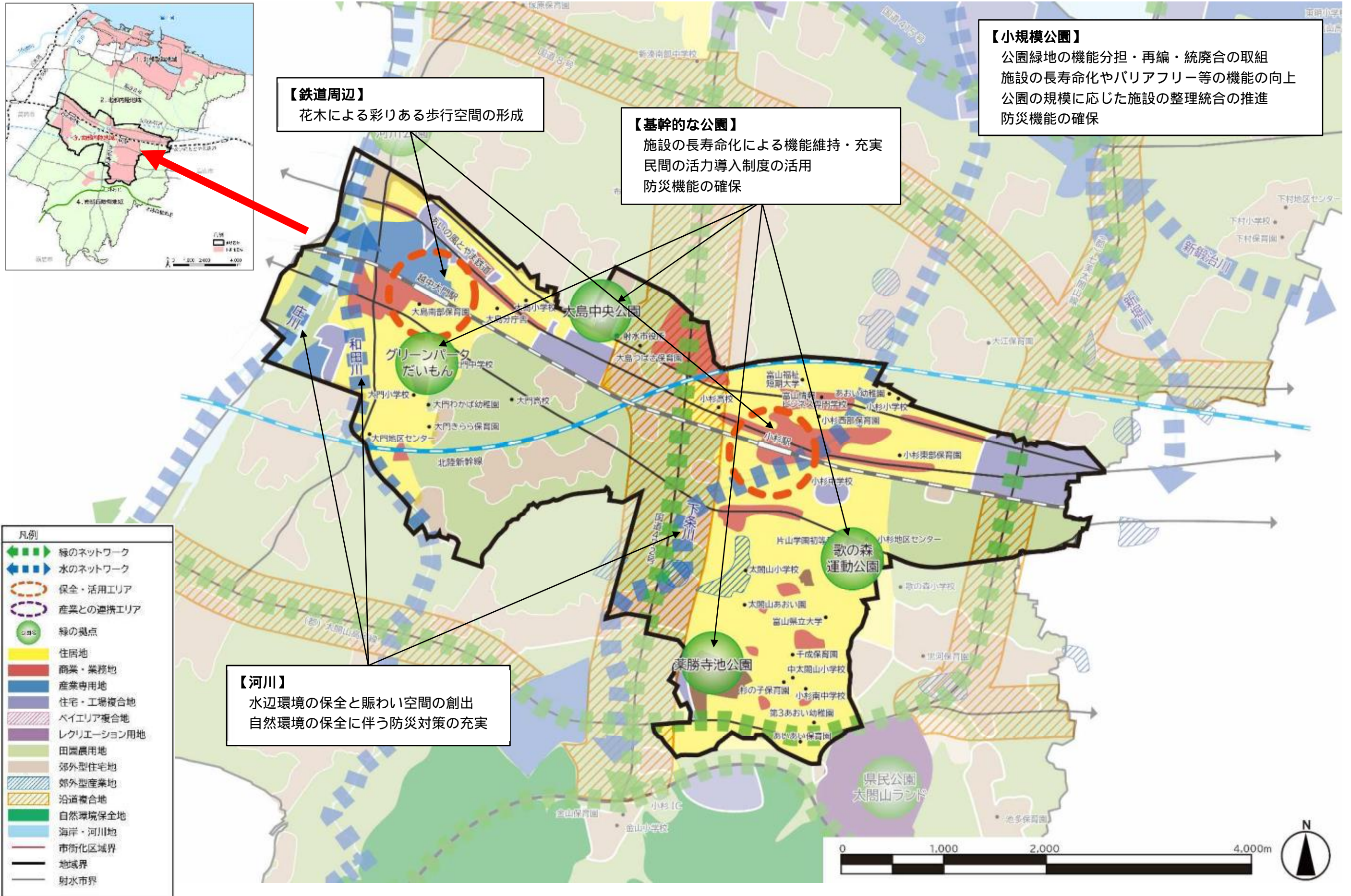
4) 地域の主な課題

- ・大きな工場や店舗等を囲む緑や街路樹、花壇等の道路の緑の満足度が低くなっており、都市機能が集積している市街地においては、緑による沿道景観の向上が課題となっています。
- ・地域内の公園や花壇の維持管理について、地域住民の緑化意識の向上に向けた仕組みや取組が求められています。また、宅地開発に伴う小規模な公園が多数配置され、利用頻度が低い公園もあることが課題となっています。
- ・市外からの利用者も多い歌の森運動公園や大島中央公園、薬勝寺池公園、グリーンパークだいもん等の基幹的な公園は、適正な維持管理を実施することで、本市全体の緑の満足度の向上につながると推測されます。
- ・下条川や庄川、和田川では、洪水対策等が求められています。さらに下条川沿いにおいては、地域行事の場として利用されており、利用目的に応じた機能の充実が求められます。
- ・寺社等の社会的な緑は、街並みと一体的な保全が求められています。

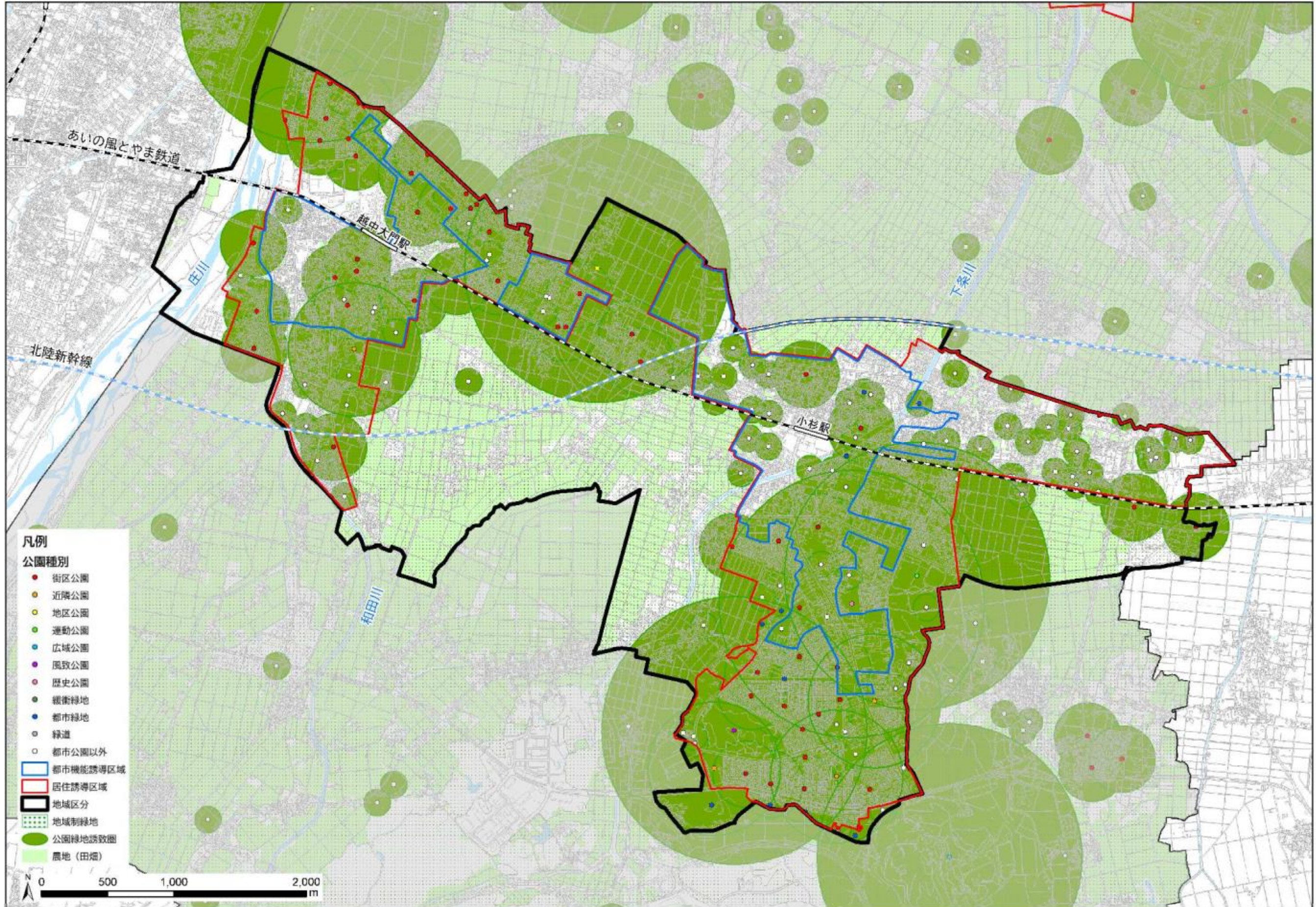
5) 主な取組

基本方針 1	駅周辺における、花壇やプランターによる緑化活動の促進及び彩りと連続性がある沿道景観や賑わいが感じられる、歩いて楽しい歩行空間の創出
	豊かな自然を有する下条川や庄川、和田川の河川における、水辺環境等の保全と、ウォーキングコースや桜並木等に人々が集い、賑わい、憩える空間としての適正な利活用の促進及び防災対策の充実
	地域防災計画に避難場所として位置付けている公園における、災害時の避難者収容及び避難場所としての活用を見据えた、必要な便益施設の維持・整備と防災機能の確保
基本方針 2	小規模な公園における、利用状況や公園緑地の配置、公共公益施設等の立地状況と地域との合意形成を考慮した公園緑地の機能分担・再編・統廃合
	地域内の既存公園における、施設の長寿命化やバリアフリー化、防犯対策等に留意した機能の向上、公園規模に応じた、遊具・トイレ等の公園施設の整理統合の推進
	歌の森運動公園や大島中央公園、薬勝寺池公園、グリーンパークだいもん等の基幹的な公園における、市民が安心して、憩いや交流、レジャーを楽しむことができる場としての施設機能の維持・充実やバリアフリー化等の推進、公園周辺エリアの魅力向上に向けた周辺施設との連携や民間の活力導入制度の活用
基本方針 3	下条川等の親水空間による魅力発信
	公共空間におけるアダプト・プログラム事業の推進
	学校教育における花植え活動等の推進
	地域振興会と連携した市民協働事業による身近な公園の維持管理活動の推進

6) 南部内陸地域の方針図



7) 南部内陸地域の緑の充足状況



【誘致圏域】小規模公園・緑道など：100m、街区公園：250m、近隣公園：500m、地区公園・都市基幹公園・特殊公園・緩衝緑地：1kmとして設定

4 . 南部丘陵側地域

1) 地域の主な概況

- ・ 南部丘陵側地域は、大部分が市街化調整区域に指定され、山林が広がる自然豊かな丘陵地を有しつつ、田園の中に集落等が点在しています。
- ・ 県民公園太閤山ランドは、県内から多くの人々が訪れており、自然レクリエーション拠点としての充実が求められています。
- ・ 庄川や和田川、ため池等の水辺環境は、保全や身近な憩い空間としての活用が求められています。
- ・ 公園緑地に関して、日常の子どもの遊び場となる比較的小さな公園や緑地の充実を求める声、新設ではなく維持管理を求める声が他地域に比べて高くなっています。
- ・ 丘陵地には、豊かな自然環境が形成され、自然学習や農業体験の場としての活用や不法投棄の防止、希少動植物の保護に関する意見が出ています。
- ・ 地域の広大な農地は、本市の農業を支えるエリアとして、農業基盤の高度化や集積が求められています。近年では、北陸自動車道小杉 IC や幹線道路周辺に企業立地が進み、里山や田園の土地利用や景観にも変化が見られます。

2) 主な緑と水の資源

(1) 海岸・河川

- ・ 庄川、和田川、下条川

(2) 公園緑地

- ・ 県民公園太閤山ランド、パークゴルフ南郷 等

【県民公園太閤山ランド】



【自然豊かな南部丘陵地】



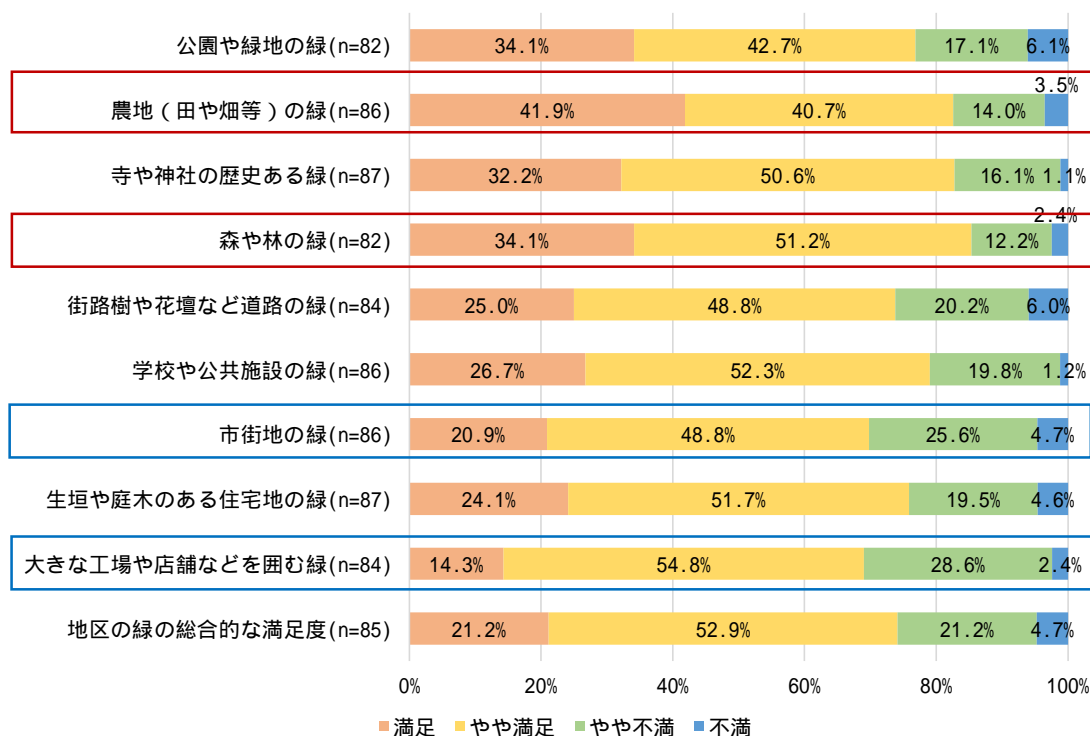
3) 地域住民の緑に対するアンケート結果概要

本地域における、アンケート配布数 322 票、回収数 88 票、回収率 27.3%

(1) お住まいの地域の緑の満足度

「森や林の緑」、「農地（田や畑等）の緑」の満足度が高く、「大きな工場や店舗などを囲む緑」、「市街地の緑」の満足度が低くなっています。

【地域の緑の満足度】



(2) 市内でよく行く公園 当てはまるもの3つまで回答

市内でよく行く公園は、市全体の傾向と概ね同様であり、1位が「歌の森運動公園」、2位が「県民公園太閤山ランド」となっており、居住地域や隣接する南部内陸地域の公園がよく利用されています。

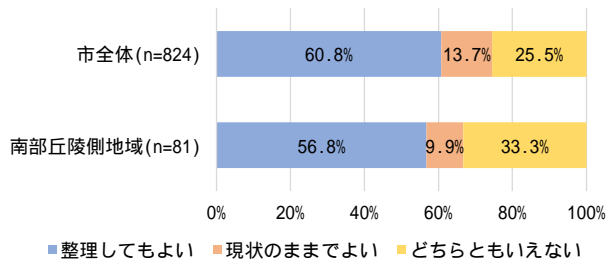
【市内でよく行く公園ランキング】

	市全体 (n=389)	南部丘陵側地域 (n=40)
1位	歌の森運動公園 (43.7%)	歌の森運動公園 (65.0%)
2位	県民公園太閤山ランド (26.7%)	県民公園太閤山ランド (35.0%)
3位	大島中央公園 (20.6%)	グリーンパークだいもん (17.5%)
4位	薬勝寺池公園 (13.9%)	薬勝寺池公園 (15.0%)
5位	グリーンパークだいもん (7.7%)	大島中央公園 (7.5%)

(3) 公園の集約やリニューアルについて

市全体に比べ、市内の公園を「整理してもよい」が56.8%と低くなっているものの、50%以上を占めており、「改修や維持管理費を考えると公園整理の必要性が理解できる」「身近な小規模公園が利用されていない」が主な理由に挙げられています。

【市内の公園の集約やリニューアルについて】



【整理してもよい理由】



(4) お住まいの地域で利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法

効果的な活用方法は、1位が「防災機能を備えた場」、2位が「健康やレクリエーションの場」となっており、市全体と比べて「イベント等を通じて地域経済を活性化させる場」が上位に入っています。

【効果的な活用方法ランキング】

	市全体 (n=781)	南部丘陵側地域 (n=79)
1位	防災機能を備えた場 (50.1%)	防災機能を備えた場 (50.6%)
2位	子どもの健全な育成の場 (43.4%)	健康やレクリエーションの場 (46.8%)
3位	健康やレクリエーションの場 (34.2%)	子どもの健全な育成の場 (39.2%)
4位	地域や多世代のコミュニケーションの場 (30.2%)	地域や多世代のコミュニケーションの場 (30.4%)
5位	生物多様性や四季の移ろいを感じる場 (23.4%)	イベント等を通じて地域経済を活性化させる場 (26.6%)

(5) 緑と公園についての主な意見

	主な意見	件数
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 小さな公園を作るよりも、大きな公園を整備したほうが良いと思います。 小規模公園の遊具も見直して遊べるようにしてほしいが、費用が難しいこともわかる。 麦跡や豆跡、休耕田の雑草がひどい。農家の高齢化により、ますます耕作放棄地が増加すると思われるため、農地の緑の対策が必要。 	21
活用	<ul style="list-style-type: none"> 公園の中に涼める場所や直売所のような施設、地物の飲食等ができる施設等、総合的な地域、仕事場等一体化等、他市からの使用を促進し、市の発展に繋げてほしい。 知られてない公園もあるように思えます。アピールや紹介をしたらよいと思います。 	8
担い手	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持、管理には難しい面がある。ボランティア等をもっと活用してもよいと思う。 	3

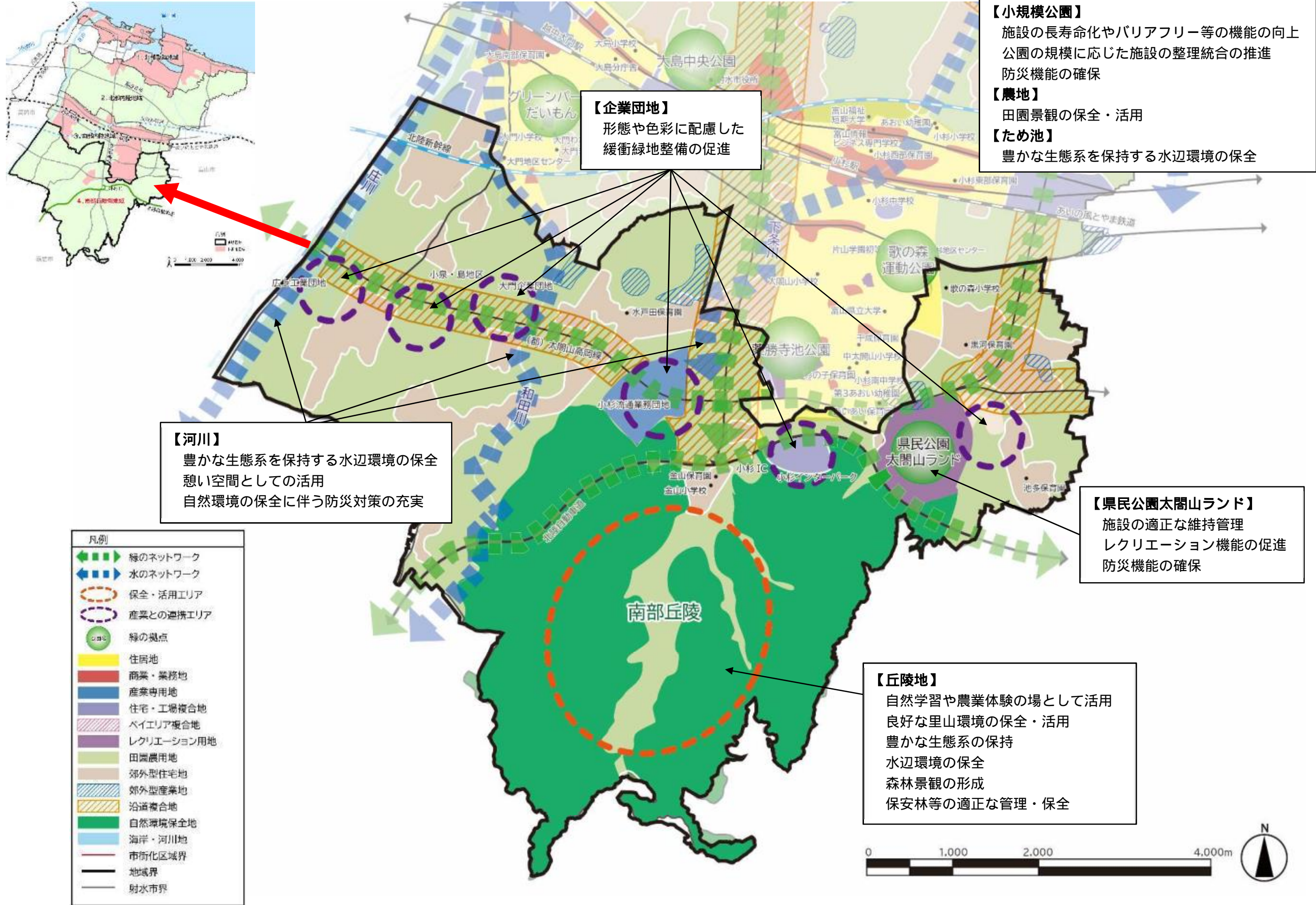
4) 地域の主な課題

- ・ 本地域の特徴である森や林の緑、農地の緑の満足度は高く、丘陵地の豊かな自然環境の適切な保全・活用の促進が求められます。
- ・ 農地においては、農業基盤の強化や担い手確保の取組により、優良農地と田園風景を保全していく必要があります。
- ・ 県民公園太閤山ランドは、地域住民だけにとどまらず、市内外から多くの人々が利用している公園であり、施設の適正な維持管理とレクリエーション機能の向上を促進していくことが望まれます。
- ・ 小規模な公園緑地についても、子どもの遊び場、フォトスポット等としての充実や適正な維持管理が求められています。
- ・ 庄川や和田川、ため池等については、市民の自然とのふれあいの場や憩いの空間として、活用していく必要があります。

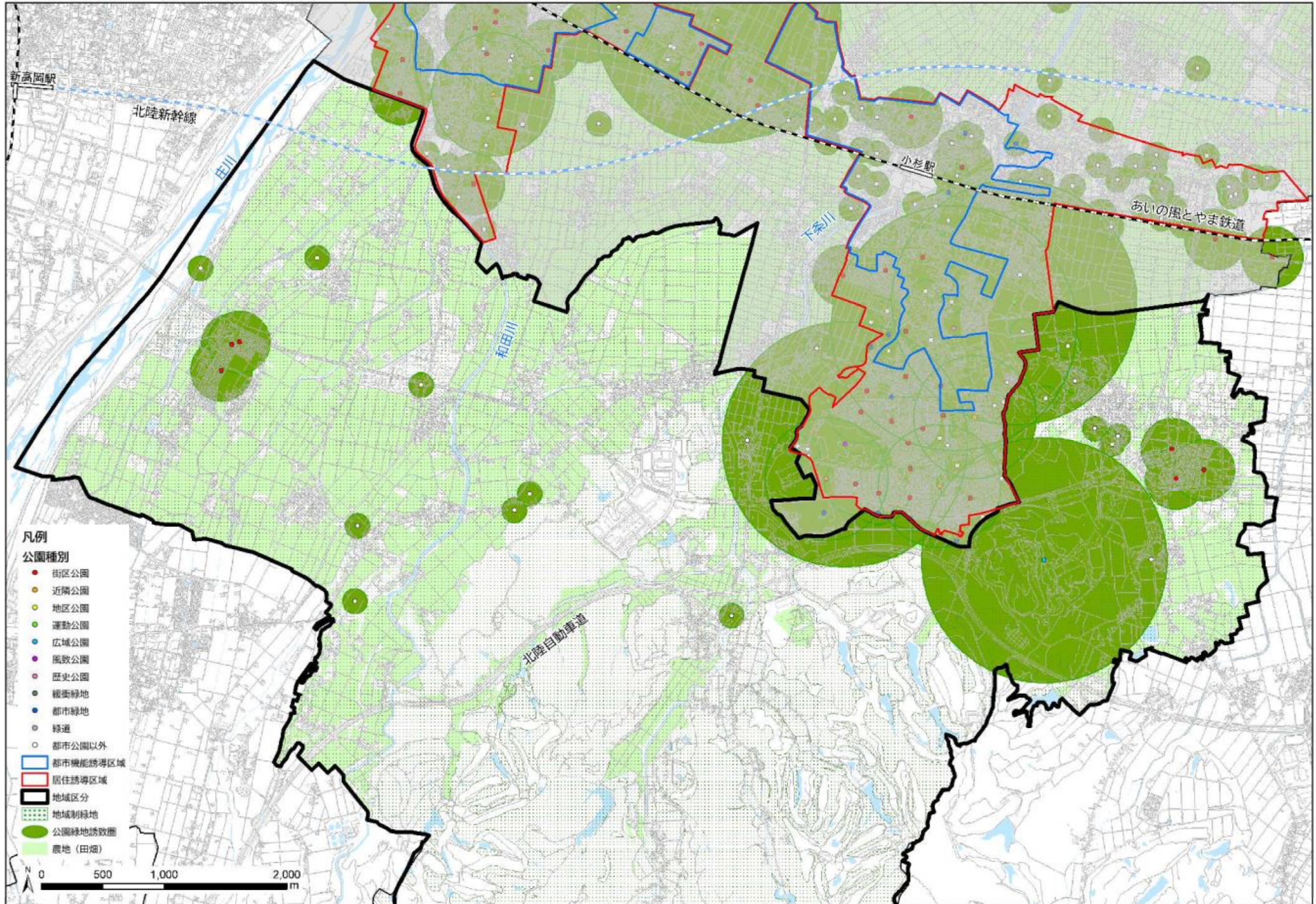
5) 主な取組

基本方針 1	庄川や下条川、和田川等の河川における、良好な自然環境の保全や護岸の保全による適正な維持管理の促進と水害対策の充実
	地域防災計画に避難場所として位置付けている公園における、災害時の避難者収容及び避難場所としての活用を見据えた、必要な便益施設の維持・整備と防災機能の確保
	幹線道路沿道等に立地する企業団地における、良好な街並み形成を考慮した敷地外周の緑化や形態・色彩に配慮した施設整備の促進
	山間部の砂防や治山、地滑り対策、急傾斜地崩壊対策等に必要な施設の維持や保安林等の適正な管理・保全
	点在する農業集落の立地特性を踏まえた棚田の保全や農地の有する多面的機能の維持や排水路の整備・改良と安全対策の推進
基本方針 2	県民公園太閤山ランドにおける、施設の適正な維持管理や良好な景観や自然環境との調和に配慮した施設整備を県へ働きかけ、本市の代表的な交流拠点施設として市内外の観光拠点等との連携の促進
	小規模公園における、地域の利用状況や周辺環境に留意し、施設の長寿命化やバリアフリー化、防犯対策等に留意した機能の向上、公園規模や配置、公共公益施設の立地状況を踏まえた、遊具・トイレ等の公園施設の整理統合
基本方針 3	丘陵地における、自然学習や農業体験の場としての活用による良好な里山環境の保全・活用の促進
	庄川や和田川、下条川等の水辺環境の保全、身近な憩い空間としての活用の促進
	ホタルを身近に鑑賞できる農業用水路や白鳥・鴨等の野鳥が多数飛来する農業用ため池等における、豊かな生態系の保護と水辺環境の保全
	良好な田園景観及びそれと調和する集落景観の保全や宅地開発における景観への配慮、樹林地や里山環境の適正な維持管理等による良好な森林景観の形成

6) 南部丘陵地域の方針図



7) 南部丘陵側地域の緑の充足状況



【誘致圏域】小規模公園・緑道など：100m、街区公園：250m、近隣公園：500m、地区公園・都市基幹公園・特殊公園・緩衝緑地：1kmとして設定

第6章 推進体制と目標設定

1. 施策の推進体制

本計画の基本理念『まちをつなぎ いろどり育み 魅力ひろがる 緑いっぱい射水』に基づき、将来にわたり持続的に緑を守り育てるためには、各主体がそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら、限られた資源を有効に活用することが必要です。市民や事業者、各種団体・NPO、大学等の本市のまちづくりを担う主体と協働するとともに、国や県、周辺自治体との連携を強化します。市民や事業者、各種団体・NPO等に対しては、活動を促進するために市から先進的な活動や効果的な活動等を広く周知し、より良い取組を誘導します。



また、活動への支援制度の柔軟な見直しや弾力的な運用、必要に応じて新たな制度や体制の創設を検討します。

【各主体の主な役割】

主体	主な役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の重要性に対する理解、イベント等への参加 ・主体的な緑化保全活動や公園・街路樹の維持管理活動の実施 ・各種事業への参画・実施（地域型市民協働事業、アダプト・プログラム事業、公募提案型市民協働事業） ・花と緑の銀行射水支店の活動への参加・協力・参画 ・活動の情報発信
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の緑化保全活動への協力・連携、イベント等への参加 ・各種事業制度への参画・実施（アダプト・プログラム事業、公募設置管理制度、民間提案制度） ・花と緑の銀行射水支店の活動への参加・協力・連携 ・活動の情報発信
各種団体・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の緑化保全活動への協力・連携 ・各種事業への参画・実施（アダプト・プログラム事業、公募提案型市民協働事業） ・花と緑の銀行射水支店の活動の運営・参加・連携 ・活動の情報発信
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業への協力・連携 ・共同研究
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・事業や取組の計画的な実施 ・多様な主体との連携、調整（市民、事業者、各種団体・NPO等、大学、国、県、近隣自治体など） ・緑化保全活動や担い手育成への支援 ・情報発信
庁内組織・都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況や課題に対する意見助言 ・施策の見直し、新規施策の検討 ・計画の見直し、改訂

2. 目標指標の設定

計画目標

指 標		現 況 令和 4 年 (2022 年)	中間年次 令和 15 年 (2033 年)	目標年次 令和 25 年 (2043 年)
基本方針 1 <緑を守る> 身近な緑を守り、 安全・安心・快適 なまちをつくる	地域の緑の総合的な満足度	69.3%	70.0%	75.0%
基本方針 2 <緑を生かす> 公園の特性を生かし、 集い交流する まちをつくる	射水市公園施設長寿命化計画 に基づき施設の更新・修繕等 を行った公園数	11公園	15公園	20公園
基本方針 3 <緑を育てる> 緑の活動を広げ、 緑の担い手が育つ まちをつくる	里山等での保全・交流団体数	3 団体	6 団体	9 団体

3. 計画の進行管理

計画期間中には、社会や経済状況の大きな変化や価値観・ニーズのさらなる多様化が想定され、それらに伴い、緑やオープンスペースに関わる法改正や新規制度の創設等も予想されます。

計画期間中であっても、様々な社会情勢の変化に応じて、柔軟な対応が求められることから、PDCAサイクルを実施し、定期的に各種取組状況を把握しながら必要な見直しを検討します。

なお、10年後の計画中間段階においては、本計画の施策の進捗や目標指標の達成状況、上位関連計画等を確認し、必要に応じて、計画の中間見直しを検討し、施策の見直しや効果的な施策立案を図ります。

【PDCA サイクル】



水道事業包括業務委託【第2期】の契約締結について

水道事業包括業務委託【第2期】の優先交渉権者と次のとおり契約を締結しました。

1. 契約概要

契約日	契約金額	契約の相手方	業務期間
令和6年 2月1日	858,990,000円 (うち消費税等 78,090,000円)	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 北陸支店 CS担当部長 渡辺 親一	令和6年 4月1日 ~ 令和11年 3月31日

契約日から令和6年3月31日までは業務準備期間

2. 委託業務

料金関連業務及び施設維持管理業務

3. 第1期との比較

(単位:千円)

	第2期	第1期	増減額	増減率	備考
1年目	171,798	73,972	97,826	132.2%	1期は6か月
2年目	171,798	168,122	3,676	2.2%	1期は一部市業務
3年目	171,798	168,782	3,016	1.8%	ほぼ同業務比較
4年目	171,798	168,782	3,016	1.8%	
5年目	171,798	168,782	3,016	1.8%	
合計	858,990	748,440	110,550	14.8%	

3年目以降の単年度比較1.8%増は物価高騰等によるもの。

令和6年度 水道水質検査計画(案)について

本計画は、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査頻度を定めた「水道水質検査計画」を策定し、計画的に水質検査を行い、その詳細を市のホームページで公表しています。

1 水道事業の概要

(1) 給水状況

	令和4年度	令和3年度	増減
給水人口	90,370人	90,737人	△ 367人
普及率	99.2%	99.2%	0.0%
1日平均給水量	28,802 m ³	28,997 m ³	△ 195 m ³
1日最大給水量	43,074 m ³	35,868 m ³	7,206 m ³
年間給水量	10,512,731 m ³	10,584,037 m ³	△ 71,306 m ³

(2) 取水能力

ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m ³ /日
子撫川協定水量	最大受水量 13,400 m ³ /日
合 計	33,400 m ³ /日

イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目1号井（深井戸）	2,000 m ³ /日
布目6号井（深井戸）	2,500 m ³ /日
合 計	4,500 m ³ /日

広上取水場	認可水量
広上1号井（浅井戸）	2,000 m ³ /日
広上2号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
広上3号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
合 計	8,000 m ³ /日

2 水質検査項目及び検査頻度

水質検査採水地点



水質検査の内容

検査頻度		検査地点	検査項目
浄水	毎日検査	市内 10 箇所 (採水地点☆)	色・濁り・消毒の残留効果（自動計測）
	毎月検査	市内 10 箇所 (採水地点●)	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、PH、味、臭気、色度、濁度、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の 11 項目
	年 4 回検査 (年 1 回検査)		法令で定めた 40 項目。過去の水質試験結果により一部の検査項目は、最大 3 年に 1 回に省略可能だが、安全確認のため年 1 回検査を実施
原水	毎月検査	広上 1 号井	クリプトスポリジウム指標菌
	年 4 回検査	(採水地点▲)	クリプトスポリジウム
	年 1 回検査	自己水源 2 施設 (5 箇所)	消毒副生成物等を除く水質基準項目 37 項目
	隔年検査		水質管理目標設定項目「有機フッ素化合物」【ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)】
	年 1 回検査	布目 6 号井又は広上 2 号井 (採水地点◆)	水質管理目標設定項目及び要検討項目、農薬類（富山県と共同で隔年実施）→令和 6 年度布目 6 号井農薬類（広上 2 号井は市単独実施）
	隔年検査	広上 3 号井	ダイオキシン類（令和 6 年度実施）

水質管理目標設定項目に位置付けられている有機フッ素化合物【ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)】については、暫定目標値を維持することとし、当面 2 年に 1 回検査します。

※PFOS 及び PFOA の検査の実績及び計画

令和 5 年度 布目 1 号井、広上 2 号井

令和 6 年度 布目 6 号井、広上 2 号井、広上 3 号井



射水市上下水道部

令和6年度

水道水質検査計画(案)



鳥越調整場



上野調整場



布目配水場



広上取水場



紫外線処理装置

目 次

	頁
1. はじめに	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水源の状況及び原水の水質状況	2
4. 水質検査の基本方針	2
5. 水質検査項目及び検査頻度	3
6. 臨時の水質検査について	5
7. 水質検査の方法	5
8. 水質検査機関	5
9. 水質検査結果の評価	5
10. 水質検査の精度と信頼性保証	5
11. 水質検査計画及び検査結果の公表	6
12. 関係機関との連携	6
※ 参照図表	7～12

1. はじめに

射水市水道事業では、『安心安全で、おいしい水づくり』のため、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査回数等を定めた『水道水質検査計画』を策定し、計画的に水質検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和4年度）

給水人口	90,370 人
普及率	99.2 %
1日平均給水量	28,802 m ³
1日最大給水量	43,074 m ³
年間給水量	10,512,731 m ³

(2) 取水能力（令和6年度）

ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m ³ /日
子撫川協定水量	最大受水量 13,400 m ³ /日
合 計	33,400 m ³ /日

イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目1号井（深井戸）	2,000 m ³ /日
布目6号井（深井戸）	2,500 m ³ /日
合 計	4,500 m ³ /日

広上取水場	認可水量
広上1号井（浅井戸）	2,000 m ³ /日
広上2号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
広上3号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
合 計	8,000 m ³ /日

3. 水源の状況及び原水の水質状況

本市の水源は、前述のとおり富山県西部水道用水供給事業による2系統の県受水と、自己水源として布目配水場と広上取水場に5箇所の井戸を保有しています。

(1) 県受水は、庄川水系和田川の表流水を水源として富山県企業局和田川水道管理所で適切に水質管理されています。

また、受水地点である日の宮受水場、上野調整場及び鳥越調整場で県受水の水質検査を年1回実施し、安全であることを確認します。

(2) 広上自己水源の広上1号井は、浅井戸のためクリプトスポリジウムによる汚染が危ぐされることから、平成22年度に紫外線照射装置を設置し対応しています。

(3) 布目及び広上水源は、水田に隣接しているため農薬散布による農薬類の汚染にも注意が必要です。

この対策として、水源近隣に散布した農薬類を調査し、農薬成分を10項目にしぼって検査します。

(4) 自己水源は概ね良好な状態であり、浄水についても水質基準を下回っているため、安全で良質な水源であるといえます。

4. 水質検査の基本方針

(1) 浄水について

ア 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日水質検査項目及び水質基準項目とします。

イ 検査地点は、水質基準が適用される給水栓の水とします。

(ア) 毎日水質検査

配水池等の重要施設と末端及び配水系統毎の10箇所を選定します。測定方法は、自動計測10箇所とします。

(イ) 水質基準項目

配水池等の重要施設と管内の末端等、10箇所を選定します。

ウ 検査頻度は水道法に基づき、水源の種類やこれまでの検査結果により定めます。

ただし、水道法で検査頻度を3年に1回以上に省略できる水質基準項目についても、安全であることを確認するため、年1回以上の検査を実施します。

(2) 原水について

ア 検査項目は、水質基準項目（消毒副生成物を除く）、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム、クリプトスポリジウム指標菌とします。

イ 検査地点

水質基準項目の検査地点は、自己水源5箇所の井戸とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

ウ 検査頻度

水質基準項目は、厚生労働省健康局水道課長通達に基づき年1回とします。その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

以上(1)(2)の検査地点については別添図を参照、検査項目及び検査頻度は、別表1から別表5を参照。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目(3項目)

色・濁り・消毒の残留効果を1日1回検査します。

(2) 水質基準項目(別表1、2)

水道法で検査頻度と基準値が定められ、基準値以下で給水することが義務づけられている51項目です。

ア 毎月行う検査

法令で定めた項目、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素の量)、PH、味、臭気、色度、濁度及び富山県指導項目である鉄、カルシウム・マグネシウム等(硬度)の検査を毎月実施します。(11項目)

イ 3ヶ月毎に行う検査

法令で定めた40項目について検査を実施します。

これらの項目の中には、過去3年間の水質検査結果が基準値の1/5以下である場合は1年に1回以上、基準値の1/10以下である場合は3年に1回以上と検査回数を省略できるが、安全性を確認するために年1回検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目(別表3、5)

ア 水道水を管理する上で留意すべき項目で、毒性や水道水からの検出量などの観点から、水質基準とするには及ばないが、測定・監視を続けることが望ましいとされる項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき、布目6号井の地下水を県と共同で2年に1回、全27項目のうち地下水に関係した13項目について検査します。

ウ 水質管理目標設定項目のうち農薬については、布目配水場及び広上取水場の地下水を検査します。(農薬類の検査項目については、

水源近隣に散布した農薬類を調査し全 115 項目のうち 10 項目を決定します。)

- エ 水質管理目標設定項目に位置付けられている有機フッ素化合物【ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)】については、暫定目標値を維持することとし、布目配水場及び広上取水場の地下水を当面 2 年に 1 回検査します。(単独)

(4) 要検討項目 (別表 4)

- ア 毒性評価が定まらない、若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目で、データを集めていくものとして定められた項目です。
- イ 富山県水道水質管理計画に基づき、布目 6 号井の地下水を県と共同で 2 年に 1 回、全 46 項目のうち地下水に関係した 26 項目について検査します。
- ウ 要検討項目のうちダイオキシン類の検査については、県内に調査機関がなく、県との共同検査も出来ないため、射水市単独で 2 年に 1 回検査します。(令和 6 年度 広上 3 号井で実施)

(5) クリプトスポリジウム指標菌等の検査

- ア 広上取水場 1 号井 (浅井戸) においては、『水道水におけるクリプトスポリジウム対策の暫定方針 (平成 8 年 10 月 4 日衛水第 248 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)』に基づき、クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌) の検査等を実施します。
- イ クリプトスポリジウム指標菌の検査は毎月、クリプトスポリジウムの検査は年 4 回実施します。

※参考 1 県との共同検査は以下のとおりです。

- ・「水質管理目標設定項目等」検査 (別表 3) 年 1 回
- ・「要検討項目」 検査 (別表 4) 年 1 回
- ・「農薬類」 検査 (別表 5) 年 1 回

※参考 2 有機フッ素化合物 (PFOS 及び PFOA) の検査の実績及び計画は、以下のとおりです。【検査 (別表 3)】

- ・令和 5 年度 布目 1 号井、広上 1 号井
- ・令和 6 年度 布目 6 号井、広上 2 号井、広上 3 号井

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 自己水源に異常があったとき
- (2) 浄水の色、濁り及び臭気等に原因不明の変化が生じる等、水質が著しく悪化したとき
- (3) 水道施設（送配水管含）が著しく汚染された恐れがあるとき
- (4) その他、水道技術管理者が必要であると指定したとき

以上、水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて検査項目を決定します。

7. 水質検査の方法

(1) 検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

(2) 採水方法

検査試料の採水は受託事業者が行います。試料の容器等は、検査機関より貸与されたものを使用します。

(3) 試料の運搬

検査試料は、クーラーボックス等に入れ冷却し、破損防止の措置を施して運搬します。

8. 水質検査機関

水道法に基づく水質検査は、富山県水質管理計画に基づき、富山県和田川水道管理所に委託します。

また、県と共同での検査は、富山県衛生研究所へ委託します。

そして、射水市独自に行う水質検査については、厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

9. 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価については、検査毎に水質基準値の超過がないか確認し、基準値を超えている場合は、原因究明を行い必要な対応をします。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

射水市が行う水質検査については、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣登録検査機関に委託して水質検査を行っていますが、水質検査の精度確認のため、また需要者に対する信頼性の保証を行うため、委託先が外部精度管理及び内部精度管理を実施し、適切に精度管理を行っているか書類等で確認します。

11. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、毎年見直しを行い、状況に応じその都度改正します。また、水質検査結果については、射水市ホームページで公表し請求があれば、射水市複写機等実費徴集要綱に基づき検査結果の写しを提供します。

12. 関係機関との連携

射水市は、一日の給水量の殆どを富山県西部水道用水供給事業から浄水として受水していますので、同事業と連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整備しています。

水質検査採水地点



別表1 水質基準項目及び基準値

番号	項目名	基準値	備考	区分
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物による汚染の指標	健康に関連する項目
2	大腸菌	検出されないこと。		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。	無機物・重金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下であること。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること。		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。		
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること。		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること。		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること。		
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること。		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。		
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。		
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること。		
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること。		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。		
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること。		
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。		
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること。		
30	プロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること。		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること。	着色	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。		
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。	味	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。		
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。	着色	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。		
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること。	味	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下であること。		
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること。	発泡	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること。		
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下であること。	かび臭	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下であること。		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。	発泡	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下であること。	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。		
48	味	異常でないこと。	基礎的性状	
49	臭気	異常でないこと。		
50	色度	5度以下であること。		
51	濁度	2度以下であること。		

別表2 定期の水質検査項目、回数等

番号	項目名	省略可否	検査頻度			浄水の検査回数の設定理由	浄水			原水		
			法定頻度	実績による検査頻度	R6年度検査計画		月1回	1回/3月	年1回	1回/3月	年1回	
1	一般細菌	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
2	大腸菌	否	1回/月	←	←		○				○	
3	カドミウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
4	水銀及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
5	セレン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
6	鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
7	ヒ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
8	六価クロム化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
9	亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	否	1回/3月	←	←		検査回数の減不可項目		○			○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間に検査結果が1/10以下			○		○
12	フッ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/1年	←	過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○	
13	ホウ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
14	四塩化炭素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
15	1,4-ジオキサン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
17	ジクロロメタン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
18	テトラクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
19	トリクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
20	ベンゼン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
21	塩素酸	否	1回/3月	←	←		検査回数の減不可項目	□	○			
22	クロロ酢酸	否	1回/3月	←	←			○				
23	クロロホルム	否	1回/3月	←	←			○				
24	ジクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←			○				
25	ジブロモクロロメタン	否	1回/3月	←	←			○				
26	臭素酸	否	1回/3月	←	←	□		○				
27	総トリハロメタン	否	1回/3月	←	←			○				
28	トリクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←			○				
29	ブロモジクロロメタン	否	1回/3月	←	←			○				
30	ブロモホルム	否	1回/3月	←	←			○				
31	ホルムアルデヒド	否	1回/3月	←	←			○				
32	亜鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
33	アルミニウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/1年	←	過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○	
34	鉄及びその化合物	可	1回/3月	1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○				○	
35	銅及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
36	ナトリウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
37	マンガン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
38	塩化物イオン	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	可	1回/3月	1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○				○	
40	蒸発残留物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/5以下		☆	○		○	
41	陰イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
42	ジェオスミン	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年	水源の状況を勘案した			○			
43	2-メチルイソボルネオール	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年				○			
44	非イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
45	フェノール類	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	否	1回/月	←	←		検査回数の減不可項目	○				○
47	pH値	否	1回/月	←	←	○						○
48	味	否	1回/月	←	←	○						○
49	臭気	否	1回/月	←	←	○						○
50	色度	否	1回/月	←	←	○						○
51	濁度	否	1回/月	←	←	○						○

凡例

○: 検査実施をあらわします。

□: 布目配水場、広上取水場、五官野水上谷ポンプ場のみの適用。(3ヶ月に1回の検査でよいが、左記の水道施設は当市にて塩素滅菌処理を行っている為、安全確認のため毎月検査を実施するもの)

☆: 布目配水場のみの適用。(過去3年間の検査結果が1/5基準値を超えているため、3ヶ月に1回の検査を実施するもの)

別表3 水質管理目標設定項目の目標値及び検査項目

水質管理上注目すべき項目(全27項目、内地下水に関係のある14項目を実施)

番号	項目名	検査項目	基準値	備考	分類
1	アンチモン及びその化合物	○	アンチモンの量に関して、0.02mg/ℓ以下		無機物質
2	ウラン及びその化合物	○	ウランの量に関して、0.002mg/ℓ以下(暫定)		
3	ニッケル及びその化合物	○	ニッケルの量に関して、0.02mg/ℓ以下		
4	削除(亜硝酸態窒素)		削除(0.05mg/ℓ以下(暫定))		
5	1,2-ジクロロエタン	○	0.004mg/ℓ以下		有機物質
6	削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)		削除(0.004mg/ℓ以下)		
7	削除(1,1,2-トリクロロエタン)		削除(0.006mg/ℓ以下)		
8	トルエン	○	0.4mg/ℓ以下		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	0.08mg/ℓ以下		消毒剤
10	亜塩素酸		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。当市使用していないため除外。	
11	削除(塩素酸)		削除		
12	二酸化塩素		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。当市使用していないため除外。	
13	ジクロロアセトニトリル	○	0.01mg/ℓ以下(暫定)		消毒剤副生
14	抱水クロラール	○	0.02mg/ℓ以下(暫定)		
15	農薬類	○	検出値と目標値の比の和として、1以下	対象農薬は114物質(別表5)	有機物質
16	残留塩素		1mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	無機物質
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
18	マンガン及びその化合物		マンガンの量に関して、0.01mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
19	遊離炭酸		20mg/ℓ以下	採水後速やかな測定出来ないため除外	
20	1,1,1-トリクロロエタン	○	0.3mg/ℓ以下		有機物質
21	メチル-tert-ブチルエーテル	○	0.02mg/ℓ以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		3mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	その他
23	臭気強度(TON)		3以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
24	蒸発残留物		30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
25	濁度		1度以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
26	pH値		7.5程度	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	その他
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	採水後速やかな測定出来ないため除外	
28	従属栄養細菌	○	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)		微生物
29	1,1-ジクロロエチレン	○	0.1mg/ℓ以下		有機物質
30	アルミニウム及びその化合物		アルミニウムの量に関して、0.1mg/ℓ以下		無機物質
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	△	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/ℓ以下(暫定)		有機物質

* 富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき合同検査を実施する予定です。

* 採水場所は、布目6号井又は広上2号井とし隔年交互に実施します。ただし、農薬類は毎年実施します。

* ○: 検査実施項目をあらわします。

* △: 有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)は、当面2年に1回実施します。(単独)

別表4 要検討項目の目標値及び検査項目

番号	項目名	県と合同	単 独	目標値
1	銀及びその化合物	○		未設定
2	バリウム及びその化合物	○		0.7mg/ℓ
3	ビスマス及びその化合物	○		未設定
4	モリブデン及びその化合物	○		0.07mg/ℓ
5	アクリルアミド			0.0005mg/ℓ
6	アクリル酸			未設定
7	17-β-エストラジオール			0.00008mg/ℓ(暫定)
8	エチニル-エストラジオール			0.00002mg/ℓ(暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	○		0.5mg/ℓ
10	エピクロロヒドリン	○		0.0004mg/ℓ(暫定)
11	塩化ビニル	○		0.002mg/ℓ
12	酢酸ビニル	○		未設定
13	2,4-トルエンジアミン			未設定
14	2,6-トルエンジアミン			未設定
15	N,N-ジメチルアニリン	○		未設定
16	スチレン	○		0.02mg/ℓ
17	ダイオキシン類		△	1pgTEQ/ℓ(暫定)
18	トリエチレンテトラミン			未設定
19	ノニルフェノール	○		0.3mg/ℓ(暫定)
20	ビスフェノールA	○		0.1mg/ℓ(暫定)
21	ヒドラジン	○		未設定
22	1,2-ブタジエン			未設定
23	1,3-ブタジエン			未設定
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	○		0.01mg/ℓ
25	フタル酸ブチルベンジル	○		0.5mg/ℓ
26	マイクロキスチン-LR			0.0008mg/ℓ(暫定)
27	有機すず化合物			0.0006mg/ℓ※(暫定)
28	プロモクロロ酢酸	○		未設定
29	プロモジクロロ酢酸	○		未設定
30	ジプロモクロロ酢酸	○		未設定
31	プロモ酢酸	○		未設定
32	ジプロモ酢酸	○		未設定
33	トリプロモ酢酸	○		未設定
34	トリクロロアセトニトリル	○		未設定
35	プロモクロロアセトニトリル	○		未設定
36	ジプロモアセトニトリル	○		0.06mg/ℓ
37	アセトアルデヒド	○		未設定
38	MX			0.001mg/ℓ
39	キシレン	○		0.4mg/ℓ
40	過塩素酸			0.025mg/ℓ
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)			0.0001mg/ℓ
42	アニリン			0.02mg/ℓ
43	キノリン			0.0001mg/ℓ
44	1,2,3-トリクロロベンゼン			0.02mg/ℓ
45	ニトリロ三酢酸(NTA)			0.2mg/ℓ
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH x S)			未設定

*※印はトリブチルスズオキサイドの目標値

* 富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき実施する予定です。

* 合同検査の採水場所は、布目6号井又は広上2号井を隔年交互に実施します。

* ダイオキシン類の検査は、過去のデータ蓄積により広上3号井とします。(R6実施)

* ○は検査実施をあらわします。△は2年に1回の検査をあらわします。

別表5 農薬類(水質管理目標設定項目(15)の対象農薬リスト)

番号	農薬名	検査有・無	番号	農薬名	検査有・無
農01	1, 3—ジクロロプロペン(D—D)		農61	チオベンカルブ	
農02	2, 2—DPA(ダラボン)		農62	テフリルトリオン	○
農03	2, 4—D(2, 4—PA)		農63	テルブカルブ(MBPMC)	
農04	EPN		農64	トリクロピル	
農05	MCPA		農65	トリクロロホン(DEP)	
農06	アシュラム		農66	トリシクラゾール	○
農07	アセフェート		農67	トリフルラリン	
農08	アトラジン		農68	ナプロバミド	
農09	アニロホス		農69	パラコート	
農10	アミトラズ		農70	ピペロホス	
農11	アラクロール		農71	ピラクロニル	○
農12	イソキサチオン		農72	ピラゾキシフェン	
農13	イソフェンホス		農73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	
農14	イソプロカルブ(MIPC)		農74	ピリダフェンチオン	
農15	イソプロチオラン(IPT)		農75	ピリプチカルブ	
農16	イプフェンカルバゾン	○	農76	ピロキロン	
農17	イプロベンホス(IBP)		農77	フィプロニル	
農18	イミノクタジン		農78	フェントロチオン(MEP)	
農19	インダノファン		農79	フェノブカルブ(BPMC)	
農20	エスプロカルブ		農80	フェリムゾン	
農21	エトフェンプロックス		農81	フェンチオン(MPP)	
農22	エンドスルファン(ベンゾエピン)		農82	フェントエート(PAP)	
農23	オキサジクロメホン		農83	フェントラザミド	
農24	オキシ銅(有機銅)		農84	フサライド	○
農25	オリサストロビン		農85	ブタクロール	
農26	カズサホス		農86	ブタミホス	
農27	カフェンストロール		農87	ブプロフェジン	
農28	カルタップ		農88	フルアジナム	
農29	カルバリル(NAC)		農89	プレチラクロール	
農30	カルボフラン		農90	プロシミドン	
農31	キノクラミン(ACN)		農91	プロチオホス	
農32	キャブタン		農92	プロピコナゾール	
農33	クミルロン		農93	プロピザミド	
農34	グリホサート		農94	プロベナゾール	
農35	グルホシネート		農95	プロモブチド	○
農36	クロメプロップ		農96	ベノミル	
農37	クロルニトロフェン(GNP)		農97	ペンシクロン	
農38	クロルピリホス		農98	ベンゾピシクロン	○
農39	クロロタロニル(TPN)		農99	ベンゾフェナップ	
農40	シアナジン		農100	ベンタゾン	○
農41	シアノホス(CYAP)		農101	ペンディメタリン	
農42	ジウロン(DCMU)		農102	ベンフラカルブ	
農43	ジクロベニル(DBN)		農103	ベンフルラリン(ベスロジン)	
農44	ジクロルボス(DDVP)		農104	ベンフレセート	
農45	ジクワット		農105	ホスチアゼート	
農46	ジスルホトン(エチルチオメトン)		農106	マラチオン(マラソン)	
農47	ジチオカルバメート系農薬		農107	メコプロップ(MGPP)	
農48	ジチオビル		農108	メソミル	
農49	シハロホップブチル		農109	メタラキシル	
農50	シマジン(CAT)		農110	メチダチオン(DMTP)	
農51	ジメタメトリン		農111	メトミノストロビン	
農52	ジメトエート		農112	メトリブジン	
農53	シメトリン	○	農113	メフェナセト	
農54	ダイアジノン		農114	メプロニル	
農55	ダイムロン		農115	モリネート	○
農56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート				
農57	チアジニル				
農58	チウラム				
農59	チオジカルブ				
農60	チオファネートメチル				

※ 水源近隣に散布した農薬類を調査し、代表的な成分となる10項目を選定して検査します。

※ ○印は前年度に検査した項目です。